

点検・評価結果

令和4年度点検・評価 対象施策・事業一覧表

大 柱	中 柱	項目名
I 生涯学習社会における人づくり	1 思いやる力やたくましく生きる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実	① 魅力ある生涯学習の環境整備
		② 実践的防災教育の推進
	③ 人権教育の推進	
II 共生社会づくりにかかわる人づくり	2 社会とかかわる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実	④ 読書活動の推進
		① 「シチズンシップ教育」の更なる推進
	3 生涯にわたる自分づくりの推進に向けた協働・連携の拡大・充実	① 「かながわ教育ビジョン」の着実な推進
III 学びを通じた地域の教育力の向上	1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化	① いのちの尊重に関する教育の推進
		② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進
	2 インクルーシブ教育の推進	③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実
IV 子育て・家庭教育への支援	3 「外国につながるのある児童・生徒」への指導・支援の充実	④ 多様な学びの場のしくみづくり
		② 専門的な指導や支援の充実
	1 社会教育施設や学校等を活用した地域での学びの場づくりの推進	① 「外国につながるのある児童・生徒」への更なる指導・支援の充実
V 学び高め合う学校教育	2 地域力を生かしたコミュニティ・スクールの普及と充実	① 社会教育施設や学校等を活用した学びの場づくりの推進
		② コミュニティ・スクールの導入の促進
VI 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり	1 子どもの社会的な経験の機会の充実	② 地域学校協働活動等の推進
		2 子育て・家庭教育への理解と環境づくり
VII 県立学校の教育環境の改善	3 グローバル化などに対応した教育の推進	① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実
		① 授業力・学力の向上に向けた取組
	1 確かな学力の向上を図る取組の充実	② 専門教育の充実
VIII 文化芸術・スポーツの振興	2 生き方や社会を学ぶ教育の充実	① キャリア教育の推進
		② 職業教育の充実
	3 信頼に根ざした活力と魅力にあふれた学校づくり	① 児童・生徒の英語力向上の推進
IX 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について	1 かながわの人づくりを担う教職員の確保・育成の計画的な推進	② グローバル化などに対応した先進的な教育の推進
		③ ICTを活用した教育の推進
	2 学校支援や教職員研修に関するセンター機能の充実と強化	① 多様で優秀な教職員の確保と指導力の高い教職員の育成
X 安全・安心の確保	3 信頼に根ざした活力と魅力にあふれた学校づくり	② 県教育委員会の不祥事防止の取組
		① 教職員研修の充実
	1 豊かな学びを実現する教育環境の整備	① 小中一貫教育の推進
XI 安全・安心の確保	2 効率的で主体的な学校運営の推進のための教育環境の改善	② 公立高校入学者選抜の実施・改善
		③ 県立高校改革の推進
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	④ 県立特別支援学校の教育環境の整備
XII 安全・安心の確保	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	① 校舎等の耐震補強・老朽化対策等の実施
		② 実験・実習等に係る設備の整備
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	③ 災害に備えた整備
XIII 安全・安心の確保	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	④ ICT環境の整備
		② 教員の働き方改革の推進
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	① 文化財保護の充実
XIV 安全・安心の確保	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	② 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦
		① 学校における食育の推進
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	② 健康・体力づくりの推進
XV 安全・安心の確保	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	③ 部活動の活性化と適切な運営
		④ がん教育の推進
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	⑤ 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進
XVI 安全・安心の確保	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	① 県立学校における対応
		② 市町村立学校における対応
	1 安全・安心の確保	③ 県立社会教育施設における対応
XVII 安全・安心の確保	2 学びの保障	④ 県立学校における対応
		② 市町村立学校における対応
	1 安全・安心の確保	③ 県立社会教育施設における対応

I 生涯学習社会における人づくり

1 思いやる力やたくましく生きる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実

① 魅力ある生涯学習の環境整備

取組1 県立社会教育施設的环境整備

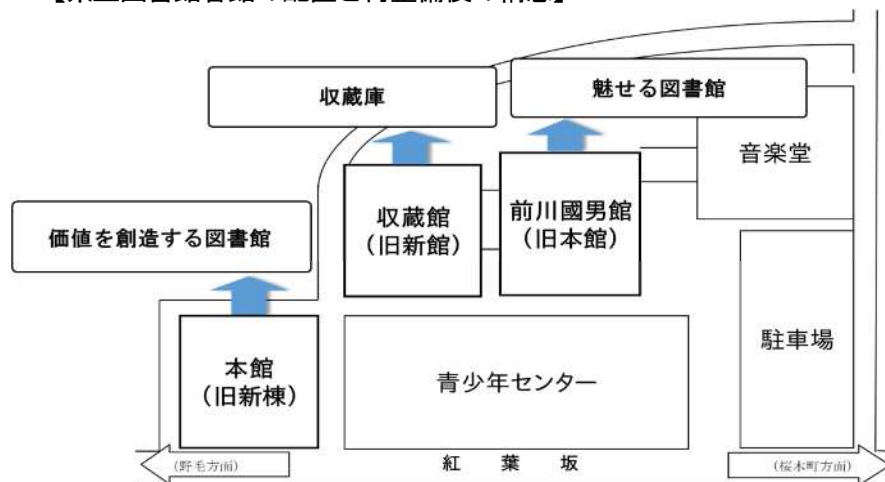
実績・成果

- ・ 本館（旧新棟）を「価値を創造する図書館¹」、前川國男館（旧本館）を「魅せる図書館²」とする県立図書館の再整備を進めるため、本館（旧新棟）新築工事を令和2年度から引き続き実施するとともに、前川國男館（旧本館）及び収蔵館（旧新館）改修工事の基本設計に着手した。
- ・ 県立社会教育施設の老朽化対策のため、県立生命の星・地球博物館の空調設備改修工事やエレベーター更新工事を行った。



県立図書館本館（旧新棟）外観

【県立図書館各館の配置と再整備後の構想】



課題

- ・ 築年数が経過した県立社会教育施設について、施設や設備の老朽化や収蔵スペースの狭隘化^{あい}が進んでおり、計画的に対策を講じることが課題である。

今後の対応方向

- ・ 県立図書館本館（旧新棟）については、「価値を創造する図書館」の機能を十分に発揮するための具体的な取組を検討し、県民の学びを支える図書館としての役割を果たしていく。また、「魅せる図書館」としての前川國男館（旧本館）の機能や、収蔵庫として改修する収蔵館（旧新館）についても、引き続き具体化に向けて検討し、再整備を計画的かつ着実に進めていく。
- ・ 今後の県立社会教育施設の適切な施設運営を図るため、長寿命化計画に基づき計画的に対策を講じていくとともに、収蔵スペース確保のための整備手法を検討していく。

¹ 価値を創造する図書館

図書館の専門性や広域性を活かして、本や人との出会いの機会を提供し、県民の更なる学びにつなげていくことを支援する機能を備えた図書館。

² 魅せる図書館

県立図書館ならではの特色ある建物や蔵書等を活かして、人を惹きつけ、人が訪れる、魅力ある図書館としての機能を備えた図書館。

取組2 県立社会教育施設における生涯学習事業	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県民の「学び」や「学び直し」を支援するため、県立社会教育施設において、資料の収集・整備・保存作業を進めるとともに、調査研究及びその成果を活用した展示事業や教育普及活動について、施設内だけでなく、展示内容を動画で紹介したり、オンラインで出張講座を行ったりするなど、インターネットを活用して実施した。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立の図書館は、開館時間を短縮した。 県立の博物館及び美術館は、事前予約をした方に限り入館可能とした。
課題	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍においても、県民の「学び」や「学び直し」の機会を保障するために、引き続き適切な感染防止対策を講じていくことが課題である。 来館せずに「学び」や「学び直し」の機会を提供できるよう、引き続き取り組んでいくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 各施設のマニュアルに沿った感染防止対策を徹底することで、来館者が安全・安心に閲覧や観覧ができる環境を提供していく。 利用者のニーズを踏まえた上で、非来館型サービスを提供していく。

県立社会教育施設における展示・講座内容

施設名	展示・講座名称
県立図書館	「図書館で哲学を～withコロナ時代の哲学～」 ほか
県立川崎図書館	「川崎図書館の資料で見るSDGs」 ほか
県立金沢文庫	特別展「春日神霊の旅」 ほか
県立近代美術館	「生誕110年 香月泰男展」 ほか
県立歴史博物館	特別展「開基500年記念早雲寺一戦国大名北条氏の遺産と系譜一」 ほか
県立生命の星・地球博物館	特別展「絶海の自然一硫黄列島をゆく一」 ほか

県立社会教育施設の入館者数の推移（人）

	県立図書館	県立川崎図書館	県立金沢文庫 （※1）	県立近代美術館 （※2）	県立歴史博物館	県立生命の星・地球博物館 （※3）	合計
令和元年度 （※4）	143,349	83,244	23,128	99,451	113,331	294,286	756,789
令和2年度 （※5）	75,040	51,845	9,479	45,145	34,108	131,986	347,603
令和3年度 （※6）	111,819	70,416	25,632	73,993	46,843	133,286	461,989

※1 空調設備改修工事のため、令和元年11月18日から令和2年3月26日まで休館。

※2 葉山館は空調設備等改修工事のため、令和2年1月から6月まで展示休止。

鎌倉別館は改修工事のため、平成29年9月4日から令和元年10月11日まで、令和2年7月6日から令和3年9月30日まで休館。

※3 空調設備等改修工事のため、令和3年11月1日から令和4年3月15日まで休館。

※4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月4日から3月31日まで臨時休館等。

※5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月1日から6月8日まで（県立生命の星・地球博物館のみ6月30日まで）臨時休館等。

また、令和3年1月12日から3月21日まで、県立の図書館の2施設は開館時間を最長19時までとし、県立の博物館及び美術館の4施設は臨時休館。3月22日以降は、県立の図書館の2施設は開館時間を最長20時までとし、県立の博物館及び美術館の4施設（県立金沢文庫のみ3月26日以降）は事前予約した方に限り入館可能とした。

※6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県立の図書館の2施設は、令和3年4月1日から4月19日まで開館時間を最長20時まで、4月20日から10月24日まで開館時間を最長19時までとした。県立の博物館及び美術館の4施設は、令和3年4月1日から10月24日まで、令和4年1月21日から3月21日まで事前予約した方に限り入館可能とした。

② 実践的防災教育の推進

取組1 DIG (災害図上訓練) ³ 等の実践的防災訓練の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜く「主体的に行動する態度」を育成するための実践的防災教育の推進に向け、児童・生徒等を対象としたDIGを県立学校86校で実施した。 【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】 「災害図上訓練 (DIG) 研修」は、対面だけではなく、ICTを活用し、オンラインでも実施した。受講した教員へのアンケートでは、90%が防災に対する意識が高まったと回答し、93%が防災及びDIGの新たな知識を得られたと回答していることから、教員の防災教育に関する指導力の向上を図ることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> DIGはグループワークを前提とした活動であることから、コロナ禍では、各学校において児童・生徒等に対して実施する上では状況に応じた工夫が必要であるため、実施方法の検討が課題である。 災害時に、自他の命を守るための適切な行動ができる力を身に付けるには、DIGに加えて、体験的な訓練を実施するなど防災訓練の充実を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 全生徒が参加するDIGの効果的な取組事例について収集するとともに、校長等を構成員とした学校防災推進会議などを通じて、ICTを活用するなど、効果的な実施方法を周知していく。 ICTを活用した実施方法でもグループワークができるようにする等、実施方法を改善するとともに、体験的な防災訓練の事例の周知に努めていく。
取組2 地域と連携した学校防災	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 防災に関する知識、判断力を身に付け、地域の防災活動に貢献する意識の向上を図るため、県立学校で防災訓練を実施した。 教員対象の「防災教育研修講座」を実施し、受講した教員の98%が、防災教育に必要な知識の理解が深まったとアンケートに回答していることから、防災教育担当の教員の指導力向上を図ることができた。 令和2年度に改訂した「学校における防災教育指導資料」について、「防災教育研修講座」において活用方法を周知するとともに、防災教育におけるカリキュラム・マネジメント⁴について講義動画を配信し、学校における教科横断的な防災教育の推進を図った。 【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】 災害時の自助・共助意識の向上に向けて、生徒を対象とした「宿泊防災訓練」を県立学校2校で実施したが、8校は宿泊を伴わない訓練に替えて実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 改訂した指導資料の活用を促すとともに、防災教育の教科横断的な学びを学校全体で取り組むため、カリキュラム・マネジメントの推進が課題である。 コロナ禍で、宿泊を伴う訓練の実施が難しい状況が想定されることから、宿泊を伴わずに、「宿泊防災訓練」と同様の内容が体験できる実践的な訓練方法を新たに各学校に提示していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領の実施に伴い各学校における防災教育の中核を担う教員を対象とした「防災教育研修会」を実施し、学校の防災教育の現状と課題や地域・自治体との連携について情報提供し、学校防災を推進していく。 「学校における防災教育指導資料」を活用し「総合的な探究の時間」を中心とした教科横断的な学びを一層推進していく。 宿泊を伴う訓練の実施については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見

³ DIG (災害図上訓練)

参加者が、大きな地図を囲み、書き込みと議論を行うワークショップ型の災害図上訓練。災害 (DISASTER)、想像力 (IMAGINATION)、ゲーム (GAME) の頭文字をとって「DIG」(ディグ) と名付けられている。

⁴ カリキュラム・マネジメント

各学校の教育目標を達成するため、教育課程を実施し、評価して、改善していくこと。

	据えて判断し、多くの生徒が「宿泊防災訓練」と同様の内容を体験できる実施方法等について、事例を収集しながら引き続き検討していく。
--	---

③ 人権教育の推進

取組1 人権教育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町村教育委員会の教職員や指導主事など人権教育指導者を対象とした研修会等を開催した。 人権教育推進のための資料整備、指導資料を作成し、指導資料を活用して研修会等で指導主事や教職員が演習をした。 人権教育に関する指導方法を改善・充実するとともに、その研究成果を人権教育に反映させることを目的とした研究委託事業を、小学校2校と中学校2校を研究校として実施した。 人権教育の普及及び人権課題への対応のために、人権教育移動教室の事業の委託を行うとともに、啓発資料に外部相談窓口を掲載する等、NGO及びNPOと連携を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会で取り扱う人権課題を、「インターネットによる人権侵害」や「ヤングケアラー⁵」など、学校で求められていることや今日的なテーマに対応した内容にしていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 国の施策や「かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）」にある新たな人権課題等や、学校で生じている人権課題について、普及啓発資料等を作成し、研修を実施していくとともに、引き続き把握していく。 児童・生徒が豊かな人権感覚をより一層養うことができるよう、各教科や道徳の時間を始め、総合的な学習の時間、特別活動など、学校教育活動のあらゆる場面で引き続き人権教育を推進していく。
取組2 生命（いのち）の安全教育	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、子どもを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせない「生命（いのち）の安全教育」を推進するため、生命の尊さを学ぶ取組や性犯罪・性暴力対策にかかわる県教育委員会の従来の取組を体系的に整理するとともに、「性教育指導の手引き」を「性に関する指導の手引き」として令和4年3月に全面的に改訂した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「性に関する指導の手引き」の活用促進や学校現場での実践事例を収集し、適切な情報を発信していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 各会議や研修会等で手引きの活用方法を周知するとともに、指導主事が学校を訪問して実践事例を収集するなど、市町村教育委員会と連携して全校種で「生命（いのち）の安全教育」を推進していく。

④ 読書活動の推進

取組1 読書活動の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年3月策定の「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画」に基づき、生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」（3回開催・275人参加）や「子ども読書活動推進フォーラム」（1回開催・71人参加）を開催し、子どもの読書活動にかかわる方の資質の向上を図ることができた。 子どもが読書に親しむための環境づくりの一環として、子どもが本を選ぶときの身近な手引きとなる「かながわ子どものためのブックリスト」を令和4年2月に改訂し、幼稚園・こども園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、公立図書館、公民館等に配付及び県ホームページで周知した。

⁵ ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られないと思われる子ども。

課 題	・ 子どもの読書活動を更に推進するため、子どもの読書への関心をより高めていくことが課題である。
今後の対応方向	・ 子どもが読書に親しむための人づくり、環境づくり、情報収集・発信のための様々な取組を、「家庭」、「地域」、「学校等」、「専門・関係機関及び団体等」が緊密に連携して進めていく。 ・ 「かながわ子どものためのブックリスト」が、子どもや子どもの読書活動の推進に携わる方に幅広く活用されるよう、周知を図っていく。

2 社会とかかわる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実

① 「シチズンシップ教育⁶」の更なる推進

取組1 「小・中学校における政治的教養を育む教育」の推進	
実績・成果	・ 「小・中学校における政治的教養を育む教育」指導資料（平成28年度発行）を基に、実践協力校5校（小学校2校、中学校3校）を指定し、授業研究を実施した。 ・ 実践協力校連絡会を6回開催し、効果的な指導法について研究協議を実施した。その成果を指導事例集に追加掲載し、県ホームページや全県指導主事会議等で周知した。
課 題	・ 小・中学校を通じた政治的教養を育む教育について、学校全体での年間を通じた系統的な取組（縦の広がり）や、市町村教育委員会や各学校が教育活動に積極的に取り入れていく取組（横の広がり）を更に推進していくことが課題である。
今後の対応方向	・ 令和4年度、実践協力校2校（小学校1校、中学校1校）において、年間の教育活動を通して、学校全体で系統的に政治的教養を育む教育を実践し、他校の取組の参考となる事例集の追加編集作業を行っていく。 ・ 各市町村教育委員会における「政治的教養を育む教育」の取組状況を把握し、更なる推進方策を検討していく。
取組2 実践的なシチズンシップ教育の実施	
実績・成果	・ 令和4年4月の成年年齢引下げを踏まえ、県立高校等において、「経済に関する教育」のうち消費者教育について、県が作成した高校生向け消費者教育資料「JUMP UP」等を活用し、契約の重要性や消費者保護のしくみなどを学び、消費者問題啓発チラシの作成をするなど体験的な学習を実施した。 ・ 県立特別支援学校において、高等部の生徒が「消費者の基本的な権利と責任」について学ぶ際には、生徒がキャッシュレス支払いのロールプレイを行うなど、身近な消費生活における課題や対処方法について、より実践的・体験的な学習を実施した。
課 題	・ 成年年齢引下げに伴い、生徒が在学中に成年年齢に達し、親の同意がなくても契約行為が可能となり、消費者トラブルの増加が懸念されるため、消費者教育のより一層の充実が課題である。 ・ 消費者教育における金融教育の充実が求められることから、金融機関と連携し、より実践的な金融教育を行っていくことが課題である。
今後の対応方向	・ シチズンシップ教育全般において、弁護士や企業などの外部人材との連携を強化し、実践的な指導を行っていく。
取組3 県立学校における政治参加教育	
実績・成果	・ 県立高校指定校事業の一環として、県立高校6校で新科目「公共」の単元指導計画及び教材の作成、授業案の開発を行い、それらに基づいた政治参加教育に係

⁶ シチズンシップ教育

積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育として、本県では、キャリア教育の一環で平成23年度からすべての県立高校等で実施し、令和2年3月からは「法に関する教育」「政治参加に関する教育」「経済に関する教育」の3領域と、それらに共通してかかわる「モラル・マナーに関する教育」に整理している。

	<p>る授業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県選挙管理委員会及び税務署と連携した、選挙及び租税を横断的に扱う出前授業を県立高校で実施した。 令和3年衆議院議員総選挙に係る高校生の投票立会人等の募集を、選挙管理委員会と連携して実施し、14校64名の高校生が参加した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 参議院議員通常選挙を活用した模擬投票を全県立学校で実施しているが、参議院議員通常選挙が実施されない年における主権者教育のより一層の充実が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 市議会等が開催している高校生対象の議会報告会などに生徒が参加し、議員との意見交換など、体験的な活動に各高校が取り組むよう促し、その成果を周知していく。 県立特別支援学校においては、「模擬投票等実践事例集」等を活用しながら、高等部3年間を通してシチズンシップ教育に取り組むよう促し、その実践事例や成果を全校に周知していく。

3 生涯にわたる自分づくりの推進に向けた協働・連携の拡大・充実

① 「かながわ教育ビジョン」の着実な推進

取組1 「かながわ人づくりコラボ ⁷ 」の開催と「かながわ教育月間 ⁸ 」の取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県民の教育に関する理解と関心を深めるため、「かながわ教育月間」を設定し、期間中に実施された362件の教育イベントのうち、周知を希望する275件について広報を行った。 「かながわ人づくりコラボ2021」について、インターネット上の動画配信サービスでライブ配信も行うハイブリッド方式で開催した。会場96名、オンライン213名の計309名が参加し、今後の防災教育の方向性等を改めて考える契機となった。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用した取組の更なる充実について、継続的に検討することが課題である。また、「かながわ人づくりコラボ」については、時宜にかなったテーマとするとともに、多くの方が参加しやすい企画としていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍において、県民の安全・安心を前提に、教育に関する理解と関心を高めるための「かながわ教育月間」の企画やオンライン参加でも意見を発信しやすく活発な論議ができる「かながわ人づくりコラボ」の企画・運営を検討していく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- コロナ禍での様々な工夫が認められる。今後、非来館型サービスや非対面型研修等の工夫を更に進め、コロナ禍収束後には来館型サービスや対面型研修との併用方法の工夫が課題となる。

【中柱1-①について】

- 県立図書館のリニューアルは県の代表的な文化施設として有益なものだ。充実させて県民の貴重な学びの場となしてほしい。コロナ禍における開館の時短は仕方がなく、予約制などの対策は評価できた。

⁷ かながわ人づくりコラボ

「かながわ教育ビジョン」の推進を図るため、テーマに沿った基調講演や学校の実践紹介等を基に、県民の方々と教育論議を行い、これからの「かながわの教育」について、共に考える場として「かながわ教育月間」中に開催。

⁸ かながわ教育月間

「かながわ教育ビジョン」で掲げた理念の実現に向け、県民一人ひとりに、スポーツ・文化を含めた教育への関心や参加意識を高めていただくことで、協働・連携によるかながわの人づくり・自分づくりを進め、かながわの教育をより一層推進する契機とするため、教育に関する取組を集中的に開催する期間。10月1日から文化の日（11月3日）までの34日間。平成28年4月に設定。

- 県立社会教育施設については、今後の老朽化に伴う改修等を期待するとともに、「価値を創造する図書館」並びに「魅せる図書館」と言うコンセプトは神奈川県ならではの取組として大いに評価できる。出張型講座等を実施し、非来館型サービスなどを実施したことによりコロナ禍でも「学び」を止めることのないような工夫がうかがわれ、来館者数はコロナ禍以前の状態に回復しつつあることが認められる。

【中柱1—②について】

- 今年の梅雨明けの早さなど異常気象は今後も続くと思われる。DIGの推進は評価でき、引き続き「災害から命を守る大切さ」を児童・生徒に学んでほしい。
- DIG実施校が次第に浸透し、定着しつつある様子が見出される。DIGの更なる効果的活用法の検討を期待したい。地域と連携した学校防災では様々な工夫がなされていることが分かる。今後はコミュニティ・スクールの活用も重要な課題になる。

【中柱1—③について】

- 人権教育のスタートは「なぜいじめが起こるのか」だと思う。いじめを無くすには「相手を知る、理解する、思いやる」ことが大切で、例えば、いじめ被害にあった人や、いじめた側の人などの話を実際に聞いた後、教員を含めてみんなで話し合うなど、児童・生徒が授業（理論）だけでなく、肌で感じる取組が必要だ。
- 人権教育の推進については、LGBTQなどの視点も引き続き意識して取り組んでほしい。

【中柱1—④について】

- 「かながわ子どものためのブックリスト」を配布したとされているが、目にしたことがない。取組は評価できるので、周知と活用方法の工夫を徹底してほしい。

【中柱2—①について】

- なぜ選挙があって国民は投票するのか、小学校の低学年からその意義を分かりやすく指導していくことが必要だ。シチズンシップ教育は県内には社労士、税理士、司法書士、弁護士などの団体があり、それぞれが各々に学校で出前授業などを行っている。もっとこうした組織と包括的に連携してほしい。
- 2022年4月から18・19歳が成年に位置付けられことから、「課題」に示されているように、契約に係るトラブル防止のための消費者教育の充実と工夫を更に進めてほしい。

【中柱3—①について】

- 「かながわ教育ビジョン」の一般県民への周知が足りない。「かながわ人づくり推進ネットワーク」と連携して更なる周知をしてほしい。

II 共生社会づくりにかかわる人づくり

1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化

① いのちの尊重に関する教育の推進

取組1 「いのちの授業 ¹ 」の取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」を活用した教員研修や、実践事例の収集、ホームページ掲載等を実施した。あわせて、家庭・地域向け「ハンドブック概要版リーフレット」を増刷・配布、ホームページに掲載し、家庭や地域における「いのちの授業」を推進した。 ・ 第9回「いのちの授業」大賞の作文募集において、「いのち」について考えたことが記述された作文が10,530編（前年度比+1,300編）応募された。また、表彰式を実施し、オンライン配信した。あわせて、受賞作品の文集を作成・配付した。 ・ ソフトバンク株式会社及び県共生推進本部室と連携して、人型ロボット「Pepper」を活用した教育コンテンツを制作、各地区の小学校において道徳授業を実施し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及を図った。 ・ 「かながわ『いのちの授業』指導資料いじめについて考える」（令和3年度）を活用した教員研修を実施した。 ・ 小・中学校合わせて4校を「いのちの授業実践研究校」に位置付け、学校全体で「いのち」を大切にする心を育む取組を推進した。 ・ 高校生向け教材「かながわ『いのちの授業』ワーク集」を、各県立学校の授業や講話等で活用し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及を図った。 ・ 各県立学校では、校長講話等を通して、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について伝えるなど、児童・生徒が憲章に触れる取組を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒が、いのちの重さ（平和や防災等）について考え、議論する「いのちの授業」の更なる普及が課題である。 ・ 表彰式の県民への周知等、家庭・地域に向けた更なる普及啓発が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度、「いのちの授業」大賞作文コンクールは10周年を迎えることから、「いのちの授業」10周年記念文集を作成・配付し、「いのちの授業」の更なる普及啓発を図っていく。 ・ いのちの重さ（平和や防災等）をテーマにした実践事例を収集し、発信していく。

【令和3年度「いのちの授業」の事例数及び具体例】

校種	事例数	具体例
幼稚園及び認定こども園	92	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境「身近な生き物や友達を大切にしよう」 ・ 人間関係「地域の高齢者施設の方との交流を通して人と人との温かい つながりを感じる」
小学校	894	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳「いのちの教育～さまざまな角度から見つめるいのち～」 ・ 生活「いのちの授業『ドリー夢メーカーと今を生きる』」
中学校	434	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳「人はどうして『いのちの尊さ』を感じるのだろうか」 ・ 総合的な学習の時間「福祉学習『人と人とのかかわり』」

¹ いのちの授業

子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にする心を育み、かながわを担う人づくりを進めるため、学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人へのおもいやり」などを伝え、共に学びあう取組。県内すべての学校（幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・中等教育学校・義務教育学校・高校・特別支援学校）で実施。

高等学校及び 中等教育学校	323	<ul style="list-style-type: none"> 理科「いのちを守る行動を自ら考える～新型コロナウイルスと免疫システムの科学的知見～」 特別活動 平和教育「被爆地長崎から考える」
特別支援学校	83	<ul style="list-style-type: none"> 国語「戦争が行われることで何が起きるか。それについてどう考えるか。」 生活・生活単元「いのちを守る3つのポーズを覚えよう！」
計	1,826	

② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進

取組1 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議²」を中心とした取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を開催し、同会議の設置以降、これまでの10年間の取組を振り返るとともに、今後に向けて、組織や取組の在り方についての協議を行った。 横須賀市教育委員会と連携し、すべての児童・生徒が安心して通いたくなる「魅力ある学校づくり」の調査研究に取り組み、その成果を全県に周知した。 学校での教育実践を県民に広く理解していただくため、新聞等を活用した広報活動を30回実施した。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度、地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE) ウェーブ」の一環として、5地区で地域フォーラムを開催し、児童・生徒によるいじめや暴力行為等の防止に向けた自校の取組の発表等を行っているが、各地区の新型コロナウイルス感染状況等を考慮しながら、開催形態を変更するなどして取り組んだ。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 県内全ての子どもや学校、教員の更なる元気につながるために、「元気な学校ネットワーク」の理念や推進会議における協議の内容等を一層周知していくことが課題である。 「令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」において、公立小・中学校のいじめは、令和元年度に認知した件数より4,990件減少、暴力行為は2,319件減少しているものの、不登校は119人増加していることが課題である。 一人ひとりの活躍の場や役割をつくる「居場所づくり」と、豊かな人間関係づくりを後押しする取組を行う「絆づくり」を柱とした「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組を広く全県に普及していくことが課題である。 各地区の新型コロナウイルス感染状況等を考慮しながら、各学校や地域において、魅力ある学校づくりについて、教職員、児童・生徒、保護者、地域住民が共に考え、語り合っていく機会を確保することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「元気な学校ネットワーク」の理念や推進会議における協議の内容等を、事業執行や学校訪問を通して周知し、県内全ての子どもや学校、教員の元気につながるよう取り組んでいく。 子どもたちの声を受け止め、児童・生徒と教職員が対話を重ね、魅力ある学校をともにめざしていく「魅力ある学校づくり」の取組の効果について、全県指導主事会議等で紹介し、子どもたちの声を教育活動の改善に生かす取組の普及を図っていく。 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を引き続き実施するとともに、PTA協議会等との連携等により、各学校・地域において魅力ある学校づくりに向けた様々な対話の場が持たれるよう、各地区の新型コロナウイルス感染状況等を考

² かながわ元気な学校ネットワーク推進会議

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などの問題を防止し、県内のすべての学校や地域に子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進するために設置した会議。推進会議は3つのプロジェクト（魅力ある学校づくり、関係機関との連携推進、地域との協働）の推進に対して提言・指導・助言を行う。

	慮しながら、地域フォーラムで児童・生徒・保護者・地域の方の対話を取り入れる等の取組の実施の方法を検討していく。
取組2 小・中学校の道徳教育の一環としての取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちがいじめについて考える、いじめ防止に向けた道徳科の指導資料「かながわ『いのちの授業』指導資料いじめについて考える」（令和3年度）を作成・配付し、「いじめの傍観者教育」の推進を図った。 県教育委員会、ソフトバンク株式会社及び県共生推進本部室が連携し、人型ロボット「Pepper」を活用した教育コンテンツを制作、各地区の小学校において道徳授業を実施し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍において、感染症に関連した、いじめ・偏見・差別等を未然に防ぐために、「いのち」のかけがえのなさや、人への思いやり、互いに支え合って生きることの大切さなどを学ぶ学校の教育活動全般を通して行われる道徳教育や、「道徳科」の授業のより一層の充実・推進が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 各地区で行われる道徳教育の推進を主に担当する「道徳教育推進教師」を対象とした研修会等において、「かながわ『いのちの授業』指導資料いじめについて考える」（令和3年度）を活用し、いじめ・偏見・差別等を未然に防ぐ道徳教育の普及を図っていく。

③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実

取組1 スクールカウンセラー³の配置・活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーを、政令市を除くすべての公立中学校174校（中学校区⁴の小学校にも対応）に配置した。 公立小・中学校ではスクールカウンセラーによる相談を61,789件（前年度比+7,304件）実施した。 県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラーを令和2年度より4名増員し、92名を拠点校（スクールカウンセラー1名を1つの学校に配置し、併せて他の学校を対象校として担当するもの）に配置した。 県立高等学校及び県立中等教育学校ではスクールカウンセラーによる相談を19,070件（前年度比+149件）実施した。 スクールカウンセラーの資質向上のため、教育局にスクールカウンセラースーパーバイザー⁵（1名）を、横須賀市と4教育事務所にスクールカウンセラーアドバイザー⁶（5名）を配置した。 コロナ禍の影響による児童・生徒の不安やストレスへの対応について、スクールカウンセラーが教員に対し研修を実施するなど、学校におけるスクールカウンセラーの専門性を生かした研修や講習の実施を推進した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 家庭環境や心の問題など、学校だけでは解決困難な課題を抱える児童・生徒のニーズに対応していくためにも、教育相談体制の更なる充実が課題である。 個別のカウンセリングに加え、問題行動や不登校等の未然防止に向け、スクールカウンセラーの知見を更に活用していくこと、特に、スクールカウンセラーの

³ スクールカウンセラー

臨床心理士や公認心理師等、児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒や保護者への相談・助言、教職員への助言等を行う職。

⁴ 中学校区

中学校の通学区域であり、1つの中学校とその通学区域内にある複数の小学校を総称するもの。

⁵ スクールカウンセラースーパーバイザー

スクールカウンセラーに対する指導・助言や、学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションなどを行う職。

⁶ スクールカウンセラーアドバイザー

特に経験豊富なスクールカウンセラーが担い、スクールカウンセラーに対する指導・助言や重大な事案又は緊急に対応する必要がある事案が発生した学校等に対する助言などを行う職。

	<p>派遣回数が少ない小学校での活用が課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の自殺など緊急対応への適切な支援や、コロナ禍の影響による児童・生徒の不安への対応、虐待・貧困等への効果的な関わり方等について、スクールカウンセラーの更なる資質向上を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、スクールカウンセラーの勤務回数について5回増やし、年間40回とするとともに、県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラーを令和3年度より4名増員し、96名とし、コロナ禍における各学校の教育相談体制の充実を図っていく。 ・ 引き続き、スクールカウンセラーの更なる資質向上を図るため、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スクールカウンセラースーパーバイザーやスクールカウンセラーアドバイザーの巡回相談等を引き続き実施するとともに、スクールカウンセラー連絡協議会等において緊急対応や教職員に対して、問題解決のための指導・助言に特化した内容の研修を実施していく。 ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修や、「学校緊急支援チーム連絡協議会」の開催、事例検討等を行うことにより、学校緊急支援チーム構成員のスキルアップを図っていく。 ・ 児童・生徒の心のケアや、自殺予防の取組をより一層充実させるため、令和3年度末に作成した「児童・生徒の自殺予防に向けたところサポートハンドブック（改訂版）」の活用を図っていく。 ・ 事案発生後、速やかに学校緊急支援チーム構成員の臨床心理士を派遣できるよう、臨床心理士との円滑な連絡・調整に努めていく。
取組2 スクールソーシャルワーカー⁷の配置・活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカーを、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）に令和2年度より2名増員し48名を配置した。また、県立高校には30名を拠点校（スクールソーシャルワーカー1名を1つの学校に配置し、併せて他の学校を対象校として担当するもの）に配置した。 ・ スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、教育局にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー⁸（2名）を配置した。 ・ 重点的に配置した県央地区における、外国につながるの児童・生徒への効果的な支援について事例収集し、連絡会において、ヤングケアラーへの支援と共に、収集した事例と外国籍の子どもの在留資格について情報提供し、支援の充実を図った。 ・ 県と市町村の連携・協働による支援システム構築に向け、教育事務所とスクールソーシャルワーカーの配置活用計画を再検討し、効果的な配置を進めた。 ・ 県立学校では、配置したスクールソーシャルワーカーが、本人及び保護者との面談や関係機関との連携等により、様々な悩みを抱える生徒に適切な支援を提供することができた。 ・ コロナ禍の影響により、児童虐待など家庭内の問題がこれまでより多く発生することが懸念されたことから、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）では、スクールソーシャルワーカーの勤務回数を5回増やし、年間40回とし、相談・支援体制の充実を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国につながるの児童・生徒について、家庭生活上の問題が、児童・生徒の学校生活にも影響していることから、習慣や制度の違いを踏まえたスクールソーシャルワーカーによる家庭生活への支援の更なる充実が課題である。

⁷ **スクールソーシャルワーカー**

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う職。

⁸ **スクールソーシャルワーカースーパーバイザー**

スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言、スクールソーシャルワーカーの活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討及び県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言などを行う職。

	<ul style="list-style-type: none"> 外国につながるのある児童・生徒への支援、発達の課題を抱えた児童・生徒への支援、また、子どもの貧困、ヤングケアラーへの支援や児童虐待の防止等、多様なニーズに対応するため、引き続きスクールソーシャルワーカーの配置拡充や効果的な配置の検討を行うことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校（政令市・中核市を除く）ではスクールソーシャルワーカーの人数を2名増員し、50名の配置とする。また、勤務回数については引き続き5回増やし、年間40回とし、コロナ禍における各学校の教育相談体制の充実を図っていく。 スクールソーシャルワーカーを活用した効果的な校内支援体制を構築していくため、教職員への研修等を引き続き実施していく。また、資質向上を図るため、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーの指導・助言や連絡協議会等において事例研究を行っていく。 県と市町村の連携・協働による支援システムの充実に向け、引き続きスクールソーシャルワーカーの配置等を検証していく。 令和3年度末に作成したリーフレット「ヤングケアラーの現状と支援の在り方」を活用し、ヤングケアラーの支援の充実を図っていく。
取組3 不登校の児童・生徒への支援	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 国立教育政策研究所及び横須賀市教育委員会と連携して「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組を進め、事例を更に収集するとともに、その取組の成果をまとめたリーフレットを活用し、全県に周知した。 NPO法人と協働して作成したサイトに、不登校の考え方や、不登校の児童・生徒が地域で学ぶしくみや不登校を体験した方の話などを掲載し、周知を行った。 不登校の考え方や各種相談機関、フリースクール等の情報を取りまとめた、保護者向けリーフレットを作成し、市町村教育委員会及び各小・中学校や教育支援センター⁹等を通じて、保護者へ周知を図った。 フリースクール等と学校教育関係機関による「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」主催で、児童・生徒、保護者等を対象にした不登校相談会・進路情報説明会を7回開催し、延べ646名が来場した。 県立保健福祉大学と連携し、学校の教員を対象に実施してきた「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」（平成28年度～）について、市町村の教育支援センターに配置した専任の教員2名が受講した。 ICTを活用した不登校への支援等について各地区の実践例を収集し、各市町村教育委員会に周知するとともに、教育支援センター専任の教員を対象とした連絡協議会を開催し、教育支援センターの役割や機能の重要性について確認した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 不登校の未然防止に向け、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりの取組を全県に広めていくことが課題である。 不登校支援について、各市町村において、教育支援センターを中心とした医療、福祉等の専門機関とのネットワークの更なる充実が課題である。 学校外での学びの場について、より多くの保護者に周知をしていくことと併せて、フリースクールでの活動を多様な学びの一つとして認め、積極的に「出席扱い」としていくことについて、学校の理解・普及が課題である。 コロナ禍において、児童・生徒の不安やストレスが高まっていることから、学校における教育相談体制の充実が課題である。 市町村教育委員会が主体となってサポート体制を組み、市町村単位で、組織的・計画的にICTを活用した不登校支援を推進していくことが課題である。

⁹ 教育支援センター

不登校児童・生徒の社会的自立を目的として、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を、在籍校と連携して組織的・計画的に行うために、市町村教育委員会が設置。

<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりの取組を進め、事例を更に収集するとともに、その成果について全県に普及を図っていく。 教育支援センター向けの「手引き」を活用し、不登校支援の中核となる各教育支援センターの取組を推進していく。 不登校の捉え方や学校外での学びの重要性をリーフレット等で広く周知・啓発し、「出席扱い」の積極的な運用を促進していく。 フリースクール等と連携して不登校児童・生徒の居場所づくりを推進し、コロナ禍における教育相談体制の充実を図っていく。 不登校の児童・生徒への支援として、ICT活用の先行事例等を情報共有し、本県の不登校支援に対して期待される効果や、組織的な取組の重要性について検討・協議していく。 不登校の高校生の社会的自立を促すために、県立総合教育センターの来所相談者を対象に学習支援を含めた支援を行う高校生版「教育支援センター」としての「K-room」の活用を更に推進していく。
<p>取組4 中学校夜間学級¹⁰の設置の検討</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県及び全市町村教育委員会の主管課長で構成する「中学校夜間学級等連絡協議会」を3回開催した。また、令和4年4月に相模原市が設置する中学校夜間学級に複数の市町村から生徒を受入れる広域的なしくみづくり等に関する協議を行う「中学校夜間学級設置準備協議会」を6回開催した。 令和4年4月の夜間中学校の開校に向け、11月に「相模原市立夜間中学広域連携協議会」を設置し、相模原市教育委員会、関係市町村教育委員会、及び中学校夜間学級の当分の間の設置場所となる、県立神奈川総合産業高校との協議を4回実施した。 こうした取組により、相模原市が設置する中学校夜間学級の広域的なしくみに参加する市町村は14市町となった。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中学校夜間学級の広域的なしくみには、現在14市町が参加しているが、参加する市町村を更に拡大していくことが課題である。 令和5年度の入学希望者確保に向けて、中学校夜間学級での学びを必要とする方に情報が届くよう、効果的な広報を検討していくことが課題である。 様々な理由から中学校夜間学級に通うことができない方もいると考えられることから、義務教育段階での多様な「学びの場」の確保について検討していくことが課題である。
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中学校夜間学級の広域的なしくみに参加する市町村の拡大に向け、市町村教育委員会指導担当課長会議等の場で、その必要性を説明し、参加を促していく。 令和5年度の入学希望者確保のための効果的な広報の在り方について、「相模原市立夜間中学広域連携協議会」の場で、相模原市教育委員会及び関係市町村教育委員会と検討・協議していく。 令和4年度に、県内市町村教育委員会を対象とした「教育機会の確保に関する連絡協議会」を新たに設置し、民間が行う自主夜間中学等を含む多様な「学びの場」の情報提供や実践事例等の周知を図っていく。
<p>取組5 「学校緊急支援チーム¹¹」の派遣</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒及び教職員の死亡事案や不祥事など重大な事案が発生した際に、学校の対応を支援し、児童・生徒及び教職員の心のケアに当たるため、県教育委員

¹⁰ 中学校夜間学級

様々な事情により中学校を卒業していない方々を対象に、中学校卒業資格を取得することを目的に義務教育の機会を提供するもの。夜間中学校ともいう。

¹¹ 学校緊急支援チーム

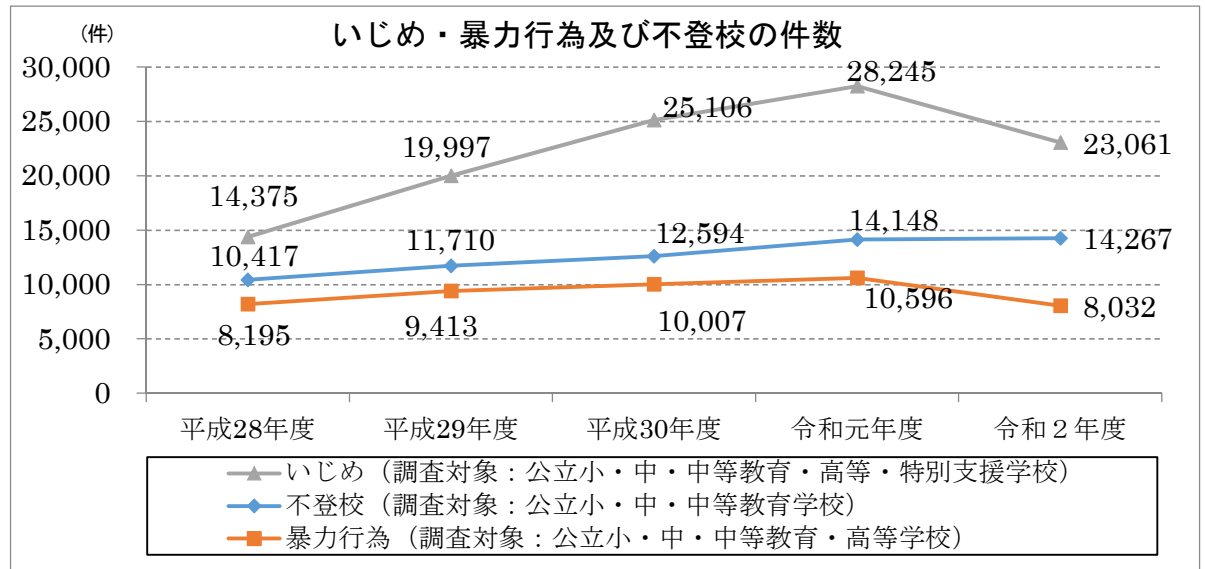
児童・生徒の事故などの重大な事案が発生した場合に、学校への指導・助言や、児童・生徒・保護者などに対する心のケアなどの支援を行うチーム。

	<p>会の指導主事や臨床心理士等による「学校緊急支援チーム」を17回派遣し、全校集会等における心理教育や個別の生徒のカウンセリングを実施した。</p>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 学校緊急支援チーム構成員の更なるスキルアップを図ることが課題である。 緊急時に対応可能な臨床心理士を速やかに確保することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修や、「学校緊急支援チーム連絡協議会」の開催、事例検討等を行うことにより、学校緊急支援チーム構成員のスキルアップを図っていく。 事案発生後、速やかに学校緊急支援チーム構成員の臨床心理士を派遣できるよう、臨床心理士との円滑な連絡・調整に努めていく。
<p>取組6 「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」の実施</p>	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度までに研修を受講した教育相談コーディネーターが、各学校において教育相談体制の充実に向けた取組を実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉等の専門機関とのネットワークをより充実させていくため、地域の不登校支援の中核となる教育支援センター専任の教員の、ソーシャルワークのスキルをより高めていくことが課題である。 研修を受講した教育相談コーディネーターによる、校内の教育相談体制の更なる充実及びスクールソーシャルワーカーとの協働による学校間の情報共有体制の構築が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き市町村教育委員会（政令市を除く）と連携し、研修の受講対象に教育支援センター専任の教員を加えるとともに、県立保健福祉大学と連携して研修内容の充実を図っていくことで、教育相談コーディネーター等のソーシャルワークのスキルを高め、より効果的に児童・生徒の支援ができるようにしていく。 引き続き地区内の教育相談コーディネーターとスクールソーシャルワーカーが連携して、教育相談コーディネーター会議等の内容の充実を図ることで、校内支援体制を確立できるようにしていく。
<p>取組7 教育相談事業の実施</p>	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> 県内すべての中高生約44万人を対象に、無料通信アプリ「LINE」を活用した「SNSいじめ相談@かながわ」を令和3年5月10日から令和4年3月18日までの間で計144日実施した。なお、受付時間は18時から21時まで、月水金の週3日実施し、長期休業明けには相談を毎日受け付ける期間を設定した結果、2,613件の相談に対応し、相談直後のアンケートでは、「相談は役に立った」「また相談したい」とする肯定的な評価が約9割であった。 不登校やいじめといった学校生活に関する悩みや困り、子育てや養育といった家庭生活に関する悩みや困り等に対応するため、児童・生徒及び保護者等を対象に、県立総合教育センターへの来所相談5,008件（前年度比+1,568件）、専用回線による電話相談4,781件（前年度比-634件）、電子メールによる相談170件（前年度比+59件）を実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の命に関わる相談に対しては、緊急性を要することから、特に相談員の高い専門性が求められるため、適切な対応ができるスキルをより高めていくことが課題である。 コロナ禍で児童・生徒を取り巻く環境に変化が生じているため、相談方法について柔軟に対応していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の命に関わる緊急性を要する相談に対して適切に対応していくため、より専門性を高める研修やケース会議等を通して相談員のスキル向上を図るとともに、相談者のニーズに応じて、オンライン相談も実施していく。

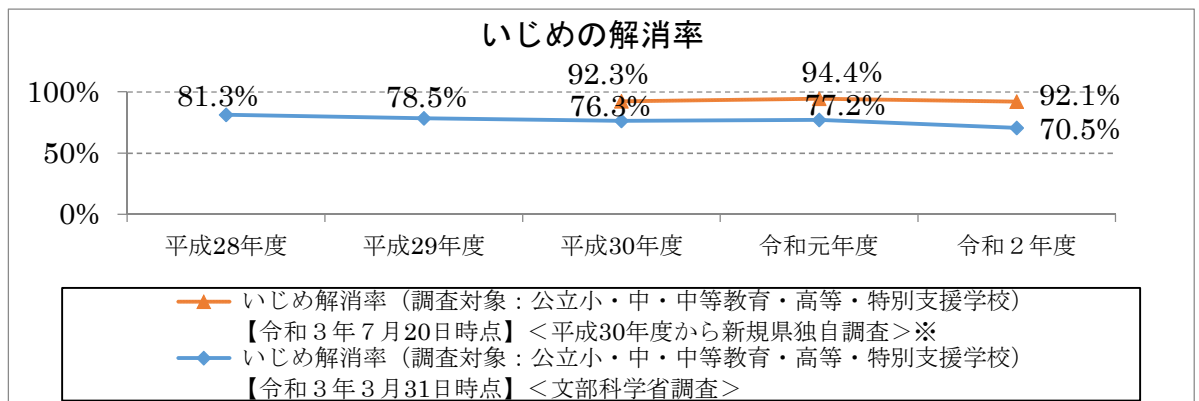


相談カード（表面）

取組8 いじめ防止の研修の実施	
実績・成果	・ 「いじめ防止対策推進法」及び「神奈川県いじめ防止基本方針」に対する教職員の理解をより深めるため、生徒指導担当者会議等で情報提供を行った。
課題	・ 各学校において、いじめに対する教職員の共通理解を深めていくこと、また、いじめに対する組織的な対応力を高めていくことが課題である。
今後の対応方向	・ 各種会議においていじめに関する情報提供を行うとともに、各学校におけるいじめ防止の研修の充実を図ることにより、いじめに対する教職員の理解を深め、各学校でいじめの早期発見、組織的な対応ができるようにしていく。



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び、神奈川県「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」より作成

※当該年度内に認知したすべてのいじめについて、各学校が、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続ける必要があるため、「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」では、平成30年度分の調査から、当該年度内に認知したいじめの翌年度の7月時点における解消率を調査項目として新たに加えた。

2 インクルーシブ教育の推進

① 多様な学びの場のしくみづくり

取組1 インクルーシブ教育実践推進校 ¹² の取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高校改革実施計画（Ⅱ期）指定の11校で、3学年分のリソースルーム¹³の改修工事が完了し、生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じて個別の指導等を受ける環境が整備された。 ・ 14校で構成する実践推進校連絡協議会を年8回開催し、学習指導、進路指導及び生徒支援の方法等、各校の取組の成果と課題を共有した。 ・ できるだけ多くの生徒が高校で学ぶ機会を拡大するため、志願資格となる学校説明会等への参加要件の緩和、二次募集の実施など、実践推進校の特別募集の見直しを実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践推進校において、すべての生徒が共に学び安心して学校生活を送れるよう、多様で柔軟な指導・支援の充実を図ることが課題である。 ・ すべての生徒が多様性を尊重され、学びを保障されるインクルーシブな学校づくりを全県立学校で推進することが課題である。 ・ これまでの取組を踏まえた支援体制の整備が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践推進校14校で構成する連絡協議会で情報共有した各学校の研究・実践による取組の成果を踏まえ、各学校が、自校の特色に合わせたインクルーシブな学校づくりの推進に取り組んでいく。 ・ 県立学校長が構成員である「県立学校におけるインクルーシブ教育推進会議」において、本県のインクルーシブ教育推進の考え方についての理解を促進するとともに、インクルーシブな学校づくりの実践事例について共有を図っていく。 ・ できるだけ多くの生徒に高校で学ぶ機会を拡大するための見直し等を検討していく。
取組2 インクルーシブ教育校内支援体制整備事業の取組、「みんなの教室」の理念 ¹⁴ の普及	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「みんなの教室」の理念の普及のため、教育相談コーディネーターである教員の授業の負担を軽減する目的で非常勤講師を公立小学校（政令市を除く30市町村の30校）に配置し、コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備した。 ・ 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」や全県指導主事会議を通じて、すべての市町村教育委員会と情報共有した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の各学校が、それぞれの状況に合わせて主体的にインクルーシブな学校づくりを進められるよう、指定校での取組内容や成果について、全県に更に普及を図るための情報発信を継続することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村立学校等での具体的な取組事例の紹介を中心とした「インクルーシブ教育推進フォーラム」や主催会議の開催、研修会・説明会を活用した周知を図っていく。 ・ 指定（30市町村30小学校）は継続するとともに、各市町村におけるインクルーシブ教育の普及の方向性を踏まえて、それぞれの状況に応じた必要な支援・連携を行っていく。

¹² インクルーシブ教育実践推進校

県立高校改革実施計画の中で、知的障がいのある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するため、平成28年度にインクルーシブ教育実践推進校のパイロット校に指定した県立高校3校で、すべての生徒が同じ場で共に学び共に育つ取組を実践している。令和元年度には、新たに県立高校11校を指定し、合わせて14校となった。

¹³ リソースルーム

知的障がいのある生徒が、できるだけホームルーム教室等で共に学びながら、キャリア教育などで小集団による指導を受けるほか、生徒の必要に応じて個別指導を受けることができるようにするためのホームルームとは別の教室。

¹⁴ 「みんなの教室」の理念

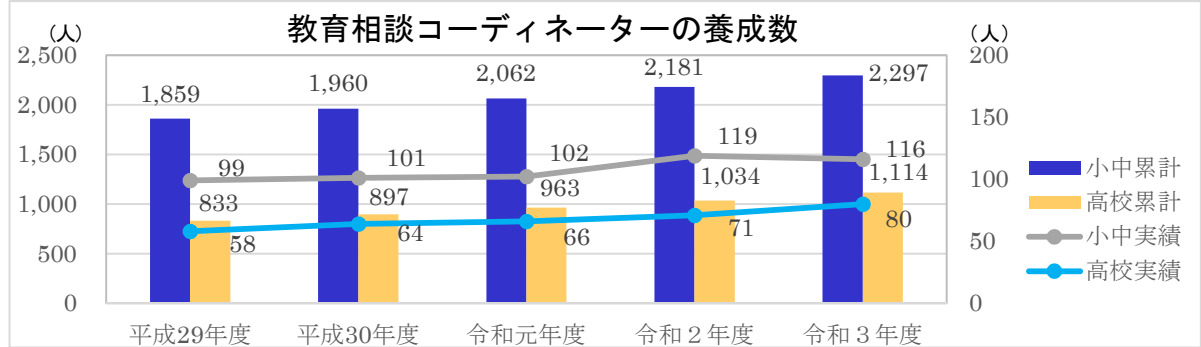
すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びかわり合いを深めながら、必要に応じて適切な指導を受けられるよう、すべての教職員で「多様で柔軟な支援体制」を整備しようとする考え方。

取組3 インクルーシブ教育の理解啓発	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年11月に「インクルーシブ教育推進フォーラム」とインクルーシブ教育実践推進校報告会を開催し、共催の市教育委員会や学校現場における具体的な取組事例の紹介やパネルディスカッション等により、インクルーシブ教育の推進に対する県民の理解・啓発を図った。 各小・中学校、市町村教育委員会、PTA等の要望に応じて、インクルーシブ教育の推進に係る研修会や学習会の講師として県教育委員会の指導主事を61回派遣した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 更なるインクルーシブ教育の普及のために、取組の理念の共有だけではなく、本県の具体的な取組について広く県民に伝え、理解を得ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 市町村立学校や県立学校などにおけるインクルーシブな学校づくりの具体的な取組事例の紹介を中心としながら、これまで以上に学校及び地域が共生社会の実現に向けて、共に考えることができるよう内容を工夫した「インクルーシブ教育推進フォーラム」を開催し、理解・啓発に取り組んでいく。 各種会議、小・中学校や市町村教育委員会等の依頼に基づく研修会、説明会等への講師派遣の機会を積極的に活用し、インクルーシブ教育の推進について、丁寧な情報提供を行っていく。
取組4 県立高校の通級指導¹⁵ 導入校の取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 障がいによる学習上・生活上の困難の克服のため、県立高校4校で通級による指導（自校通級）を実施し、対象生徒の学習上・生活上の困難の把握や個別の指導計画の作成により、生徒一人ひとりに寄り添った指導を行った。（対象生徒数30人[令和3年10月1日時点]） 県立横浜修悠館高校で県立高校等に在籍する生徒を対象とする他校通級指導を開始した。（対象生徒数4人[令和3年10月1日時点]） 県立総合教育センターにおいて「通級指導教室新担当教員研修講座」を実施し、校内支援体制の構築及び指導方法の工夫・改善について共有し、指導力向上を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 通級による指導以外でも、生徒がより一層安心かつ集中して授業に臨めるよう指導していくことに課題がある。 引き続き、通級指導導入校以外の生徒に対しても機会を広げられるよう、各学校に取組を周知していくことに課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 通級による指導以外でも生徒が安心して学校生活を送れるよう、各学校において、引き続き、人権教育等の視点を含めた校内支援体制の構築及び指導方法を工夫・改善していく。 県立横浜修悠館高校で実施している他校通級について、ほかの県立高校等へ引き続き周知を図っていく。
取組5 教育相談コーディネーターの養成	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が抱える様々な問題への適切な支援と校内教育相談体制の充実をめざし、学校内外の人的・物的資源をコーディネートできる人材の養成を図るため、「教育相談コーディネーター養成研修講座」を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの教育的ニーズについて共通理解を図り、メンバー全員でそれぞれの専門性を生かしながら具体的な支援策を出し合い、校内や家庭で児童・生徒の支援ができるような話し合いにするため、ケース会議演習を行っているが、ケースの解決に重点が置かれてしまい、演習の目的を達成できない場合があることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 今後も学校のニーズの高い「教育相談コーディネーター養成研修講座」を実施していく。

¹⁵ 通級指導

障がいのある生徒（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障がいとする生徒）に対して、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障がいに応じた特別の指導を行うこと。

・ ケース会議演習に参加するスタッフと受講者の中で、演習の目的を共有の上、ケース会議演習を実施していく。



② 専門的な指導や支援の充実

取組1 特別支援学校生徒の就労支援

実績・成果

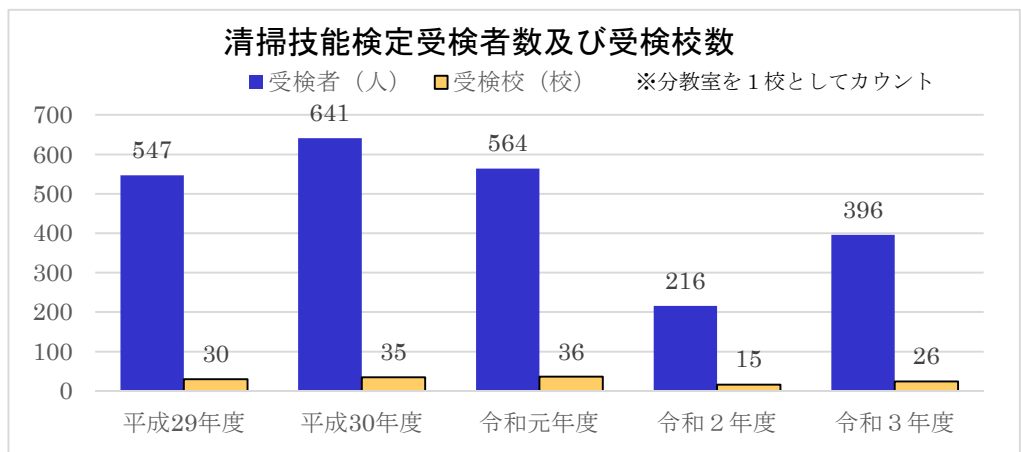
- ・ 社会自立支援員を活用し、卒業生等へのアフターフォローなど生徒等のニーズに合わせて支援を行ったほか、生徒の実習先及び就労先協力企業として、418事業所を新規開拓した。
- ・ 社会自立支援員連絡会議において、新規実習協力事業所等についての情報を取りまとめ、必要に応じて、全県立特別支援学校間で共有した。
- ・ 障がい者雇用や現場実習などを検討している企業等の参考となる情報を、県ホームページで周知した。



清掃技能検定の様子

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】

- ・ 令和3年8月と令和4年3月に、各学校から参加者を集めて実施予定だった清掃技能検定は中止したが、令和3年8月～11月の期間に12校が自校で検定を実施し、延べ171名が受検した。(タオル63名、自在ぼうき71名、モップ15名、スクイジー2名、ダスタークロス20名)
- ・ また、令和4年1月～3月の期間に18校が自校で検定を実施し、延べ225名が受検した。(タオル60名、自在ぼうき91名、モップ14名、スクイジー4名、ダスタークロス42名、真空掃除機5名、総合種目9名)
- ・ 清掃技能検定に係る審査員養成研修については、令和3年8月実施予定分は中止したが、令和4年1月に開催し、87名の教員が参加、一人あたり2種目を受講した結果、延べ174名が受講した。(タオル41名、自在ぼうき44名、モップ30名、スクイジー7名、ダスタークロス38名、真空掃除機7名、総合種目7名)



課題 ・ 新規実習協力事業所等の情報について共有したが、より効果的な活用方法を検討す

	<p>ることが課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県ホームページで周知した参考情報について、より多くの企業等に活用してもらえるよう、より効果的な内容にしていくことが課題である。 ・ 清掃技能検定事業の取組について、障がい者理解を促進し、実際の就労につなげられるような、企業等への周知を検討することが課題である。 ・ コロナ禍で清掃技能検定を各学校で実施する場合、審査員数の確保に課題がある。 																		
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会自立支援員が開拓した、新規実習協力事業所等の情報を効果的に活用するために、社会自立支援員連絡会議等で、各学校への効果的な周知の方法について検討し、実施していく。 ・ 県ホームページで周知した参考情報について、企業や社会自立支援員等の意見を参考にしながら内容の改善を図っていく。 ・ 清掃技能検定の開催を県ホームページ等で周知し、企業等に視察を依頼していく。あわせて、開催後は検定の様子を県ホームページで周知し、企業等に障がい者理解を促進していく。 ・ 清掃技能検定に係る審査員養成研修においては、感染防止対策を徹底した上で受講可能人数を増やし、検定の審査ができる教員の確保を図っていく。 																		
取組2 県立特別支援学校における医療的ケアの充実																			
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアに従事する常勤看護師を令和2年度より2名増員した。 ・ 令和4年3月に策定した「かながわ特別支援教育推進指針」により、看護師の適正配置や通学支援など、医療的ケアの充実に向けた施策の方向を示した。 ・ 医療的ケアの必要度が高く、スクールバスによる通学が困難な医療的ケア児が、安全にスクールバスや介護タクシー等に乗車し、通学するための方策について、「医療的ケアを必要とする児童・生徒等の通学支援検討会議」等において検討を進めた。 																		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍における看護師の確保が課題である。 ・ 医療的ケア児の通学支援の実施に向けて、地域の実情を踏まえたより安全な支援方策について具体化していくことが課題である。 																		
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師の人材確保について、チラシの配架やホームページ・SNS等を利用した募集を行っていく。 ・ 「かながわ特別支援教育推進指針」で示している施策の方向を踏まえて、課題に対する具体的な諸施策や計画を定め、取り組んでいく。 ・ 医療的ケア児の安全な通学支援の実施のため、スクールバスへの学校看護師の同乗や、新たに福祉車両等を活用し、訪問看護ステーション等の看護師が同乗して対応する方策を、県内5地区10校において試行していく。 																		
<p style="text-align: center;">(人) 県立特別支援学校に在籍する児童・生徒の医療的ケア数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ケア承認人数</th> <th>ケア延べ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>232</td> <td>573</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>237</td> <td>688</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>228</td> <td>712</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>232</td> <td>715</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>230</td> <td>709</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">■ ケア承認人数 ■ ケア延べ数</p>		年度	ケア承認人数	ケア延べ数	平成29年度	232	573	平成30年度	237	688	令和元年度	228	712	令和2年度	232	715	令和3年度	230	709
年度	ケア承認人数	ケア延べ数																	
平成29年度	232	573																	
平成30年度	237	688																	
令和元年度	228	712																	
令和2年度	232	715																	
令和3年度	230	709																	
取組3 県立高校における障がいのある生徒に配慮した就労支援																			
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校では「キャリア教育実践プログラム」に基づき、生徒の勤労観・職業観を育み、自己理解を進めるインターンシップや講演会を行った。 																		

	<p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の勤労観・職業観を育み、自己理解を進める取組の一環として、インターンシップ等を計画したが、一部を中止した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 県庁でのインターンシップについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて実施の可否を判断し、実施の場合は、配慮が必要な生徒のインターンシップを受け入れられる事業所等を充実させ、希望するすべての生徒が就労体験できるようにすることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 県庁でのインターンシップについては、配慮が必要な生徒の積極的な受入れについて協力要請するなど、生徒の就労支援の充実を図っていくとともに、コロナ禍における代替の取組も併せて検討していく。

3 「外国につながるのある児童・生徒」への指導・支援の充実

① 「外国につながるのある児童・生徒¹⁶」への更なる指導・支援の充実

取組1 「外国につながるのある児童・生徒」への支援体制の充実	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が5人以上在籍する学校の国際教室に担当教員を加配し、政令市を除く公立小学校84校、中学校38校に配置した。 国際教室担当者及び市町村教育委員会担当指導主事を対象に「連絡協議会」を開催し、研修や各学校の工夫例などの情報交換を実施した。 (公財) かながわ国際交流財団との共催で、県内NPO団体等と市町村教育委員会担当指導主事による「関係機関連絡会」を開催し、先進的な取組等について情報共有や協議を実施した。また、各地区で支援の中核となる国際教室担当教員を養成するための集中的な研修を実施した。 「かながわボランティア活動推進基金21」の協働事業として、NPO法人ABCジャパンと共に、フリースクール等の運営、大学進学ガイダンスの開催、及び多言語版小・中学校向け各種ガイドブックについて、連絡協議会等で周知・配布を行った。 外国籍の子どもの在留資格等について理解を深めるために、神奈川県行政書士会が作成した資料を活用し、スクールソーシャルワーカー連絡会等において周知を図った。 JICA横浜と連携し、より効果的な取組について情報共有を図っていくために、市町村教育委員会や学校の取組を把握した。 国の補助事業を活用し、市町村教育委員会の取組に対して、経費の一部を補助した。(厚木市、愛川町、藤沢市、秦野市) 日本語学習指導が必要な県立高校等の生徒を対象とした、日本語学習コンテンツを開発するため、(一財)LINEみらい財団と共同研究の協定を結んだ。対象となる生徒は、学び直しを必要とする場合も多いことから、LINEみらい財団が認定した、「LINE study」を展開するパートナー企業・団体のコンテンツを提供した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 外国につながるのある児童・生徒が増加する中、国際教室担当教員の配置の在り方や、日本語指導・母語通訳、特別の教育課程の効果的な実施等についての更なる検討が課題である。 外国籍の子どもの不就学問題について、引き続き全市町村教育委員会と共に対処方法等を共有し、検討していくことが課題である。 早期に日本語学習コンテンツの開発を進め、提供していくことに課題がある。

¹⁶ 外国につながるのある児童・生徒

「日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒」や「家族が外国にルーツを持つ児童・生徒」など、外国籍を持つ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った児童・生徒。

<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国につながるのある児童・生徒への支援等について、市町村教育委員会指導主事や国際教室担当教員を対象とする研修における対象者を拡大するなどして、一層充実させていく。また、市町村教育委員会や学校の取組を実態把握し、より効果的な取組について情報共有を図っていく。 ・ 外国につながるのある児童・生徒への支援に係る、より有効な方策について、市町村教育委員会及び学校と共に開発・普及を図る地域プロジェクトを令和3年度から愛川町で実施しており、今後も継続して実施していく。 ・ 外国籍の子どもの就学促進について、各市町村教育委員会と情報共有や協議を継続して実施していく。 ・ LINEみらい財団との協定・連携により、学び直しのためのコンテンツ提供を継続しつつ、さらに早期の日本語学習コンテンツの開発・配信をめざし、令和4年度も共同研究に取り組んでいく。
<p>取組2 多文化教育コーディネーター¹⁷ や学習支援員¹⁸ の派遣</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国につながるのある生徒に対応するため、NPO等と連携し多文化教育コーディネーター、サポーター及び学習支援員を外国につながるのある生徒が多く在籍する県立高校に派遣し、継続的な学習や学校生活を支援した。 ・ 「プレスクール」による入学前からの支援、「高校生活支援」による在学中の支援充実、「週末地域日本語・学習支援」による学校外における地域ぐるみの支援の3つの柱の実現に向けて、令和2年度より、横浜北東・川崎地区の4校において日本語指導員を配置し、入学前から卒業までのトータルな支援を実施した。 ・ 生徒の指導上、保護者等との意思の疎通を図る為に通訳を必要とする場合、通訳の派遣に係る費用を措置し、外国籍生徒等が円滑な学校生活を送れるように支援した。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣回数増加や対象校増加等の各学校からの要望に対応できないこと及び多文化教育コーディネーターの人材確保に課題がある。 ・ 日本語指導員について、多文化教育コーディネーター、学習支援員との役割分担など、業務を整理し、連携して支援していくことに課題がある。
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象校の見直しを行い、対応が必要な学校の精査を行うとともに、学校における学習や学校生活の支援を継続して実施し、個別の支援を推進していく。
<p>取組3 日本語を母語としない生徒の県立高校進学への支援</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施する県外・海外等からの志願者説明会及び各学校で行う学校説明会や入学予定者説明会において、通訳が必要な方に通訳者を派遣した。 ・ NPOとの協働により、多言語版(10か国語)の「公立高校入学のためのガイドブック」を作成・配布するとともに、県内4か所で「高校進学ガイダンス」を開催した。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語を母語としない生徒の人数や言語の種類増加に対して、説明会等において必要とされるすべての言語の通訳を派遣することに課題がある。 ・ 「高校進学ガイダンス」の開催を、より多くの生徒や保護者に周知していくことが課題である。
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO等との連携を深め、通訳派遣や多言語版の「公立高校入学のためのガイドブック」の更なる充実を図っていく。 ・ 日本語を母語としない生徒やその保護者のニーズに応える「高校進学ガイダンス」の実施方法や内容について引き続き検討を深めていく。

17 多文化教育コーディネーター

日本語を母語としない生徒が、学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任。日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする。

18 学習支援員

日本語の理解が十分でない生徒が、円滑に学習に取り組むことができるよう、各学校と相談の上、必要な支援を行う。学習支援スタッフとしてかながわハイスクール人材バンクに登録された者で、かつ、外国につながるのある生徒の母語や文化について理解のある者。

	・ 日本語を母語としない生徒の高校進学に関する多言語版の情報について、県ホームページで周知を図っていく。
--	--

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 自己の「いのち」はもちろん、他者の「いのち」、更に他の生物の「いのち」をも大切にする心を育むことは、教育の最も大切な使命である。この点、「ともに生きる社会 かながわ憲章」の理念を踏まえた、いのちの尊重に関する取組が年々充実してきていることを評価する。今後、平和・防災・新型コロナウイルス感染症等、今日的課題を踏まえて、「いのちの授業」が一層充実することを期待する。
- 「共生社会づくり」の端緒は、社会全体として、各個人・主体が多様な個性を受容し、互いに尊重し合うことである。諸課題に対する教育現場での対応、多様かつ柔軟な学びの場の提供、配慮の必要な個性への指導・支援など、多岐にわたる取組、幅広い施策展開が年々充実してきていることは十分評価するが、その一方で、マンパワーの限界や金銭的な制約等も考えられるため、これまでの諸施策の有効性の把握・評価を踏まえた、メリハリの利いた施策の展開について検討してもらいたい。

【中柱1-①について】

- 「いのちの授業」に関する教材が年々充実してきていることを評価する。特に、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」概要版は、分かりやすくまとめられているので、多くの県民の目に触れるようにしてほしい。「いのちの授業」大賞の作文への応募が年々増加しているのは、「いのちの授業」への取組の成果と思う。

【中柱1-②について】

- 公立小中学校のいじめ、暴力行為のいずれも、前年度より顕著に減少したことを評価する。ただし、SNS等を介したいじめは増加傾向にあるので、情報モラル教育の一層の充実を努めてほしい。

【中柱1-③について】

- 中学校夜間学級が開校される意義は大きい。外国につながるのある方にとっては、日本文化を理解する場ともなる。広域的なしくみに参加する市町村の拡大や効果的な広報等の課題に取り組み、開校が円滑に行われることを期待する。

【中柱2-①について】

- インクルーシブ教育推進に対する積極的な取組を評価するが、まだ県民の理解が不足しており、「インクルーシブ」という言葉さえ、県民に十分に浸透していない。「インクルーシブ教育推進フォーラム」やインクルーシブ教育実践推進校報告会等を重ね、県民の理解を得る努力を続けてほしい。

【中柱3-①について】

- 外国につながるのある児童・生徒の増加が見込まれており、特に義務教育段階にある児童・生徒の就学促進、学びへの指導・支援は、地元行政の重要な責務と思われる。受入れ先である第一線の学校現場では、言語や海外文化の違いに関する専門的知見等やこれらに基づく適切な対応がより求められており、個別の要員配置や業務分担への配慮等、引き続き、指導・支援の充実を図られたい。

Ⅲ

学びを通じた地域の教育力の向上

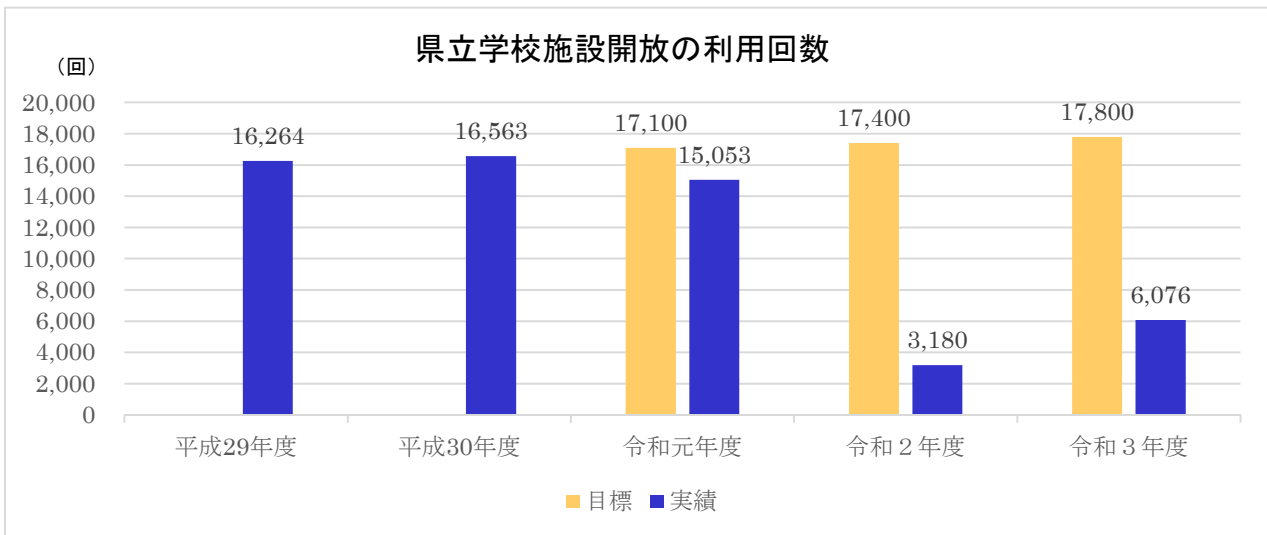
1 社会教育施設や学校等を活用した地域での学びの場づくりの推進

① 社会教育施設や学校等を活用した学びの場づくりの推進

取組1 公開講座や施設開放の充実	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校及び県立社会教育施設が、人材や特色を生かした公開講座を開講し、受講者アンケートを実施した結果、県立学校については93%が「分かりやすかった」、県立社会教育施設については100%が「満足」又は「やや満足」と回答しており、それぞれ高い評価を得た。また、県民の幅広いニーズを把握できるよう、各学校における受講者アンケートの結果をすべての学校に送付した。 県民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に親しまれる学校づくりの促進を図るため、県立学校150校で体育館やグラウンド及び特別教室等の施設を開放した。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設開放については、すべての県立学校で、年度開始から8月末まで夜間の利用を中止した。その後、緊急事態措置期間の延長を受け、9月1日から9月30日まで利用を中止したが、緊急事態措置が解除となったため、10月1日から10月24日まで段階的な緩和期間として夜間の利用を中止した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の中で公開講座を実施する教職員に負担がより生じているため、負担軽減の手法を検討することが課題である。 地域住民の身近な活動の場として、県立学校施設開放事業の更なる活用を図るための手法を検討することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 公開講座や施設開放については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて実施の可否を判断し、実施の場合は、公開講座は教職員の負担軽減につながるよう、補助講師の活用等について県立学校に積極的に周知していく。また、施設開放は、感染防止対策を徹底した上で、開放施設の更なる拡充に向け、引き続き県立学校への働きかけを行っていく。
取組2 生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や大学等が行う情報提供への支援については、生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の利用機関数及び登録情報数を増やすため、情報登録の手順に係る動画を新たに作成した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> インターネット環境の普及に伴い、市町村及び大学等独自での情報発信が可能となったこと等により、「PLANETかながわ」を必要としている機関数が減少していることが判明したため、これまで「PLANETかながわ」が行ってきた情報提供及びネットワークづくりを見直すことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や大学等が行う情報提供への支援方法の在り方等について、関係機関と調整しながら整理した上で、生涯学習情報の新たな発信について検討していく。

令和3年度 県立社会教育施設公開講座開設状況

施設名	開設時期	回数	受講者数	講座名称	内容
県立金沢文庫	1月8日～1月16日	4	111	県立金沢文庫、研鑽の90年	令和2年に90周年を迎えた金沢文庫の研究の歩みを紹介する。
県立歴史博物館	11月3日～12月5日	6	143	県博セミナー「早雲寺展をひろげるー戦国大名北条氏の歴史と文化をたどるー」	早雲寺と小田原北条氏に関する最新研究から多彩なトピックを語る。
合計	—	10	254	—	—



※平成30年度以前の目標値が未設定であるのは、令和元年7月に「かながわグランドデザイン第3期実施計画」を策定した際に、新たに目標値を設定したことによるもの。

2 地域力を生かしたコミュニティ・スクールの普及と充実

① コミュニティ・スクールの導入の促進

取組1	コミュニティ・スクール導入の促進																												
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立小・中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫事業を活用し、4市町（平塚市、秦野市、葉山町、大井町）をモデル地区として、コミュニティ・スクールの導入と運営の充実を促進した。また、全市町村教育委員会を対象に研究協議会（年3回）を開催し、国のコミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）¹による講話や先進校の視察、モデル地区の取組の周知等を実施した。また、各市町村の参考となるよう、コミュニティ・スクールの設置状況や関係資料を県ホームページに新たに掲載し、周知した。 ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ・スクールのしくみを生かした地域協働の取組を更に推進するため、啓発資料として、5校の取組事例を掲載した学校別取組事例集（すくコミ）を作成した。また、学校運営協議会をより円滑に進められるよう、委員人数の上限を緩和し、委員任期を2年間から1年間にするなど、規則を一部改正し、それに伴って手引きの改訂をした。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各県立特別支援学校のコミュニティ・スクールの設置部会を他校に紹介するなど、各学校の取組事例を共有した。 <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">コミュニティ・スクールの導入状況（令和4年3月31日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">校種</th> <th style="width: 20%;">導入済み校数</th> <th style="width: 20%;">前年度比</th> <th style="width: 40%;">全校に占める導入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立小学校</td> <td style="text-align: center;">317校</td> <td style="text-align: center;">+37校</td> <td style="text-align: center;">37.3%</td> </tr> <tr> <td>公立中学校</td> <td style="text-align: center;">124校</td> <td style="text-align: center;">+23校</td> <td style="text-align: center;">30.5%</td> </tr> <tr> <td>義務教育学校</td> <td style="text-align: center;">3校</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校</td> <td style="text-align: center;">138校</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> <tr> <td>県立中等教育学校</td> <td style="text-align: center;">2校</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> <tr> <td>県立特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">29校</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">*一部の市町村教育委員会においては、中学校に比べて地域との協働活動が活発である小学校から段階的に導入を進めているため、全体として中学校より小学</p>	校種	導入済み校数	前年度比	全校に占める導入率	公立小学校	317校	+37校	37.3%	公立中学校	124校	+23校	30.5%	義務教育学校	3校	—	100%	県立高等学校	138校	—	100%	県立中等教育学校	2校	—	100%	県立特別支援学校	29校	—	100%
校種	導入済み校数	前年度比	全校に占める導入率																										
公立小学校	317校	+37校	37.3%																										
公立中学校	124校	+23校	30.5%																										
義務教育学校	3校	—	100%																										
県立高等学校	138校	—	100%																										
県立中等教育学校	2校	—	100%																										
県立特別支援学校	29校	—	100%																										

¹ コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）

コミュニティ・スクールの推進体制の構築や取組の充実を図り、地域とともにある学校づくりを促進するために文部科学省が委嘱した者。

	校の導入率が高くなっている。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立小・中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域人材の確保、小・中学校一体のしくみづくりなど、県教育委員会として、それぞれの市町村教育委員会のニーズに合った個別の指導・助言を行えるようにすることが課題である。 ・ 地域と共にある学校づくりに向け、地域学校協働活動の促進と、連動しながらの取組が課題である。 ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる取組推進のため、コミュニティ・スクールの運営に係るサポート体制の整備が課題である。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域や学校の特色・実情を十分に生かした学校運営協議会の運営が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立小・中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ・スクールの趣旨や目的の更なる理解促進を図るとともに、個別に市町村教育委員会への訪問等を行い、コミュニティ・スクール設置に向けた、それぞれのニーズに応じた情報提供などの支援を行っていく。 ・ 市町村教育委員会や学校関係者に加え、PTAや地域学校協働活動推進員といった地域人材も対象とした講演会、協議等の内容を企画していく。 ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校別取組事例集（すくコミ）を引き続き作成し、各校の取組を普及するとともに、事例集を活用した情報共有等の推進を図っていく。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、各関係会議等において、事例集を活用するなど、各学校の取組事例の共有を図り、地域や学校の特色・実情を生かしたコミュニティ・スクールの充実につなげていく。

② 地域学校協働活動等の推進

取組1 地域学校協働活動の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が連携・協働して様々な活動を行う「地域学校協働活動」を実施する13市町138か所（政令市・中核市を除く）に対し、運営経費の一部を補助した。また、地域と学校が連携・協働する体制やしくみを構築するため、県立学校2校においても「地域学校協働活動」を実施した。 ・ 地域学校協働活動にかかわるコーディネーター等を対象とした研修を5回実施し、320人が参加した。 ・ 企業等がそれぞれの特色を生かし、子どもたちの健全な成長のため、多様な体験活動や学習の機会を提供する「企業等による教育プログラム提供事業」について、企業への周知を図り協力を求めた。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校を核とした地域づくりの実現に向けて、コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動の実施の一体的な推進について市町村の理解をより一層深める取組に課題がある。また、県立学校においてもコミュニティ・スクールの導入が地域学校協働活動の実施に結び付いていないことに課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、地域の実情に応じた「地域学校協働活動」の実施を市町村に働きかけていく。また、県立学校を核とした地域の活性化が図られるよう、実施校の取組を検証し、その成果の紹介等を通じて、事業の継続と拡大を図っていく。 ・ コロナ禍であっても、「地域学校協働活動」と「コミュニティ・スクール」の一体的な推進への理解を深め、活動の浸透・拡大に結び付けていくことができる

	<p>よう、研修等の実施方法を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「企業等による教育プログラム提供事業」の積極的な活用について、担当者会議等を通じて市町村へ働きかけていく。 ・ 社会教育主事・社会教育士の活用を図ることにより、県内市町村の学校や県立学校と地域との連携に向けた取組を支援していく。
--	--

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 県立学校のすべてにコミュニティ・スクールが導入できたので、今後は、導入の成果を検証することが大切である。一方、未導入の学校が多い市町村教育委員会に対しては、導入に向けて一層の働きかけが求められる。
学校を核とした地域づくりの実現には、学校運営協議会と地域学校協働活動との連携が大切である。地域学校協働活動の実施の拡大に向けても一層の努力が求められる。
- 公開講座や施設開放の実施状況から、コロナ禍にあって様々な工夫がなされた様子が見られる。コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動は県内で次第に浸透してきたので、今後も研修の充実や助言などによる伴走体制の充実を図るよう期待したい。

【中柱1-①について】

- 市町村立の小中学校に比べ、県立学校は地域との関係が希薄になりがちである。この点、公開講座や施設開放の取組は、地域に親しまれる学校づくりの促進にも役立つ。県立学校の公開講座や施設開放の更なる拡充に努めてほしい。
- 「PLANET かながわ」の利用機関数が減少しているようだが、このような傾向は他地域でも見られる。「今後の対応方向」に記されているように、新たな情報発信の方法の検討が求められる。

【中柱2-①について】

- コミュニティ・スクールの充実のためには、教職員はもちろん、学校運営協議会委員にもコミュニティ・スクールの趣旨を周知することが大切である。CSマイスター等による講演会や先進校の事例発表会等を積極的に開催し、学校運営協議会委員にも参加を働きかける等、かながわらしいコミュニティ・スクールの充実に向けた努力が求められる。
- 県内市町村でもコミュニティ・スクールが次第に普及してきていることから、県としてはモデル校の紹介のほか、一般教員や保護者等の理解を更に深める工夫が重要になる。県立学校のコミュニティ・スクールについては、学校間の運営上の温度差を縮めるために、研修の充実や助言者(神奈川版マイスター等)の配置などを検討されたい。

【中柱2-②について】

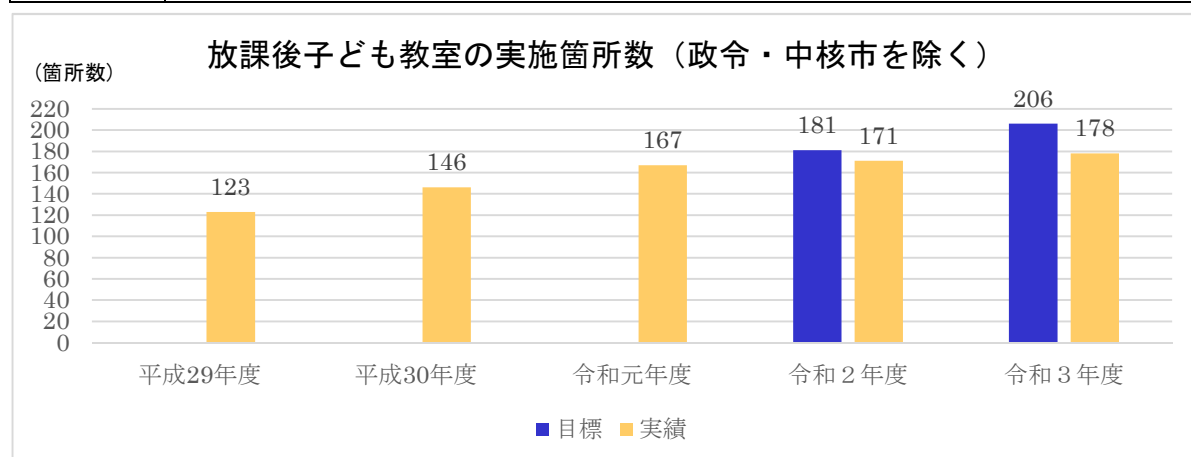
- 高齢化が進む市町村にあっては、地域の活性化は喫緊の課題で、これには学校との連携が欠かせない。したがって、地域学校協働活動の実施は、地域にとっても強く望まれることである。県立高校における地域学校協働活動は、学校の特色づくりにもつながるので、実施校が増えることを期待するが、地域学校協働活動の円滑な運営には市町村の理解と支援が不可欠である。市町村と連携して、県立高校を核とした地域活性化に向けた取組を積極的に推進してほしい。
- 県立学校でも地域学校協働活動を実施した点は高く評価できる。今後は県立学校の活動成果を他校に共有できるよう工夫して、更なる拡充に努めてほしい。「今後の対応方向」に記されているように、社会教育士の効果的な活用の在り方を県内の学校や社会教育施設等に示せるような研究と情報発信の工夫が期待される。特に、非公務員の社会教育士の活用が求められる。

子育て・家庭教育への支援

1 子どもの社会的な経験の機会の充実

① 放課後子ども教室等の推進

取組1 放課後子ども教室 ¹ 等の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「放課後子ども教室」を実施する26市町村178か所（政令市・中核市を除く。「朝の子どもの居場所づくり」を行う1町2か所を含む。）に対し、設置・運営経費の一部を補助した。 「地域未来塾²」を実施する3市町13か所（政令市・中核市を除く）に対し、運営経費の一部を補助した。 企業等がそれぞれの特色を生かし、子どもたちの健全な成長のため、多様な体験活動や学習の機会を提供する「企業等による教育プログラム提供事業」について、企業への周知を図り協力を求めた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「放課後子ども教室」等の設置が進まない市町村があり、拡充に向けては指導者や参加スタッフの確保が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、「放課後子ども教室」の実施主体である市町村へのきめ細かな情報提供や情報交換を行うほか、研修等による人材育成など継続的な支援を行っていく。 「企業等による教育プログラム提供事業」の積極的な活用について、担当者会議等を通じて市町村へ働きかけていく。 生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、地域の実情に応じた「地域未来塾」の実施を市町村に働きかけていく。



※令和元年度以前の目標値が未設定であるのは、令和2年3月に「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した際に、新たに目標値を設定したことによるもの。

放課後子ども教室の主な活動内容（例示）

学習関係	予習復習や宿題などの指導、英語、科学実験、書道、DVD鑑賞、漢字教室、プログラミング教室
運動関係	卓球、バドミントン、なわとび、ミニテニス、ペタンク、輪投げ、マット運動
その他	工作、手品、囲碁・将棋、昔遊び、手話、編み物教室、農園活動、ハロウィン、クリスマスイベント、地域交流、ハンドベル、おはなし会、塗り絵、折り紙

¹ 放課後子ども教室

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組。

² 地域未来塾

地域資源を生かし、学習支援が必要な中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る取組。

2 子育て・家庭教育への理解と環境づくり

① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実

取組1 家庭教育への支援の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県内すべての中学校（政令市を除く）1年生の保護者を対象に「家庭教育ハンドブック すこやか」を配付した結果、保護者や教職員からは「内容が分かりやすい」、「家庭にとってとても参考になる」といった声が寄せられた。 家庭教育や子育てについての学習機会の提供等の保護者への支援に取り組む3市町（政令市・中核市を除く）に対し、経費の一部を補助した。また、市町村職員等を対象とした研修を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での教育が難しくなっている社会の中で、孤立化したり、子育てに不安を感じたりする保護者が少なくないため、保護者や市町村に対して、より効果的な家庭教育支援の取組を示していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭教育ハンドブック すこやか」の配付など、保護者に必要な情報提供を継続して実施していく。 保護者に身近な地域での家庭教育支援の取組を促進するため、国の家庭教育支援に係る事業の趣旨や内容、保護者が楽しみながら参加できるような事例について、市町村に情報提供し、より周知を図っていくとともに、コロナ禍での研修等の実施方法を検討していく。 神奈川県生涯学習審議会に「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」を諮問しており、今後提出される答申を踏まえ、施策について検討していく。
取組2 高校生等への就学支援	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高校生等を対象に、高等学校奨学金³を貸付希望者全員（1,618人）へ貸付けた。 高等学校奨学金貸付制度については、奨学金を取り巻く環境の変化を踏まえ、利用しやすい制度とするため保護者の所得要件を年収約800万円未満から、年収約910万円未満に緩和し、貸付月額の上限額を1万円引き上げる等の制度改正を行った。 授業料以外の教育費負担を軽減するため、経済的に困難な世帯を対象に、高校生等奨学給付金⁴を支給対象である申請者全員（11,818人）へ支給した。 授業料に充てるため、一定の収入未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金⁵を受給資格者全員（97,637人）へ支給した。 高等学校等就学支援金の受給認定処理の効率性及び正確性を図るため、学校事務担当者の事務処理に係るマニュアルについて一部見直しを行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 高校生等奨学給付金について、支給単価の増額とともに、支給対象世帯を拡大し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減することが課題である。 高等学校等就学支援金について、令和5年度から、新たにオンラインによる申請も導入する予定であり、生徒・保護者における事務手続について、より分かりやすい情報提供が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 就学支援制度の拡充について、全国都道府県教育長協議会などを通じて、引き続き国に働きかけていく。 就学支援金の受給認定処理について、オンラインによる申請のしくみを令和4

3 高等学校奨学金

学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対する貸付金。

4 高校生等奨学給付金

都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費を支援するための返還不要の給付金。

5 高等学校等就学支援金

一定未満の収入の世帯の生徒に対して、授業料に充てるための支援金。

	年度中に確立し、学校事務担当者への説明や生徒・保護者等への周知を図っていく。
--	--

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 「中柱1 子どもの社会的な経験の機会の充実」については2つの事業が次第に浸透しつつあるが、現時点では未実施の市町村等が存在することから、更に放課後子ども教室及び地域未来塾を広げるような啓発や指導助言等を期待したい。「中柱2 子育て・家庭教育への理解と環境づくり」については、「家庭教育ハンドブック」の作成・配布による成果が認められ、また高校生等の就学支援は目標を達成できたと評価できる。

【中柱1-①について】

- 子どもが地域と触れ合う機会を創出できる「放課後子ども教室」については、更なる拡充により子どもの学ぶ機会や価値観が多様化する側面を充実させるとともに、地域にも活躍できる環境を整えるため、放課後子ども教室にかかわる人への研修を充実させていただきたい。
- 放課後子ども教室の実施市町村の割合は86%となり、それなりに評価できるが、県内での実施か所等の偏在を可能な限りなくしていくためには更なる情報提供や支援が課題となる。例えば、コミュニティ・スクールと関係づけた取組例などを市町村に示すことも考えられる。地域未来塾については、貧困格差是正という側面からも県内に実施数を増やしていく必要がある。特に、小規模市町村に対して人材確保や補助金支給などの様々な面から支援していくことが期待される。

【中柱2-①について】

- 家庭教育は学校教育と並んで、子どもが学びを得て育つ環境に大きく寄与するものであるが、保護者の意識付けが足りないと感じている。教育というと、子どもに対して何かを教えなければと感じることもあるかと思うが、本質としては、保護者自身が学ぶ姿勢を見せているかということと、子どもと一緒に考え、学ぶ事が重要であると感じている。保護者に向けた啓発資料の配布は有効と考えるが、子どもの状況を共有するだけでなく、そういった保護者としての視点の充実を今後も図っていただきたい。
- 家庭教育支援については、以前から家庭教育学級等の研修の場に参加しない保護者に対する支援方法が課題視されてきた。そこで、「家庭教育ハンドブック」の作成・配布は大きな意味を持ち、これに加えて、非対面型の家庭教育支援策や親子教室事業などの在り方を県として市町村を通じて県民に示していくことが大切になる。高等学校奨学金を貸付希望者全員に支給でき、また、高等学校等就学支援金を受給資格者全員に支給できた点は高く評価できる。「今後の対応方向」に記されているように、オンライン申請の構築を期待したい。

1 確かな学力の向上を図る取組の充実

① 授業力・学力の向上に向けた取組

取組1 全国学力・学習状況調査結果の分析・活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、令和3年度の調査問題、質問紙等の積極的な活用が図られ、授業改善及び児童・生徒の資質・能力の育成に資するよう、資料「令和3年度版 かながわの学びの充実・改善のために」を作成し、全県指導主事会議等において市町村教育委員会や各学校に周知した。 令和3年12月～令和4年1月にかけて、指導主事がすべての市町村教育委員会を訪問し、各学校で、児童・生徒一人ひとりの実態を把握するために、調査結果を活用するよう働きかけた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校共に、児童・生徒が自分の考えを文章等で表現する学習を充実させることが課題である。 調査研究の結果から、児童・生徒の置かれた状況にかかわらず、「学びに向かう力」を高めていくことにより、学力を一定程度押し上げる可能性があることが示されており、一人ひとりの「学びに向かう力」を高めていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 学力向上支援連絡協議会等において、自分の考えを表現する学習について、国語の授業を中心に、一層取組を進めるよう働きかけていく。 各学校において、全国学力・学習状況調査等の結果をより有効に活用し、児童・生徒一人ひとりの「学びに向かう力」の醸成に向けた効果のある指導・支援の工夫が図られるよう、資料「令和3年度版 かながわの学びの充実・改善のために」に掲載の「学びの充実・改善のヒント」の周知に取り組んでいく。
取組2 「かながわ学力向上実践推進事業 ¹ 」の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の学習意欲を高め、学びの質を向上させるために、17市町村（政令市・中核市を除く）を「学びづくり推進地域」に指定し、研究を委託した。研究校82校では、大学教授や市町村・県の指導主事等が参加する中で、授業の充実・改善に向けた実践研究を実施した。県教育委員会では、好事例を「かながわ学力向上シンポジウム」や県ホームページ等で全県に周知した。 県ホームページに掲載した「カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価 学習評価資料集（小学校、中学校）」、「児童・生徒、保護者向け 学習評価リーフレット」等を活用し、児童・生徒の「学びに向かう力」等を育むための指導や評価について、市町村教育委員会や学校に周知し、カリキュラム・マネジメントの充実を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 学習評価について、特に、「主体的に学習に取り組む態度」において、指導と評価のプロセスを客観的な視点から検証・見直しを行い、校内研修等を通じて、より理解を深めるとともに、学習評価の考え方やプロセスを事前に児童・生徒や保護者に説明し、正しく理解してもらうことが課題である。 各市町村教育委員会と共に各学校における家庭・地域と共に取り組むカリキュラム・マネジメント、児童・生徒の「学びに向かう力」の醸成、児童・生徒一人ひとりに応じた指導・支援の充実及び新しい時代に生きる力の育成についての取組の充実・改善を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 学習評価について、「主体的に学習に取り組む態度」の評価を取り上げた事例の収集及び参考資料の作成、各学校における学習評価プロセスの客観的な把握と

¹ かながわ学力向上実践推進事業

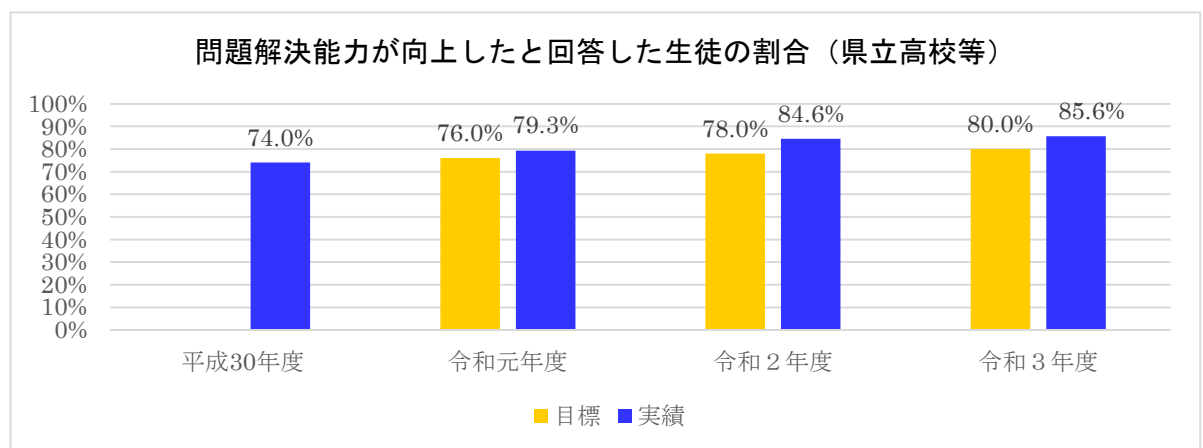
「かながわ学びづくり推進事業」を始めとする県内の児童・生徒の学力の向上を図る取組の全体像。

	<p>改善について、重点的に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き「かながわ学びづくり推進地域研究委託事業」における、推進地域や推進校の取組を全県へ普及を図り、各学校において、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を実施していく。
取組3 生徒学力調査の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校等における授業及び教育活動全般の一層の改善と充実に資することを目的として、生徒学力調査を実施した。 各学校に生徒学力調査の結果及び生徒個票の活用について改めて周知し、教育課程の改善や授業及び教育活動全般の改善につなげることを図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校の生徒の学力等を把握し、教育課程の改善を進めるカリキュラム・マネジメントを行うことは必要であるが、作間に時間を要するため、実施が11月、結果の返却が3月となり、分析結果の翌年の計画への反映や、教育課程の改善に活用が難しいことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 国の高大接続改革における「高校生のための学びの基礎診断」の活用方針は現時点では不明確であるが、既存の調査を活用し、全校実施から抽出校での実施に変更していく。また、抽出校に関しては、「学力向上進学重点校」や「授業力向上推進重点校」を中心として、幅広い学校群から抽出を行い、県立高校等全体のデータの傾向が掴めるよう選定していく。
取組4 授業力向上の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「授業力向上推進重点校」において「主体的・対話的で深い学び」の視点からの組織的な授業改善に取り組み、公開研究授業を通して、その成果の普及を図った。 探究的な学習の取組を推進し、県立高校等の教育力の向上を図るとともに、「探究的学習発表会」を県内10地区で実施し、先進的な取組の共有を図った。 学習評価の取組について教育課程説明会で取り上げ、各学校での共有を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「探究的学習発表会」の充実を図っていくことを始め、各学校における探究的な学習活動の取組をより一層推進していくことが課題である。 質の高い授業を行うため、各学校において組織的な授業改善をより一層進めていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「探究的学習発表会」の実施に加え、先進的な取組事例を普及することにより、各学校の取組を更に充実させるなど引き続き、各学校における探究的な学習活動の推進を図っていく。 学習指導要領の改訂を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「授業力向上推進重点校」の取組をより一層進め、県立高校等全体にその成果の普及を図り、組織的な授業改善を推進していく。
取組5 理数教育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> すべての生徒が課題研究に取り組むための支援体制を強化するため、「探究活動に係る指導力向上研修」を横浜国立大学と共同して実施した。（県立のスーパーサイエンスハイスクール（以下、SSH）及び理数教育推進校² 教員11名、ほかの県立高校教員27名参加） 生徒の科学技術・理数に関する知的探究心を向上させるため、SSH指定校及び理数教育推進校を中心に、科学の甲子園等、科学に関する知識・技能を競い合う場を周知・提供した。 県内外のSSH指定校及び理数教育推進校を中心とした成果の普及の場として、生徒研究発表会「かながわ探究フォーラム」を開催し、県立、市立、私立高

² 理数教育推進校

県立高校改革実施計画に基づく指定校。理数教育のための教育課程や指導方法、教材等の研究開発を実施。

	校等15校103名の生徒が発表した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新学習指導要領に対応した理数教育の推進に向けて、探究活動をより効果的に指導できる教員の育成が課題である。 ・ 生徒の科学技術・理数に関する知的探究心を向上させる上で、知識や技能を競い合ったり、交流を深めたりする機会の充実に課題である。 ・ 各指定校における研究成果を更に普及・共有していくことが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の指導力の向上を図るため、横浜国立大学等との共働による研修の充実に向け、課題研究に係る先進的な取組の共有や成果事例の報告の場を設けていく。 ・ 生徒の知的探究心や課題を科学的に解決する能力の向上に向け、各種の科学技術・理数に係る外部機関主催の取組の周知を図っていく。 ・ 生徒による研究成果発表会や教員による情報交換会等を実施し、研究成果の積極的な普及・共有の機会を設けていく。
取組6 入院児童生徒等教育保障体制整備事業³	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院児童・生徒等への平等な教育機会の確保のため、県立横浜南養護学校と県立秦野養護学校において、オンライン会議システムを活用した授業を実施した。 ・ 情報教育担当者が集まる研究協議会において、実践例を共有し、各学校への周知を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線LAN等のネットワーク環境の更新など、学習環境を維持し、より充実させていくことが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク環境等を更新するとともに、引き続き入院児童・生徒等に対する教育保障の充実を進めていく。



※平成30年度の目標値が未設定であるのは、令和元年7月に「かながわグランドデザイン第3期実施計画」を策定した際に、新たに目標値を設定したことによるもの。

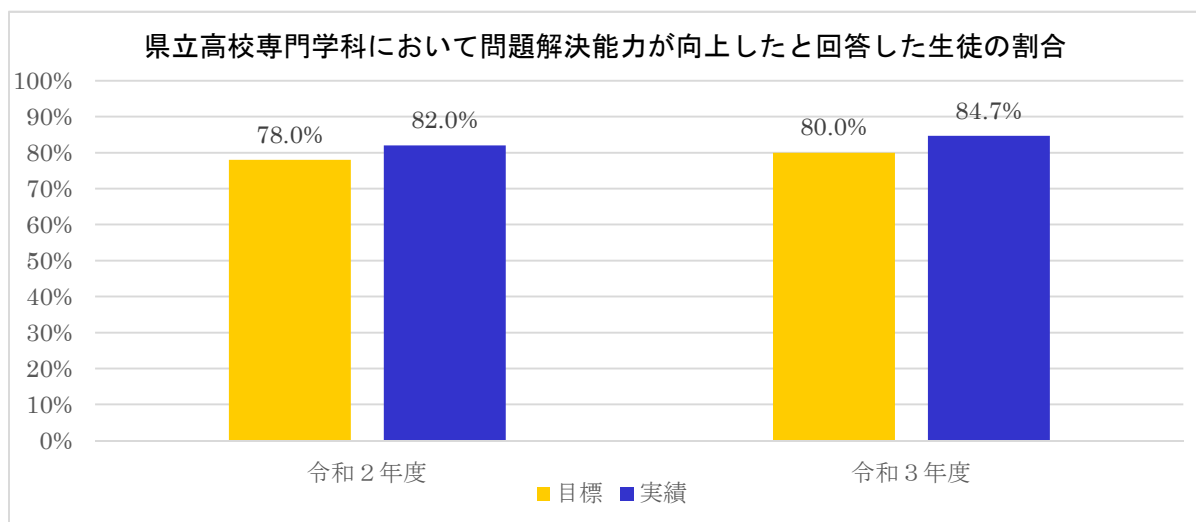
② 専門教育の充実

取組1 実践的専門教育の推進	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の次代を担う産業人材の育成を図るため、産業構造の変化や社会のニーズを踏まえながら、地域の企業等と連携し、学んだ知識を生かした課題解決に取り組み、市場分析や加工商品の開発を見据えた企業経営を行うなど、実践的な専門教育が推進できた。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場実習やインターンシップなど、企業等との連携が計画通りに進められなかった。

³ 入院児童生徒等教育保障体制整備事業

平成28年度から平成30年度まで文部科学省の委託事業で、長期にわたり又は断続的に入院する児童・生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行った。令和元年度から神奈川県の実施事業として実施。

課 題	<ul style="list-style-type: none"> 産業現場におけるデュアルシステム⁴などの長期間の実習については、十分な生徒数が受け入れられる企業の開拓が課題である。また、コロナ禍においてどのように企業と連携していくかが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県産業教育審議会からの報告なども踏まえ、デュアルシステムの円滑な推進に向け、生徒と企業とのマッチングや実習先の開拓等を行うコーディネート事業を実施するとともに、実施に伴う具体的な課題の把握と解決策の検討を行う場として、学校関係者等からなる推進部会を設置する。あわせて、コロナ禍における代替の取組も検討していく。
取組2 県立高校生学習活動コンソーシアム⁵ モデル地域の指定校での取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度までの県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域指定校（県立神奈川工業高等学校、県立中央農業高等学校）における実践的な専門教育について、今後のデュアルシステム実施を見据えた課題の整理等につなげることができた。また、モデル事業の経験を活かし、企業等と連携して、デュアルシステムを実施した。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定校以外の学校に広めることや連携する企業を増やすことが難しかった。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 指定校と企業や大学との連携した取組は行われたが、コロナ禍の影響により、指定校以外の学校に広める取組が十分にできなかったことが課題である。 コロナ禍において、どのように企業等と連携していくかが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域の指定校事業は令和元年度で終了したため、今後は、専門学科におけるデュアルシステム事業への活用を図っていく。あわせて、コロナ禍における代替の取組も検討していく。



※令和元年度以前の数値がないのは、令和2年3月に「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した際に、新たに設定した数値目標のため。

4 デュアルシステム

企業と学校が協力・連携して、将来の産業を担う人材を育成することをめざし、学校での教育だけでなく、産業現場と連動した実践的な学びの機会が得られる長期企業実習等を通じた教育を組み合わせで展開する。

5 県立高校生学習活動コンソーシアム

県立高校改革実施計画に基づき、現在、各県立高校・中等教育学校と大学等が行っている高大連携の取組を発展させ、生徒の多様な学習ニーズに対応し、主体的な学びへとつながる学習機会の提供の充実を図るため形成された共同体。

2 生き方や社会を学ぶ教育の充実

① キャリア教育⁶の推進

取組1 公立小・中学校におけるキャリア教育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「キャリア教育研修講座」において、「かながわキャリア教育指導資料」や「かながわ版キャリア・パスポート リーフレット」について、各学校における活用状況を把握するとともに、活用時における工夫の事例を共有した。 県内で学ぶ児童・生徒が校種を越えて「キャリア・パスポート」を引継ぎ、効果的に教育活動に生かせるように、「かながわ版キャリア・パスポート リーフレット」（令和3年3月）を全教員に配付したことを踏まえ、令和3年度に新採用となる教員に対し、各教育事務所を通じ配付し、「校種間をつなぐ」シートの活用や、特別支援学校及び特別支援学級に向けての配慮事項等について、市町村教育委員会及び各学校と共有した。 中学校から高等学校へ、校種を越えて引継ぎ、キャリア教育の推進に役立てるよう、県内の全中学校、中等教育学校、県立高校、特別支援学校に対し、「『キャリア・パスポート』の県立学校への引継ぎについて」を通知するとともに、市町村教育委員会の指導主事を対象に研修・協議を行う等、校種間の円滑な引継ぎを促進した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、キャリア教育における児童・生徒の主体的な学びを進めるため、キャリア教育の意義を教職員、児童・生徒、保護者、地域住民で共有し、学年・校種を越えて、「キャリア・パスポート」を、より効果的に活用していくことが課題である。 キャリア教育の実践事例を収集するとともに、キャリア・パスポートの校種を越えた活用事例について情報収集、共有することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「キャリア教育研修講座」等の各種研修等において、「かながわキャリア教育指導資料」や「かながわ版キャリア・パスポート リーフレット」の活用を促し、県内小・中学校のキャリア教育の更なる充実を図っていく。 児童・生徒が自身の成長を振り返り、新たな目標に向かうことができるよう「キャリア・パスポート」の校種を越えた効果的な活用例について情報収集し、各市町村及び各学校と共有していく。
取組2 「キャリア教育実践プログラム ⁷ 」の策定	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> すべての県立高校等で、生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成するため、生徒が入学してから卒業するまでを見通した指導計画である「キャリア教育実践プログラム」を学校ごとに作成することにより、生徒に身に付けさせたい能力や態度を明確化することができた。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> インターンシップや、大学、ハローワーク、選挙管理委員会、商工会議所などとの外部連携などについて、計画通りに進められなかった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 国の「高等学校キャリア教育の手引き」や県の「県立高校におけるキャリア教育の推進について（指針）」では、「基礎的・汎用的能力」をキャリア教育で育成すべき力と捉えている。また、「キャリア教育実践プログラム」としては「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」は独立したものではなく、相互に関連・依存した関係にあるが、その上で、これらの能力をどのようなまとまりでどの程度身に付けさせるのかといった計画が十

⁶ キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育。

⁷ キャリア教育実践プログラム

各学校が、特性や実態に応じてキャリア教育を展開するための年間指導計画。その中でシチズンシップ教育やインターンシップ等を位置付けている。

	<p>分ではない状況であることが課題である。また、コロナ禍において、どのように企業、大学、ハローワーク、選挙管理委員会、商工会議所などの外部と連携していくかが課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校からの「キャリア・パスポート」を校種間で引継ぐことの周知をしているが、まだ伝わっていないところがあり、十分な引継ぎができず、活用方法が定着していないことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校の教職員向けに実施しているキャリア教育関係の研修講座の中で、「基礎的・汎用的能力」を踏まえた「キャリア教育実践プログラム」になるよう、国作成の手引きや県作成の指針を参考に指導・助言していく。あわせて、コロナ禍における代替の取組も検討していく。 ・ 「キャリア・パスポート」について、引き続き、キャリア教育担当者会議等で校種間の引継ぎを周知し、高校の効果的な活用事例を共有することで、中学校からの引継ぎを推進し、活用の充実を図っていく。
取組3 インターンシップの拡充や大学・短大等との連携強化	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターンシップ受入企業について、新規に152事業所を開拓した結果、全体の受入企業数は950事業所となった。また、1,622名の生徒が就業体験を行うことができた。 ・ 全県立高校等に対し、県立高校生学習活動コンソーシアムで協定を結んでいる参加機関によるプログラム等を紹介するなど、授業等における参加機関と学校間の連携を図ることができた。 ・ 専修学校各種学校協会との連携により、平成16年から継続実施している「仕事のまなび場」事業において職業教育に関連した体験講座を夏季休業期間中に開講し、生徒の就労観の育成と職業意識の伸長を図ることができた。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターンシップ受入企業との調整等は進めたものの、令和2年度と同様に中止となったものもあったため、全体の体験人数は1,622人と、令和元年度の3,072人と比べて少なくなった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍におけるインターンシップの在り方や生徒の就労観の育成と職業意識の伸長を図っていく取組について検討することが課題である。 ・ 県立高校生学習活動コンソーシアムの協定を締結した機関は令和4年3月時点で、99機関と増えているが、引き続き参加機関が提供するプログラム等の各学校での一層の活用促進が課題である。 ・ 「仕事のまなび場」における体験学習の有用性を、これまで以上に学校と共有していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターンシップについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて実施の可否を判断し、実施の場合は、コンソーシアムサポーターの活用により、生徒の希望に沿ったインターンシップ受入企業を拡充していく。また、実施できない場合には、代替として、企業と連携したオンラインによる動画視聴等を行っていく。 ・ 全参加機関や全県立高校等への情報発信により学校及び参加機関の取組事例を報告するとともに、教育課程説明会や県ホームページなどでより広く周知することで、県立高校生学習活動コンソーシアム事業の積極的な活用を促していく。 ・ 「仕事のまなび場」の有用性についての教育課程説明会等での周知や開講予定の講座に関する情報の事前の周知を徹底するとともに、事後にはすべての担当者を集めて事例発表の機会を設けるなど、学校への情報提供・情報共有の更なる充実を図っていく。

② 職業教育の充実

取組1 地域企業等と連携した職業教育	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 各専門高校において、地域企業との連携による産業人材の育成に取り組み、例えば、農作物を作るだけでなく、市場のニーズを理解し流通させることができるマーケットセンスを持った新しい農業人を育成するプロジェクトを進めるなど、実践的な職業教育を進めることができた。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場実習やインターンシップなど、企業等との連携が計画通りに進められなかった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 生徒がより実践的な職業知識や技術を習得するために、デュアルシステムなどの長期間の実習を産業現場で実施することが必要となるが、受入企業の開拓や調整が課題である。あわせて、コロナ禍で企業等との連携ができなかった場合、どのように企業と連携していくかが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 各専門高校において、産業現場におけるデュアルシステムなどの長期間の実習が実施できるよう、生徒と企業とのマッチングや実習先の開拓等を行うコーディネート事業を委託するとともに、実施に伴う具体の課題の把握と解決策の検討を行う場として、委託先や学校関係者等からなる推進部会を設置していく。あわせて、コロナ禍における代替の取組も検討していく。

3 グローバリ化などに対応した教育の推進

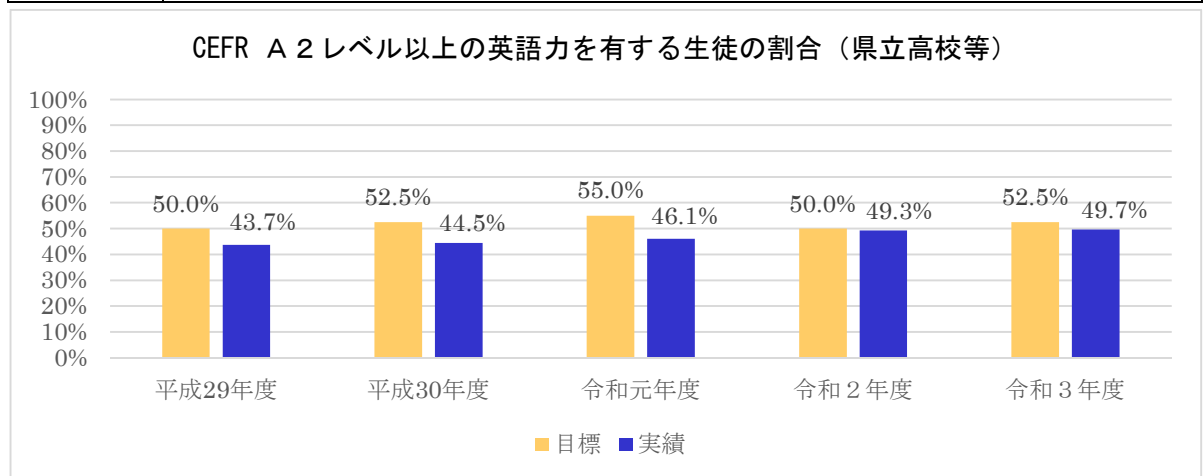
① 児童・生徒の英語力向上の推進

取組1 公立小・中学校教員の外国語教育に関する指導力の向上に向けた取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 英語授業力向上研修（小・中学校）を行い、小学校64校、中学校56校から教員が参加し、各学校において伝達研修を実施した。 神奈川大学と連携した小学校外国語教育の充実に向けた中核教員養成事業に、公立小学校（政令市を除く）教員27名を派遣した。 小学校における指導体制の充実を図るため、市町村（政令市を除く）に小学校英語専科担当教員を68名配置した。 全県指導主事会議において、小・中学校における「『CAN-DOリスト』⁸の形での学習到達目標」活用事例を周知した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 外国語教育をより充実させていくため、担当教員の更なる資質向上、小学校英語専科担当教員の人材確保・育成（大学連携）、「『CAN-DOリスト』の形での学習到達目標」の活用等について、市町村教育委員会と共に検討を更に進めることが課題である。 教科担任制の導入を踏まえ、小学校における英語専科担当教員の活用を検証することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から3年計画で、小・中学校教員対象の授業力向上のための研修（英語授業力向上研修）を引き続き実施し、担当教員の更なる資質向上を図っていく。 神奈川大学と連携した小学校外国語教育の充実に向けた中核教員養成事業を継続実施（令和4年度30名派遣予定）し、中核教員の養成を図っていく。 教員養成系大学に対し、英語力を有する人材育成について引き続き要請していく。 令和4年度は引き続き小学校英語専科担当教員を68名配置し、専科担当教員活用の実態把握及び専科担当教員間の連携等を目的として、連絡協議会を開催す

⁸ CAN-DOリスト

言語の4技能（「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り]」「書くこと」）を用いて何ができるようになるかを、「～することができる」という形で具体的に記述したもの。

	<p>る。さらに、小学校における教科担任制を視野に入れながら専科担当教員の配置活用の在り方等を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知識・技能の習得にとどまらず「英語を使って何ができるようになるのか」という視点に立ち、小・中学校における「『CAN-DOリスト』の形での学習到達目標」活用事例を全県教育課程研究会や全県指導主事会議等を通じて周知していく。
取組2 生徒の実践的英語力の向上に向けた取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> グローバル人材の育成の一環として、生徒の主体的な英語学習を促し、英語4技能をバランスよく育成するために、県立高校18校4,985名について、英語4技能の測定が可能な検定試験の検定料の半額を県が負担した。 生徒の外国語によるコミュニケーション能力の育成及びその伸長を図るために、全県立高校等の全課程にネイティブ・スピーカーである外国語指導助手（ALT）を配置した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 実践的英語力の向上に向けた取組等を通じて、県立高校生等の英語力については、CEFR⁹ A2レベル¹⁰相当以上の英語力を持つと思われる3年生の割合が、令和2年度に比べて0.4ポイント向上し49.7%となったが、令和3年度の目標値52.5%を達成できなかったため、目標達成に向け、更に生徒の実践的英語力を向上させることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度も、県立高校生等5,000名程度を対象として、英語資格・検定試験の受験料の補助を引き続き実施し、教員による試験結果の分析データを活用した授業改善などにより、生徒の英語力の更なる向上に取り組んでいく。 生徒の英語力の更なる向上を図る上で、実践的な英語力を高めることが重要であることから、全県立高校等の全課程に引き続きALTを配置し、日本人教員とALTが協力して、よりきめ細かく指導を行っていく。



※令和2年度に実績値と目標値の見直しを行い、国が第3期教育振興基本計画において目標としている50%以上の達成を目標値とした。

② グローバル化などに対応した先進的な教育の推進

取組1 英語教員の海外派遣	
実績・成果	<p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 英語教員の海外派遣をする予定だったが、中止した。

⁹ CEFR

外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠のことで、外国語運用能力の評価のために欧州評議会が発表したもの。

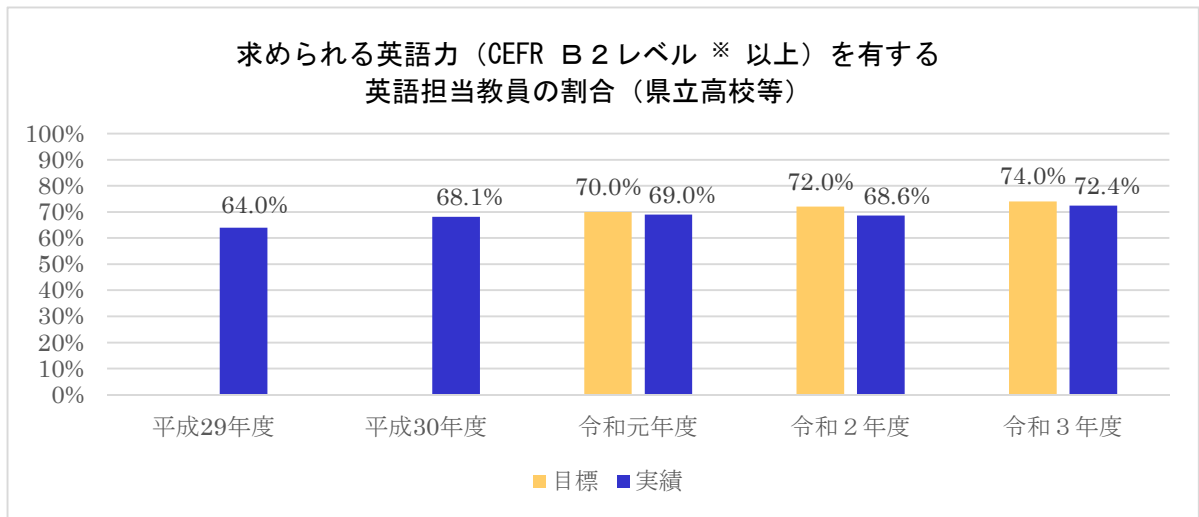
¹⁰ CEFR A2レベル

「ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について、単純で直接的な情報交換に応じることができる。」レベルと定義されている。

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍において、現地での研修受講による英語力の向上の機会や、ホームステイ等を通じて国際的視野を広める機会が減少したため、代替方法の検討が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本及び派遣先の国の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、実施の可否を慎重に判断し、実施できない場合は、代替として、オンラインでの研修等を行っていく。
取組2 高校生の海外派遣	
実績・成果	<p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生の海外派遣は中止したが、代替として、メリーランド州立大学の学生と私立、県立の高校生合わせて4名とでオンラインによる交流を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の海外派遣中止により、直接海外の現地での交流やふれあいといった体験ができない、あるいは海外で数週間過ごすことで自分を変えるきっかけになるといった気づきの機会が得られないため、代替方法の検討が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本及び派遣先の国の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、実施の可否を慎重に判断し、実施できない場合は、代替として、海外の学生とオンラインによる交流を行っていく。
取組3 国際バカロレア¹¹ 認定校の教育課程の充実	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際バカロレア認定校である県立横浜国際高等学校における教育課程の充実に向けて、国際バカロレアコースの教員に必要とされる各種のワークショップへ計画的に参加した。 ・ 平成30年3月告示の学習指導要領の実施に向け、国際バカロレアの科目を学習指導要領上の科目に、読み替えを可能とできるよう、文部科学省へ特例の申請を行った結果、学校の現状や生徒に、より適したカリキュラムを令和4年度から提供可能となった。 ・ 令和3年度に国際バカロレアコースの生徒が3年次すべて揃い、初めて22名の生徒が世界統一試験を受験し、21名が合格した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度に国際バカロレアコースから卒業生を輩出したことを踏まえ、今後は、国際バカロレアの教育を推進していく中で、その取組の成果を、県立高等学校及び県立中等教育学校へ効果的に発信し、普及していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際バカロレア認定校の教育課程の充実を図るため、引き続き計画的に教員養成を進めるとともに、学校間での交流を通じた成果の報告や教育課程説明会等における取組の紹介など、県立高等学校及び県立中等教育学校に向けた普及を図っていく。

¹¹ 国際バカロレア

1960年代にスイスで開発された、世界各国の学校で導入されている教育プログラムで、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的とした「全人教育」を行う。国際バカロレア機構により4年に1回カリキュラムの変更が行われる。



※「CEFR B2レベル」とは、「自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文書の主要な内容を理解できる。母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について明確で詳細な文書を作ることができる。」レベルと定義されている。

※平成30年度以前の目標値が未設定であるのは、令和元年7月に「かながわグランドデザイン第3期実施計画」を策定した際に、新たに目標値を設定したことによるもの。

③ ICTを活用した教育の推進

取組1 市町村立学校における対応	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から、県内の市町村において、校内無線LANを含めた1人1台端末の整備を行った結果、令和3年11月までに、県内全市町村において、端末の活用を開始することができた。 ICT活用の基本的な考え方や各教科の実践事例、周辺環境の整備などについて掲載した「ICTを活用した学びづくりのための手引き（小・中学校）」を改訂し、情報モラル教育や保護者と共有すべきポイント等を新たに追加し、市町村教育委員会や各学校に周知した。 全県指導主事会議でICT部会を設け、手引きを活用するなど、市町村教育委員会の指導主事を対象に研修・協議を実施した。 4市教育委員会、4教育事務所のICT担当者や県教育委員会担当者を委員とする「小・中学校におけるICT活用に関する連絡会議」を開催し、各地域の取組の情報共有を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 今後のデジタル教科書やコンピュータに基づくテスト（CBT）の導入を見据えて、市町村立学校におけるICTの安定的な運用が課題である。 児童・生徒の情報活用能力育成に向け、各市町村立学校がICTの利点を生かした授業改善に取り組んでいく必要があり、そのためにICT活用に係る教員の資質向上が課題である。 児童・生徒がICTの利用時間や用途を主体的に考え、安全・安心にICTを活用できるよう、情報リテラシー教育の更なる充実が課題である。 様々な理由により登校することができない児童・生徒や配慮が必要な児童・生徒のために、ICTを活用した学習をどのように進めていくかが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 市町村立学校のヘルプデスクや、ネットワーク点検を担うGIGAスクール運営支援センターを設置し、市町村教育委員会のICT運用を支援していく。 ICT活用に係る教員の資質向上のために、手引きを活用した教員研修を各教育事務所等において継続して実施していく。 情報リテラシー教育の更なる充実に向け、児童・生徒の情報活用能力の育成や、情報モラル教育について、県内外の好事例等を市町村教育委員会と共有・普及していく。 市町村教育委員会指導事務主管課長会議などの機会に、様々な理由により登校

	<p>することができない児童・生徒のためのICTを活用した授業ライブ配信等の取組や成果を周知していくとともに、今後の学校教育におけるICT活用の在り方等について引き続き協議を行っていく。</p>
<p>取組2 県立学校におけるICT機器の整備や活用</p>	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の情報活用能力の育成に向けたICTを活用した授業づくりを一層進めるため、県立高校23校及び県立中等教育学校2校においてコンピュータ教室の機器等を整備するとともに、県立高校等139校に可動式プロジェクタを整備した。 ・ 県立高校6校及び県立平塚中等教育学校において可動式デスクを導入し、無線LAN対応PCを整備したことにより、共通教科情報の授業における言語活動の充実につながった。 ・ 無線LANに対応した生徒学習用端末を学校規模に応じて、県立高校135校に1校当たり40～80台整備することで、各学校では生徒の情報活用能力の育成に向けたICTを活用した授業づくりが一層促進された。 ・ 1人1台端末を活用した学習活動を令和4年度入学生から円滑に開始できるようにするために、目標や取り組むべき事項を示すとともに、活用事例について共有した。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒がいつでもICT機器を利用できる学習環境を維持するため、タブレット型端末54台他、合計140台の情報機器を更新し、学習用アプリケーションを追加した。 ・ GIGAスクール構想の取組として、分教室20拠点にタブレット型端末240台を整備した。 ・ 児童・生徒の障がいの状態や発達の段階に応じたICT機器の活用事例について、書面開催やリモート会議形式で実施した研修や会議などで共有した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての学校で効果的に生徒学習用端末が活用されるよう、引き続きICT機器の整備を進めるとともに、クラウドを中心とした学習環境や学習コンテンツを充実させ、生徒の学びをより一層充実させることが課題である。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT機器を効果的に活用し、指導の充実を図るために、実践事例を共有することが課題である。 ・ 令和6年度のデジタル教科書の本格実施に伴い、必要な学習環境を整えることが課題である。 ・ 視覚障害などのある児童・生徒にとって、デジタル教科書の読み上げ機能や拡大機能、動画埋め込み機能等は、教科書の内容理解に有用であり、すべての児童・生徒がデジタル教科書を効果的に活用できるような環境整備が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ ICTを活用した授業づくりを一層進めるため、パソコン教室以外で活用できるICT機器や授業支援システムの整備を引き続き行っていく。 ・ ICT機器活用の好事例を全校に周知するために、教育課程説明会や公開研究授業など、様々な機会を活用するとともに、活用事例等の県立高校等への情報発信を継続していく。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も児童・生徒が障がいの状態等に応じてICT機器を利用できる学習環境の充実を図っていくため、引き続き児童・生徒用のICT機器の更新及び整備を行っていく。 ・ 各種研修や会議において、効果的な実践事例の共有を行っていく。 ・ デジタル教科書の本格実施に向けて、情報機器の活用状況やデジタル教科書の

	需要について状況調査を行い、必要な情報機器環境を整備していく。
取組3 ICT利活用授業研究推進校¹²の取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 各研究推進校において、校内研修会や指導法の研究・授業実践に取り組み、その成果を検証した。 指定校各校の実践事例と課題の共有や情報交換を行うため、ICT利活用授業研究推進校指定校研究協議会を開催した。 授業動画の配信を始めとしたICTを効果的に活用した学びの取組に加え、校内研修における成果や校務におけるICTの積極的な利用の取組など、各研究推進校の様々な先進的な取組について各学校への普及を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> すべての県立高校等において、主体的な学習活動等を通じて生徒の思考力・判断力・表現力を高められるよう、1人1台端末の先進的な活用方法やオンライン活用した授業を研究し、各学校へ普及を図っていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校における1人1台端末を活用した授業等において、主体的・対話的で深い学びに資する指導方法やデジタルコンテンツを含む教材等に関する研究を行っていく。
取組4 プログラミング教育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 問題解決能力の育成に資するプログラミング教育の導入に向け、プログラミング教育研究推進校¹³において、校内研修を実施し、教科等横断的にプログラミング教育に係る授業づくりを推進し、その成果の検証を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の問題解決能力の育成を、プログラミング教育の手法で推進していけるよう、各学校の実情に合わせた計画に基づく指導方法などの研究を継続していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 中学校の新学習指導要領の全面实施を受け、中学校段階での学習内容を踏まえたプログラミング的な思考力を養う授業を各学校で展開していくため、引き続き、各研究推進校において校内研修の充実などにより、教員の指導力等の向上を図っていく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 新学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」が求められる教育の中で、学び高め合う学校教育を通して、確かな学力の向上や生き方、社会を学ぶ教育がますます重要になると思われる。また、人工知能（AI）等の先端技術を活用する Society 5.0に向けた新たな時代を生き抜く人材育成に向けた教育についても、取組の中で今後検討が必要になってくるものと思われる。
- 新型コロナウイルス感染症防止対策にもリソースが割かれる中で、「学び高め合う学校教育」に関して、多くの取組が進められてきたことに敬意を表したい。予測困難な時代にあって、子どもたちの学びを支えることは未来にとって極めて重要である。世界情勢が混沌とする中で、多くの方が、平和のもろさと尊さを再認識したと思う。学力と呼ばれるものも、狭義のスキルを身に付けるだけでなく、持続可能で平和な社会の実現に向けて、自らの生き方を考えるものでありたい。県教育委員会は、そうした観点から、引き続き、学校現場と連携し、子どもや教員を丁寧に支えてほしい。

¹² ICT利活用授業研究推進校

県立高校改革実施計画に基づく指定校。ICTを活用したアクティブ・ラーニングなどの指導方法や教材等に関する研究開発を実施。

¹³ プログラミング教育研究推進校

県立高校改革実施計画に基づく指定校。問題解決の手順等を学ぶ方法の一つとしてのプログラミング学習に関する研究開発を実施。

【中柱1－①について】

- 理数教育の推進について、これまでも多くの取組を実施しているが、理数教育推進校、SSH、「かながわ探究フォーラム」などの取組の更なる充実が求められる。

【中柱2－①について】

- 県立高校生学習活動コンソーシアムについて、学校だけでは学べない専門的な学びについては、これからも外部の資源を有効に活用することは重要である。「仕事のまなび場」についても、キャリア教育の一環として今後も有効活用が望まれる。

【中柱3－①について】

- 児童・生徒の英語力向上の推進について、これからグローバル化がますます進む時代にあつて、教員の負担に配慮した英語教育の持続可能な取組を期待する。

【中柱3－③について】

- ICT活用に関しては、市町村立学校から県立学校に至るまで、環境整備だけでなく、考え方やスキルまで様々な角度から取組を進めており、引き続き、それらには注力してもらいたい。ICT活用は、情報の真偽、フィルタリング、ゾーニングなど様々な問題も抱えている。それらは、思考の自由、感性の自由などに強い影響を与える。18歳成人の時代にあつて、個人の自由、社会の公正性などの観点からも、情報とのかかわり方を自ら問い続ける力の育成も大切にしてもらいたい。

1 かながわの人づくりを担う教職員の確保・育成の計画的な推進

① 多様で優秀な教職員の確保と指導力の高い教職員の育成

取組1 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験の充実

実績・成果

- 採用試験の工夫・改善や、大学等からの依頼に応じて説明会に赴き、神奈川の教員になることの魅力や、試験制度を説明するなど広報活動の工夫により、採用試験の全校種の合格倍率は3・7倍と、県内の3政令市及び近隣の5都県市の平均3・0倍と比べて高い倍率を維持しており、受験者の質を保つことができた。

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】

- 第1次試験では、試験時の密集を避け、1試験室当たりの受験者数を減らし、その分の試験室数を増やすために、会場を増やして分散実施した。また、第2次試験の模擬授業における協議を中止した。
- 県内での志願者説明会や春の大学説明会は実施したが、県外の4会場での志願者説明会は中止とした。また、大学説明会を行う予定だった大学に募集案内を送るとともに、大学に連絡し、学生への周知を依頼した。

教員の採用者数（教員採用候補者選考試験）（令和4年4月1日現在）

	最終合格倍率		採用者数	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
小学校	2.9	2.6	359	363
中学校	4.2	4.3	234	220
中等教育学校	-	-	4	2
高等学校	5.0	4.6	373	369
特別支援学校	3.1	2.6	127	141
養護教諭	10.0	9.0	24	27
計	4.1	3.7	1,121	1,122

※ 政令市及び横須賀市立高等学校（全日制）を除く神奈川県所管分

課題

- 全国的に採用試験の倍率低下が続いており、採用試験受験者をより一層獲得していくことが課題である。
- コロナ禍における採用試験の実施に当たり、これまでの経験を踏まえ、感染防止対策をより的確に講じていくことが課題である。
- コロナ禍で対面による大学説明会の実施が困難な中での受験者獲得が課題である。

今後の対応方向

- 試験会場の分散化や試験内容の一部省略など、コロナ禍を踏まえた適切な対策を講じていく。
- 今後も人材の確保が厳しい状況が続くことやコロナ禍を踏まえ、オンライン説明会の実施など、大学との連携や広報活動を更に充実させるとともに、採用試験の改善について検討していく。

取組2 障がい者雇用の促進

実績・成果

- 令和2年3月に策定した「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画」に基づき、誰もが、ともに生き生きと働ける職場の実現に向けて、取組を行った。
- 障がい者雇用の推進するため、「神奈川県教育委員会障がい者雇用推進会議¹」を2回開催し、サポートオフィスの取組、障がい者雇用率、令和3年度の取組等の報告・議論等を行った。


¹ 神奈川県教育委員会障がい者雇用推進会議

県教育委員会において障がい者の雇用の推進するため、教育局関係課、県立高等学校、県立特別支援学校、教育事務所により構成する会議を、平成31年4月に設置。

	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度中に教員、公立小中学校事務職員、行政事務職員、学校技能員、高校の実習助手、特別支援学校の寄宿舎指導員及び図書館等の司書の障がい者採用選考を実施し、合計22名を採用した。 職員が働きやすく、より定着が図られる雇用形態による障がい者雇用を推進するため、多様な雇用形態による「神奈川県教育委員会サポートオフィス」を設置し、165名を採用した。 国に提出した令和3年1月1日から令和4年12月31日までの2年間の障がい者の採用計画に基づき、中間報告となる令和3年12月1日現在の障がい者雇用率を算出したところ2.52%となり、法定雇用率(2.5%)を達成した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> サポートオフィスについては、精神障がい者である短時間勤務職員に係る特例が令和5年3月31日に終了することから、現在の雇用を維持したとしても、雇用率が大きく低下してしまうため、雇用率を維持できるよう職員数を確保することが課題である。 障がいのある教員の採用に当たり、大学等の教員養成機関において教員をめざす障がい者の割合が少ないという状況の中、受験者確保に向けた対応が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画」に基づき、働きやすい職場づくりに取り組むとともに、毎年度、推進計画の取組状況を確認・検証し、必要に応じて見直しを行っていく。 働きやすい職場づくりに向けて、今後障がいのある職員同士が交流できる機会の提供を検討していく。 サポートオフィスにおいて、事務サポーターと学校技能サポーターについて、チャレンジ雇用を実施し、障がい者への就労経験の機会の提供を通して、就労支援を図るとともに、学校業務サポーターとICT支援員について、短時間勤務を可とする柔軟な勤務形態と通勤負担の少ない勤務地への派遣などを通して、障がい者が働きやすく定着しやすい雇用を進めていく。 サポートオフィスにおいて、職種ごとの研修の実施や、個々の目標に合わせた研修の実施を通じ、人材育成の強化を図るとともに、チャレンジ雇用だけでなく、働きやすさと定着を意識した雇用であるICT支援員及び学校業務サポーターについても巡回相談を実施するなど、相談支援体制の充実を図っていく。 障がいのある教員の採用に当たり、大学等の教員養成機関において教員をめざす障がい者の割合が少ないという、全国に共通する課題があるため、全国都道府県教育長協議会などの場を活用し、各都道府県の課題や取組状況などについて共有するとともに、引き続き国への働きかけを実施していく。 精神障がい者である短時間勤務職員に係る特例について、令和5年度以降も制度を継続するよう国への働きかけを実施していく。 受験者確保に向けて、教員採用試験の説明会等において、障がい者に対する試験実施上の配慮、障がいの種類や特性を勘案して配置計画を立てる等の採用後の配慮などの説明を充実していく。
取組3 「かながわティーチャーズカレッジ²」の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「『かながわ教育学講座』を通して、神奈川県教育について知り、教員の仕事について学ぶことができましたか」という受講者アンケートに対して、「とてもできた」、「できた」と合わせて100%が回答したことから、受講者の教職への理解を深めることができた。 令和2年度は大学等での事業説明会の中止により、周知活動が十分にできなかったが、令和3年度は、対面に加え、リモートも含めて周知活動を行った結果、受講者数は172名から241名に増加した。

² かながわティーチャーズカレッジ

教員志望者に対し、指導主事等の講座や学校現場の体験を通じ、教職に求められる使命感と責任感を持ち、多様な教育的ニーズに対応する実践力の向上を図るとともに、神奈川県教育の理解を深めることを目的に、平成20年度から実施。

課 題	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に教員志望者が減少している中、平成29年度をピークに受講者数が減少傾向にあるため、受講者数の増加を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度より、チャレンジコース修了者は県教育委員会が実施する公立学校教員採用候補者選考試験の第1次試験免除の特別選考の対象となること、及び国語コースを新設することから、講座内容のより一層の充実を図るとともに、広く広報活動を行っていく。
取組4 「フレッシュティーチャーズキャンプ³」の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「『着任に向けた準備』では、教員生活をスタートするにあたっての不安や疑問を共有し、その解消または軽減をすることができましたか」という受講者アンケートに対して、「とてもできた」と「できた」を合わせて97.6%が回答していることから、着任に当たっての不安や疑問の解消・軽減を図ることができた。 赴任予定校研修は、「教育職員免許法の特例法」を受けて、教育実習を実施していない新規採用予定者及び小学校の採用予定者を対象に最大5日間の研修を実施し、希望者41名が受講した。なお、それ以外のすべての採用予定者は、校長面談及び赴任予定校の概要説明等をもって赴任予定校研修に充てた。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍においても、新規採用予定者が教員生活をスタートするにあたっての不安や疑問の解消・軽減を更に図っていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 集合研修について、令和3年度のアンケート結果からインターネットを活用した実施方法でも成果が得られていること、及び県外の採用予定者が参加しやすいように令和4年度からオンライン研修としていく。
取組5 「高校生のための教職セミナー⁴」の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 教員を志望する県内の高校生に対し、教職セミナーを実施した。また、令和2年度に引き続き、県立特別支援学校の生徒に募集を行い、1名の生徒が参加した。受講者数は、昨年度の延べ577名に対して、延べ614名と増加した。 「講座を通して、教員になりたいという気持ちが高まりましたか」という受講者アンケートに対して、「とても高まった」と「高まった」を合わせて94.5%が回答していることから、教職への理解を深め、将来の神奈川の教員としての人材育成を図ることができた。
	
	<p>高校生のための教職セミナー</p>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 教職セミナーの受講者数は増加したが、講座内容や実施時期により、申込者数に偏りがあるため、講座内容や実施方法を検討することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 高校生のニーズに沿った講座内容に精選するとともに、ニーズが高い講座は別日に2回実施するなど実施方法を工夫していく。
取組6 「かながわ学校管理職育成指針」の運用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ学校管理職育成指針」を学校現場に定着させるため、県立学校長や教育事務所担当者等ときめ細かく意見交換を重ね、効果的・効率的な運用について取りまとめることができた。 研修内容の充実を図るため、受講者を対象としたアンケート等を実施したことで、次年度の研修内容の改善や講師の選定を行うことができた。 県立学校の校長への登用に当たり、候補者を対象とした「県立学校校長選考ア

3 フレッシュティーチャーズキャンプ

採用前研修として、新規採用予定者が任意で参加する研修で、着任に当たっての不安解消を図るとともに、神奈川県教育に関する理解や、教育公務員としての自覚・意欲を高めるため、教員として直ちに必要となる技能・知識や実践力を習得し、教員生活がスムーズにスタートできるよう平成20年度から実施。

4 高校生のための教職セミナー

教員を志望する高校生に対し、キャリア教育の一環として、講座の受講やグループ活動等を通して、教職への理解を深め、その資質や意欲の向上を図ることにより、将来の神奈川の教員、次世代を担うべき優秀な人材を育成することを目的に、平成27年度から実施。

	セスメント」を実施したことで、マネジメント能力を客観的に把握した上で、校長を登用することができた。
課 題	・ グローバル化や情報化が急速に進展し、社会が激しく変化する中で、学校にはより時代の要請に応じた教育や学校づくりが求められており、そうした教育を取り巻く環境等の変化に応じた研修等へ対応を図ることが課題である。
今後の対応方向	・ 国の動向や受講者等のニーズを踏まえつつ、教育を取り巻く環境等の変化に応じて、研修の内容や講師等について、検討していく。

② 県教育委員会の不祥事防止の取組

取組1 不祥事防止の取組																																											
<p>実 績 ・ 成 果</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、「わいせつ事案防止対策有識者会議」からの提言を踏まえ、わいせつ事案の根絶を最重要の課題とする不祥事防止の取組方針を策定し、わいせつ事案の根絶に向けた新たな方策等を実施した。 <p><わいせつ事案の根絶に向けた取組（主なもの）></p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員としての使命、職責の重さなどを再認識できるよう、倫理を中心とした教職員として求められる5つの基本的な姿勢を示した「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針」を策定した。 児童・生徒に対応する際の適切な相談・指導の在り方について、具体的な場面を想定した映像資料を作成し、全県立学校で研修等を実施した。 学校内で不祥事防止に取り組む体制を強化するため、校長を主宰とする「不祥事防止会議」を全県立学校に設置した。 生徒及び教職員へアンケートを年2回実施し、セクハラの実態を把握するとともに、事実確認及び被害への対応を行った。 <p><全体的な不祥事防止の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員一人ひとりが不祥事防止を自分のこととして取り組むため、各所属で不祥事ゼロプログラム⁵を作成し、職員の全員参加により職場研修等を実施した。 各所属の研修支援のため、毎月、不祥事防止職員啓発・点検資料を発行した。 教育局職員が県立学校84校を訪問し、校長との面談で不祥事防止の取組状況の確認と必要な指導を実施した。 	<p>事案別懲戒処分者数 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わいせつな行為等</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>体罰等</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>酒気帯び運転等(同乗含む)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>交通事故、交通違反等</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	わいせつな行為等	7	8	7	5	8	体罰等	4	1	3	0	0	酒気帯び運転等(同乗含む)	0	0	2	0	0	交通事故、交通違反等	3	1	0	0	2	その他	10	6	5	4	1	計	24	16	17	9	11
年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																						
わいせつな行為等	7	8	7	5	8																																						
体罰等	4	1	3	0	0																																						
酒気帯び運転等(同乗含む)	0	0	2	0	0																																						
交通事故、交通違反等	3	1	0	0	2																																						
その他	10	6	5	4	1																																						
計	24	16	17	9	11																																						
<p>教育委員会における懲戒処分者数の推移 (単位:人)</p> <table border="1"> <caption>教育委員会における懲戒処分者数の推移 (単位:人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>免職</th> <th>停職</th> <th>減給</th> <th>戒告</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>		年度	免職	停職	減給	戒告	合計	平成29年度	5	8	10	1	24	平成30年度	9	3	4	0	16	令和元年度	8	5	4	0	17	令和2年度	6	1	2	0	9	令和3年度	8	1	1	1	11						
年度	免職	停職	減給	戒告	合計																																						
平成29年度	5	8	10	1	24																																						
平成30年度	9	3	4	0	16																																						
令和元年度	8	5	4	0	17																																						
令和2年度	6	1	2	0	9																																						
令和3年度	8	1	1	1	11																																						
<p>(参考：教育関係職員定数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29,062</td> <td>29,103</td> <td>29,141</td> <td>29,081</td> <td>28,940</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 処分者数は、県立学校等（事務局職員含む）及び市町村立学校（政令指定都市を除く）の人数。 ※ 服務監督責任により処分を受けたものを除く。 ※ 教育関係職員定数は、教育委員会事務事業の概要による。</p>		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	29,062	29,103	29,141	29,081	28,940																																
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																							
29,062	29,103	29,141	29,081	28,940																																							

⁵ 不祥事ゼロプログラム

不祥事の未然防止を図るため、各所属で不祥事の発生リスクや発生事案等に基づいた課題の抽出を行い、課題に応じた取組項目ごとに目標を設定し、行動計画を定めたもの。平成18年度から実施。

課 題	<ul style="list-style-type: none"> 不祥事ゼロプログラムの推進等を通じ、懲戒処分の全体数は減少しているものの、わいせつ事案は、毎年一定程度発生し、減少には至っていないことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 依然として、わいせつ事案が発生している状況や臨時的任用職員等の不祥事が約半数を占めていることを踏まえ、令和4年度は、昨年度から実施している「教職員のわいせつ事案の根絶に向けた提言」を踏まえた取組を継続し、定着を図るとともに、臨時的任用職員等の不祥事防止に重点的に取り組むなど、必要な対応を行っていく。

2 学校支援や教職員研修に関するセンター機能の充実と強化

① 教職員研修の充実

取組1 効果的・効率的な研修の実施に向けた取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 類似した研修を受講する教員の負担軽減のため、教員免許状更新講習を中堅教諭等資質向上研修の一部とする制度（一部免除制度）を令和2年度に引き続き実施し、令和3年度の受講者974名中474名が制度を利用した。 幼稚園教諭の経験年数に応じた研修について、他校種教諭の研修体系に合わせ整理を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 教員免許更新制の発展的解消に係る国の動きや「令和の日本型学校教育」を担う教師の学びを踏まえた研修制度の見直しが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 国の動向を見据えながら、研修の受講方法や内容について検討していく。 ICT環境の整備が進み、園の教員もオンライン研修に慣れてきていることから、必要に応じて、オンライン研修も計画していく。
取組2 教員研修の充実	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍においても研修受講を進められるよう、オンライン研修を拡充した。 「かながわ学校管理職育成指針」にある管理職像の指針に基づき、管理職の研修について整理し、体系の見直し及び再構築を行った。2年目以上の管理職が新任管理職研修講座の講義を選択受講できる体制を整え、延べ61名の管理職等が研修を受講した。 教育人材の確保に対応するため、教員免許を取得したものの、教職に就かなかった方や、教育現場から長らく離れている教員経験者など、いわゆる「ペーパーティーチャー」向けの研修を実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 初任者研修について、教職大学院修了者や臨時的任用職員としての経験等がある初任者と、全く経験のない初任者が同じ校外研修の実施日数となっているため、採用前の経験に応じた内容の研修にしていことが課題である。 管理職研修について、管理職の経験年数に左右されない、受講者のニーズを踏まえた受講方法や講座内容を検討することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 初任者が教職大学院修了者等の場合の初任者研修の実施日数の軽減等について、引き続き検討していく。 令和3年度管理職研修において、2年目以上の管理職が新任管理職研修講座等の講義を選択受講することを継続するとともに、選択受講について更に整理・精選していくことで、ニーズを踏まえた講座になるよう内容を見直していく。 「ペーパーティーチャー」向けの研修を、各部門の経験豊富な職員を活用して引き続き実施していく。

3 信頼に根ざした活力と魅力にあふれた学校づくり

① 小中一貫教育の推進

取組1 小中一貫教育推進のための研修の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「小中一貫教育推進ガイドブック」（平成30年度改訂）を基に、その重要性や取組事例等について周知するとともに、引き続き小中一貫教育サポートデスクを設置し、市町村教育委員会（政令市を除く）や公立小・中学校（政令市を除く）に指導主事を派遣した。 全市町村教育委員会を対象に研究協議会（年3回）を開催し、コミュニティ・スクール導入と一体に小中一貫教育を推進する地区の取組事例等を周知した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会（政令市を除く）による小中一貫教育の推進に際し、県教育委員会として、各市町村の学校数や規模などの実情を十分に踏まえ、より効果的な指導・助言を行っていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 今後も小中一貫教育サポートデスクを設置し、市町村教育委員会（政令市を除く）等への個別の訪問や、市町村教育委員会（政令市を除く）担当者による研究協議会を実施していく。 各市町村の学校数や規模などの実情に即し、義務教育9年間を見通した教育計画に基づく効果的な小中一貫教育の推進が図られるよう、必要な情報提供や助言等を行っていく。

② 公立高校入学者選抜の実施・改善

取組1 学力検査採点業務等の改善	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度、令和2年度及び平成31年度入学者選抜における採点誤りを受け、採点・点検済みの記述式答案の照合方法について、これまでの読み上げによる照合に加え、PC上での照合と別の教科の担当者により答案を並べて目視で確認する等の照合を行うこととし、照合方法を改善した。また、これに伴い基本マニュアルを改訂し、周知を徹底した。 検査問題の質を確保しつつ、より一層採点誤りを起こしにくい問題となるよう、作問を工夫した。 令和4年度入学者選抜においては県教育委員会による抽出再点検を合格発表前に実施し、採点誤りが無いことを確認した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 今後も基本マニュアルに基づく適切な採点を徹底した上で、県教育委員会による抽出再点検を合格発表前に実施することで、採点誤りを未然に防ぎ、誤りのない入学者選抜を継続して実施していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 今後も必要に応じて基本マニュアルの見直しと、採点・点検・照合方法の周知徹底に取り組むことで、誤りのない入学者選抜を継続して実施していく。

③ 県立高校改革の推進

取組1 「県立高校改革実施計画（全体）」 ⁶ 及び同（Ⅱ期）の推進・普及	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> Ⅱ期計画について、令和3年1月の中央教育審議会の答申等を受け、計画に「STEAM教育研究推進校⁷の指定」や「スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進」を位置付ける一部改定を行った。 「令和2年度、3年度 県立高校改革実施計画（Ⅱ期）進捗状況」を取りまとめ、Ⅱ期計画の約2年間における個別の取組の進捗状況を明らかにするとともに

⁶ 「県立高校改革実施計画（全体）」

計画期間の全体にわたる改革内容とともに、今後の展望を示した計画（「全体計画」という。）。

⁷ STEAM教育研究推進校

県立高校改革実施計画に基づく指定校。各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための、教科等横断的な教育課程や指導方法、学習プログラム等の研究開発を実施。

	<p>に、新型コロナウイルス感染症が個別の取組に与えた影響についても整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立高校改革の取組について周知を図るため、リーフレットを207,300部作成し、県内のすべての国・公立中学生に配布した。 令和5年度再編・統合対象校3組の新校設置に向けて、設置の目的や新校の在り方など、学校づくりを進める上での指針となる「設置計画」を策定した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に予定している全体計画の見直し及びⅢ期計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響を十分に考慮しながら、社会状況の変化やこれまでの期別計画の進捗状況の検証結果等に基づき、検討していくことが課題である。 県立高校進学希望者等に、県立高校改革の取組内容等が、しっかりと伝わるよう取り組んでいくことが課題である。 令和6年度再編・統合対象校1組の新校設置に向けて、対象校職員と県教育委員会職員で構成する準備委員会を開催して「設置計画」を策定するとともに、並行して令和5年度再編・統合対象校3組について開校準備委員会を開催し、4組それぞれの開校に向けた支援が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 活力ある魅力にあふれた県立高校づくりを進められるよう、全体計画の見直し及びⅢ期計画の策定を行っていく。 県立高校改革の取組内容を周知するためのリーフレットを作成し、国・公立中学生に配布するほか、学校説明会などの機会を活用し、継続的な周知・広報に取り組んでいく。 令和6年度再編・統合対象校1組の準備委員会の開催や「設置計画」の策定など、新校設置に向けた準備を着実に進めていく。

令和4年度に向けて学科改編等に取り組んだ県立高校

学校名	改編後の課程・学科	改編前の課程・学科
横須賀工業高等学校	全日制の課程 機械科・電気科・建設科・化学科	全日制の課程 機械科・電気科・化学科
海洋科学高等学校	全日制の課程 船舶運航科・水産食品科・無線技術科・ 生物環境科	単位制による全日制の課程 海洋科学科（一般コース・船舶運航コース）

④ 県立特別支援学校の教育環境の整備

取組1 県立特別支援学校の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 西湘地域の特別支援学校の地域的課題に対応するため、令和3年9月に県立小田原養護学校湯河原校舎を開設した。 令和4年4月より、県立岩戸養護学校において、肢体不自由教育部門に加え、知的障害教育部門の生徒にも給食を提供開始するため、自校調理式の厨房及び食堂を整備した。 令和4年3月に策定した「かながわ特別支援教育推進指針」の中で、「特別支援学校の整備」について、国の定める特別支援学校の設置基準を踏まえ、教室数不足の解消や人口増加に伴う地域的課題への対応、地域の教育資源を生かした児童・生徒等の居住地に近い学校づくり、老朽化対策と施設・設備の充実等の観点から、各市町村教育委員会との連携・協働による、今後の施策の方向について示した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ特別支援教育推進指針」に沿って、今後、特別支援教育を必要とする子どもたちの増加や、障がいの重度・重複化、多様化等へ対応するため、地域ごとに個別の特別支援学校の設置計画等を取りまとめていくことが課題である。



県立小田原養護学校湯河原校舎

<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市内への県立特別支援学校の新設及び県立藤沢養護学校等の増改築に向け、必要な調査等を実施し、その結果を踏まえ、各学校の設置計画等を策定し、令和10年度までの開設をめざして、準備を進めていく。 横浜市内への県立特別支援学校の新設に向け、市教育委員会と連携しながら、設置場所や具体的な工程等について、検討を進めていく。
<p>取組2 スクールバス等による通学の支援</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校に通う児童・生徒の教育を受ける機会及び安全な通学を保障するため、令和2年度に引き続き117台のスクールバスを配備・運行し、1,712人の児童・生徒の通学を支援した。 高等部知的障害教育部門に在籍する生徒のうち、自力通学は困難だが、見守りがあれば路線バスを利用した通学が可能な生徒が在籍する12校に、通学支援員を配置した。 また、自力通学が困難かつスクールバスの乗車が必要な高等部知的障害教育部門の生徒については、マイクロバス9台を配車することで対応した。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高等部知的障害教育部門の生徒に対する通学支援の詳細な状況を把握し、各学校の取組の工夫を全県立特別支援学校で共有することが課題である。
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、障がいのある児童・生徒の教育を受ける機会及び安全な通学を保障するため、スクールバスの運行等を行っていく。 各学校の通学支援の状況を会議等において共有することで、引き続き、高等部知的障害教育部門の生徒に対する通学支援の充実を図っていく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 学校の魅力アップには、学習環境や学習内容の充実が必要であるが、そこで教える教職員の存在によるところが大きい。神奈川の求める教師像を更に明確にし、志をもって神奈川県教育現場に立つ教職員のフォローアップ体制の充実が求められる。
- 人材確保や育成が難しい中、課題の山積する学校現場の活力を維持するために、様々な角度から、尽力してもらっている。人材の確保は、種々の業種においても、厳しい競争がなされ、その育成についても課題は多い。そうした中、全体の教員合格倍率が3.7倍と近隣自治体に比べ高い水準を維持していることは、その後の人材育成にもつながる大きな成果だと言える。引き続き、意欲の高い人材の確保に注力してほしい。

【中柱1-①について】

- 小学校教員の最終合格倍率が2.6倍となるなど厳しい状態が続くが、神奈川の教育の取組を大いに発信して神奈川県に志願する教員が増えることを期待する。
サポートオフィスなどの教育委員会における障がい者雇用促進の取組は、インクルーシブ教育を推進している本県の取組として評価できる。今後も引き続き障がい者の雇用促進について検討を続けてほしい。
- 県教育委員会にも協力してもらった、若手教員に対するある調査によると、教職をめざした時期は、小学校教員は小学生、中学校教員は中学生、高校教員は高校生のうちに、多くが進路を決めており、特別支援学校の教員のみ大学3年生になってから決めた者が多かった。大学生になってから教職をめざし始めた者の割合は少ない。
この観点から、未来の意欲ある教員の確保のためには、小中高等学校、特別支援学校を子どもにとっても教師にとっても活力と魅力にあふれる場にすることが重要である。教員には、将来の同僚をも育てているという自覚をもってもらえるよう、県教育委員会には適切な支援をお願いしたい。

【中柱2-①について】

- 教員研修の充実について、充実した研修機能を持つ県立総合教育センターの機能をフル活用し、神奈川で教える教員の実力アップのための免許更新研修に代わる教員研修の充実を期待する。

【中柱3-②について】

- 公立高校入学者選抜の実施・改善について、引き続き問題の質を確保しながら誤りのない入学者選抜の継続が求められる。

Ⅶ 県立学校の教育環境の改善

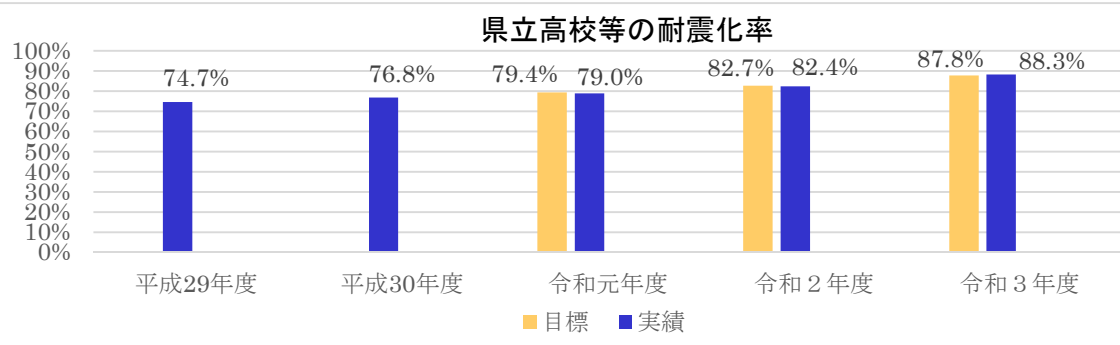
1 豊かな学びを実現する教育環境の整備

① 校舎等の耐震補強・老朽化対策等の実施

取組1 「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画) ¹ に基づく県立学校の環境整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校において、子どもたちの安全を確保し、安心して快適に過ごせる環境整備を進めるため、「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画)に基づき、耐震化対策や老朽化対策、トイレ環境改善など総合的な施設整備を実施した。 耐震化対策については、県立麻溝台高等学校など27校において耐震化工事が完了し、併せて県立鎌倉高等学校など24校において老朽化対策を実施した。 トイレ環境改善については、県立神奈川工業高等学校など43校の整備工事を実施した。 空調設備の整備については、県立相模田名高等学校など33校の整備工事を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化対策や老朽化対策等の施設整備について、引き続き児童・生徒の学習環境を確保しながら、計画的に実施していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化対策については、小規模な補強が必要な校舎等約200棟について、個別事情が生じた建物を除き、計画第2期末の令和5年度までに耐震化を実施することとしており、令和4年度は45校で耐震化工事を進めていく。 老朽化対策については、基本的には、計画第2期末の令和5年度までに、耐震化対策と併せた施設の長寿命化を、計画第3期では、耐震化対策の対象とならなかった施設について屋上防水・外壁改修等、総合的な施設の長寿命化対策を進めていく。 トイレ環境改善については、計画第2期末の令和5年度までにすべての校舎等を整備していく。 空調設備の整備について、県立高校は生徒の使用頻度が高い特別教室を、県立特別支援学校は特別教室・体育館を対象とし、整備工事を進めていく。



鉄骨ブレース等による耐震化工事後の校舎



※平成30年度以前の目標値が未設定であるのは、令和元年7月に「かながわグランドデザイン第3期実施計画」を策定した際に、新たに目標値を設定したことによるもの。

¹ 「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画)

まなびや計画で残された課題である、小規模な耐震補強が必要な校舎等の耐震化、総合的な老朽化対策及びトイレの洋式化等の整備等について、県立高校改革実施計画と整合を図り、平成28～令和9年度の12年間(第1期は平成28～令和元年度、第2期は令和2～5年度、第3期は令和6～9年度)に、概ね1,500億円の事業規模により取り組んでいく。

② 実験・実習等に係る設備の整備

取組1 実験・実習等に係る設備や備品の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門高校の設備・備品について、老朽化度合いをランク付けし、特に老朽化が著しい設備・備品を優先的に更新できるよう整備計画を策定した結果、更新された設備・備品により、安全で効率的な実習を行うことができた。 ・ 国の「デジタル化対応産業教育装置整備事業費」を活用し、老朽化した設備・備品の更新を更に進めるとともに、新たな学びに必要な設備・備品の整備を進めることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備されている設備・備品の中には、まだ老朽化が著しいものがあるため、早急な更新が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各専門高校における設備・備品の耐用年数と老朽化や使用状況、新学習指導要領を踏まえた必要性等を精査し、今後使用する設備・備品や新たに必要とする設備・備品の整備を計画的に進めていく。 ・ 自校の実習設備・備品の整備に加え、産業現場における長期間の実習を通じた設備・備品の活用など、外部機関との連携を深めた取組について、引き続き推進していく。
取組2 地域と連携した実習	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品開発や販売実習、ものづくりなど、各専門高校が、それぞれの産業の特性を生かし、地域の企業や自治会等と連携することにより、生徒の活動の場を広げることができた。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者の発生による学校の臨時休業の影響により、対面での対応ができない場合があり、例年通りには企業等との連携ができなかった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍で対面での対応ができなかった場合、どのように企業と連携していくかが課題である。また、これまで以上に生徒の活動の場を広げるため、より多くの受入企業の確保が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ デュアルシステムなどの地域の企業等と連携した実習の推進に向け、関係の経済団体や各教育振興会に実践事例の紹介をするとともに、実習の受入れなどについて積極的に働きかけていく。あわせて、コロナ禍における代替の取組も検討していく。

③ 災害に備えた整備

取組1 災害に備えた物品等の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校防災活動マニュアルについて、作成指針や作成例を改訂し、各学校がそれに基づいて見直しや再点検を行った。 ・ 県立学校の全教職員及び県立特別支援学校の児童・生徒のための備蓄食料合計9食分（3日分）の中で、令和3年度中に賞味期限切れとなるものを更新した。 ・ 県立学校へ災害時用トイレを7年間で計画的に整備しており、7年目の令和3年度に対象となる89校へ整備を行ったことで、全県立学校における当面の整備が完了した（県立高校等1日分、特別支援学校3日分）。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校防災活動マニュアルの実効性の確保が課題である。 ・ 大規模地震だけでなく風水害や土砂災害等、最近の様々な災害事例を踏まえ、各学校における物品等の整備を行うとともに、整備済みの備蓄資機材等について、計画的に更新していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練や好事例の共有などを通して、各学校の学校防災活動マニュアルが、より実態に即したものとして整備されるよう取り組んでいく。 ・ 災害時に県立学校において必要となる物品等について確実に整備するとともに、更新が必要な備蓄資機材等について、引き続き計画的に更新していく。

2 効率的で主体的な学校運営の推進のための教育環境の改善

① ICT環境の整備

取組1 校務用パソコンの整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の業務負担軽減のため、常勤教員1人につき校務用パソコン1台の配備を持続できるよう、ノートパソコン1,282台を配備し、計画的な更新を進めるとともに、学校司書にも、校務用パソコンを配備した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、耐用年数が経過する校務用パソコンについて、引き続き計画的に更新を行うとともに、常勤教員以外の教職員の校務用パソコンについても必要に応じた配備を行っていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤教員が使用する校務用パソコンを引き続き計画的に更新していく。 ・ 会計年度任用職員に校務用パソコン（共用）の追加配備を行い、業務の効率化を図っていく。 ・ ICT支援員の配置など、機器やネットワークの管理に係るサポート体制を整備していく。 ・ 多様化する情報化社会に対応した総合的な情報政策の推進を図る「県教育委員会高度情報化推進会議」等において、ICTを活用した学校運営の効率化等について引き続き検討していく。
取組2 ネットワークセキュリティー機能強化	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員業務の効率化及びセキュリティ強化のために、令和3年3月に更新した教育委員会ネットワークの基幹システムを安定的に稼働させた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続きネットワークを安定的に稼働させていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続きネットワークを安定的に稼働させていくため、障害発生時において、影響を最小限に抑え、即応できるよう、運用・管理を充実させていく。

② 教員の働き方改革の推進

取組1 勤務時間管理システムの運用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客観的な勤務時間の把握を行うため、すべての県立学校において勤務時間管理システムを運用した。 ・ 勤務時間管理システムで時間外在校等時間が比較的少ない県立学校の取組事例を好事例集にまとめ、県立学校等に配布した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員が出張等した際、パソコンのログオン・ログオフ時間と実際の勤務時間が一致しない場合に、一部ではあるが、実態に即した修正が行われていないケースがあることが課題である。 ・ 勤務時間管理システムのデータにより、時間外在校等時間の上限（月45時間）を超える職員が一定割合（令和3年度平均、県立高校等：17.1%、県立特別支援学校8.3%）存在していることから、長時間勤務の縮減を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員が出張等した場合、次の出勤日以降、教員自身が実際の勤務時間に即して修正するよう、管理職を通じて繰り返し指導するとともに、各教員に対し、システムの操作マニュアルの効果的な周知を図っていく。 ・ 引き続き、勤務時間管理システムを運用し、時間外在校等時間の把握を適切に行うとともに、長時間勤務の縮減に向け「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に掲げた取組を着実に進めていく。
取組2 外部人材の活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務アシスタント²については、県立学校全校へ配置を継続するとともに、活用事例等を記載した活用マニュアルや、教員及び業務アシスタントに対して実施したア

² 業務アシスタント

教員以外の者でも対応可能な業務を行い、教員の事務的な業務をサポートする非免許職の第1号会計年度任用職員。

	<p>ンケート調査の結果を各校に配付するなど、管理職を通して活用を促進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高校37校で「かながわハイスクール人材バンク」を活用し、学習支援員やスクールキャリアカウンセラーによる、学習支援や進路支援を行い、きめ細かな指導を実現するとともに、一人の生徒に時間をかけて丁寧に支援する必要がある場合に教員と分担して対応することが可能となるなど、教員の業務負担の軽減を図ることができた。 ・ 教員の部活動指導に対する負担軽減のため、部活動の顧問となることのできる部活動指導員を県立高校17校に配置するとともに、部活動指導員に対し業務内容やサービスに関する研修を実施し、円滑に部活動が実施できるよう改善を図った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務アシスタントの活用状況については、各学校の規模や業務内容などそれぞれ実情が異なることから、配置の効果について差異があることが課題である。 ・ 「かながわハイスクール人材バンク」を学校現場で更に活用するための学校のニーズと登録者のマッチングに課題がある。また、国庫補助金を活用した事業であるため、申請通りに国から補助がなされない場合に、十分な配置ができないことも課題である。 ・ 部活動指導員の配置により、教員の負担軽減を図りながら、部活動を質的に向上させていくことが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務アシスタントについては、引き続き、アンケート調査などにより、効果的な活用事例を収集し、各校に周知するとともに、個々の教員に対しても効果的な周知を行い、更なる活用を促進していく。 ・ 今後も、引き続き学校のニーズと登録者のマッチングを工夫し、「かながわハイスクール人材バンク」を活用した教育支援を実施していく。また、学校のニーズが高い事業であることから、引き続き予算の拡充について国へ要望していくとともに、安定的に事業を継続できるよう、対応を検討していく。 ・ これまでの配置についての検証結果を基に、引き続き17校に部活動指導員を配置し、県立高校等の教員の一層の負担軽減を図るとともに、部活動指導員の配置による活動の質的向上について調査・研究していく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 教育環境の改善についても、様々な角度から改善に努めていることを高く評価したい。様々な自然災害が想定されており、生徒や教員、地域住民にとって、より安全で安心な県立学校へと環境の改善を進めることは必須であるとともに、優秀な人材を確保する観点からも、教育環境の改善は極めて重要である。
- 「豊かな学びを実現する」ため、快適な教育環境の整備、施設の安全性の確保は必要不可欠な対応事項といえる。少子化社会の中で、県立学校が地域の学びの場として選択され続けるためにも、「新まなびや計画」は引き続き、総合的、計画的、かつ着実に推進することをお願いしたい。また、既存技術の深化やデジタル化が進んできている中では、実験・実習設備、備品類の整備・更新等に関し、前倒しで計画・実施することも含めて、逐次検討していく必要がある。

【中柱2-①について】

- ICT環境の整備・活用は、学校運営の高度化や教職員の業務の効率化につながるものであり、引き続き積極的に推進してもらいたい。また、その推進に当たっては、適材適所の視点から外部人材等を活用するなど、教育第一線における業務量負担にも配慮して進めることが求められる。



【中柱2-②について】

- 教員の働き方改革は、喫緊の課題となっている。勤務時間管理システムの運用や好事例集の作成、部活動指導員の配置など、引き続き拡充してもらいたい。

働き方改革は、教員の心身の健康維持にとって大切なだけでなく、教員から指導・支援を受ける児童・生徒にとっても重要であることは言うまでもない。さらにまた、将来の教員確保の面からも軽視できないことを強調したい。教職をめざす学生の多くは、大学入学前までに、小中高等学校、特別支援学校等の先生方の姿を見て、その道を選択している。教員が心身ともに健康で、子どもに寄り添い、生き生きと授業する姿が、子どもを魅了し、次世代の優秀な教職志望者を育んでいる。そうした観点からも教員の働き方改革の重要性を再確認し、引き続き、教育環境の改善に尽力してもらいたい。

1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展

① 文化財保護の充実

取組1 国・県指定文化財等の保存修理・整備に対する補助	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な文化財を次世代に確実に継承するため、市町村及び所有者等が行う国・県指定文化財等の保存修理・整備等に対する補助を44件実施した。 ・ 県指定重要文化財として、「神奈川県立図書館・音楽堂(横浜市)」、「木造男神立像ほか(大磯町)」の指定をした。
	 
	<p>県指定重要文化財 神奈川県立図書館・音楽堂</p> <p>県指定重要文化財 木造男神立像</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も建造物等の保存修理・耐震対策など高額な補助事業の要望が引き続き想定されるため、長期的な対応が課題である。 ・ 県内における貴重な文化財の保護を図るため、県指定にふさわしい候補物件を選定するに当たり、現状で未指定の文化財や市町村指定文化財の洗い出しが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の保存継承を図るため、文化財所有者や市町村と十分な協議を行い、適切な補助の在り方について検討し、文化財所有者等が行う保存修理・整備等に対し、引き続き補助を実施していく。 ・ 県指定文化財の指定に当たっては、引き続き、県文化財保護審議会の指導を仰ぎ、市町村の協力も得ながら、県指定にふさわしい候補選定の作業を進めていく。
取組2 文化財保護の普及啓発	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護意識の醸成を図るため、県内の中学生を対象とした文化財保護ポスター事業を実施し、877作品の応募があった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護ポスターの事業については、応募の増加に向けた対応が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護ポスターについては、コロナ禍においても、県民利用施設などでの展示や、応募数の減少した地域や少ない地域に積極的な働きかけを行うほか、応募の増加につながる取組を検討していく。
取組3 民俗芸能記録保存調査事業	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な民俗文化財が失われないよう、現状等を記録する「民俗芸能記録保存調査(鹿島踊)」を実施し、報告書「かながわの鹿島踊」を作成した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期調査に当たり、コロナ禍における調査方法を工夫することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期調査の対象である「飴屋踊り、万作踊り」について、専門家の助言を得ながら着実に調査を実施していく。

指定の状況（令和4年4月1日現在）

区分	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	記念物	合計
国指定	339	1	9	73	422
県指定	253	0	48	88	389
合計	592	1	57	161	811

登録の状況（令和4年4月1日現在）

区分	件数
登録有形文化財	292
登録有形民俗文化財	1
登録記念物	9
合計	302

② 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦

取組1 「鎌倉」の貴重な文化遺産の修理・修繕に対する補助	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉」の世界遺産登録再推薦に備えるため、国史跡「名越切通」などの新たな構成資産になり得る重要な文化財の保存修理事業について、重点的な県費補助を実施した。 新たな構成資産となり得る重要な文化財に対する重点的な県費補助を行った結果、文化財の効果的・計画的な修理・修繕を実施することができ、文化遺産の保存と活用に寄与した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦のために必要な文化遺産を適切に保護・継承するため、国史跡「名越切通」など新たな構成資産となり得る重要な文化財の整備の継続が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦に備え、新たな構成資産になり得る文化財を選択し、重点的・優先的、また、計画的に適切な修理・整備を行い、積極的な公開活用を行っていく。

2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興

① 学校における食育の推進

取組1 栄養教諭 ¹ の配置・活用による食育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 学校における食育の推進のため、公立学校の栄養教諭及び学校栄養職員や食育担当者等を対象に、指導力向上を図る研修講座13講座、情報共有のための会議4回を開催した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 受講者の経験や求められる知識・技能に応えた、より実践的な研修を実施することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 食育の効果的な実施のため、研修後アンケート等により受講者のニーズを把握し、引き続き各種研修講座等の内容の工夫・改善に努めていく。
取組2 給食での現地産物の利用拡大	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ学校給食地場産物利用促進運動²」や「かながわ産品学校給食デー³」を実施し、地産地消の学校給食を推進した。 地産地消の奨励と学校給食のイメージアップを図るため、「かながわ学校給食夢コンテスト⁴」を実施し、1,725件（前年度比603件増）の応募があった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食での地場産物の利用拡大が課題である。

¹ 栄養教諭

学校教育法で、児童・生徒の栄養の指導と管理をつかさどることとされており、学校での食育指導と給食管理を一体的に行っている。

² かながわ学校給食地場産物利用促進運動

地場産物を給食により一層取り入れてもらうため、公立学校での積極的な利用を働きかけている。

³ かながわ産品学校給食デー

かながわ学校給食地場産物利用促進運動の取組として、学校給食に県産食材を使用し、食育指導を行う日を設けるよう公立小・中学校、義務教育学校及び県立・市立特別支援学校に働きかけており、多くの学校がこの取組に参加している。

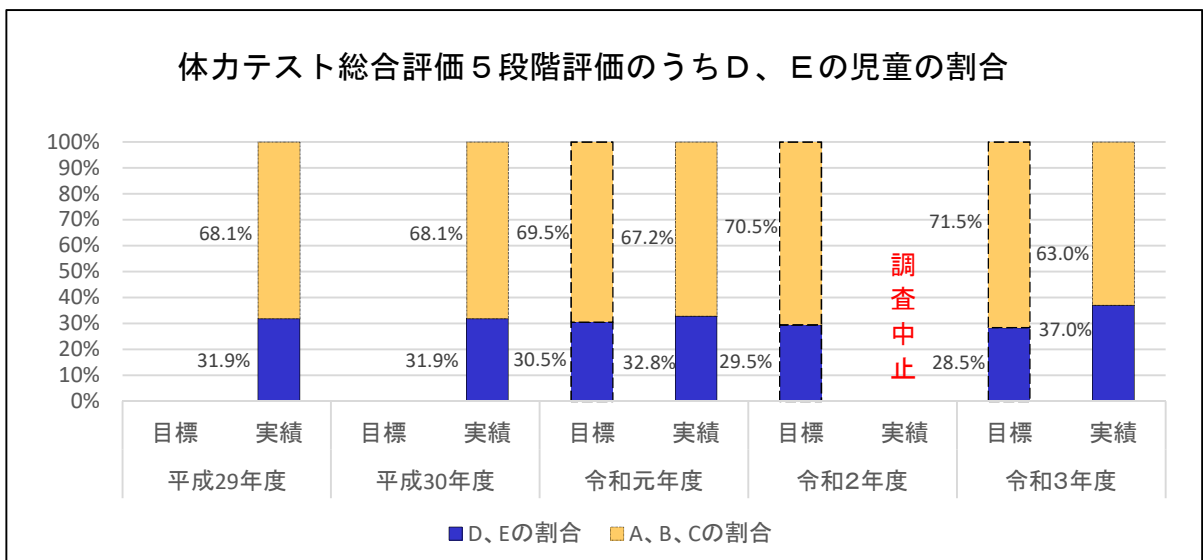
⁴ かながわ学校給食夢コンテスト

学校給食のイメージアップと食育の推進を目的として、公立小・中学校、義務教育学校及び県立・市立特別支援学校を対象に「学校の献立」と「夢の献立」の2部門で給食メニューの募集を行い表彰する。平成30年度から実施。

今後の対応方向	・引き続き学校給食での地場産物活用について、市町村教育委員会及び県立特別支援学校へ情報提供を行うことで、一層の利用拡大を図っていく。
---------	--

② 健康・体力づくりの推進

取組1 「子ども☆キラキラプロジェクト ⁵ 」の推進	
実績・成果	・子どもの体力・運動能力の向上や運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、「子ども☆キラキラプロジェクト」の一環として、体力向上サポーターの派遣（小学校16校）、体力向上キャラバン隊の派遣（小学校16校、中学校9校）、ラジオ体操カードの配付などを実施した。
課題	・「子ども☆キラキラプロジェクト」の取組をより充実させ、体力合計点の結果につなげることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における児童・生徒の運動機会の確保及び運動習慣の定着のため、現在の「子ども☆キラキラプロジェクト」の見直しを図っていく。また、児童・生徒が自己の体力・運動能力を最大限発揮する体力テストの実施等を支援する「体力向上キャラバン隊」については、継続して実施していく。 ・運動習慣の確立をめざした取組やプロジェクト全体に関わる取組について、大学教授等の学識経験者の助言を得て課題の解決に取り組んでいくとともに、様々な会議等を通して、児童・生徒の体力の現状を伝え、各市町村と連携しながら、児童・生徒の体力向上を図っていく。



※平成30年度以前の目標値が未設定であるのは、令和元年7月に「かながわグランドデザイン第3期実施計画」を策定した際に、新たに目標値を設定したことによるもの。

③ 部活動の活性化と適切な運営

取組1 「かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ ⁶ 」の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動で、子どもたちが安全で効果的なトレーニングを行うことができるよう安全対策支援指導者派遣（14校）を実施した。 ・県立高校等の部活動入部率は、令和2年度の64.3%から67.0%に増加した。

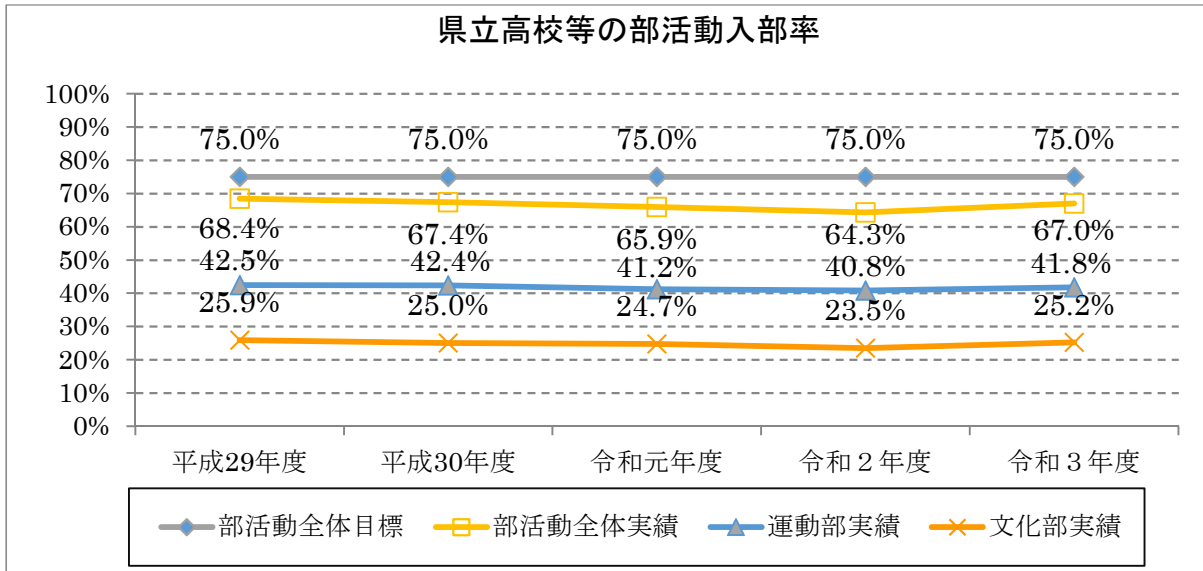
⁵ 子ども☆キラキラプロジェクト

子どものころから未病を改善する基礎づくりの取組の一環として、子どもの体力・運動能力の向上や運動習慣の確立、生活習慣の改善をめざし、「体力向上キャラバン隊」や「体力向上サポーター」の派遣、運動習慣カードの作成など様々な取組を行っている。

⁶ かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ

「自主的・自発的な部活動を通じた人づくり」を基本方針に、「参加した誰もが満足できる部活動」「より多くの生徒が参加できる部活動」をめざし、「環境整備の推進」「指導体制の充実」「参加促進」の3つの観点から、外部指導者の派遣や優れた成績を収めた部の表彰、指導者の資質向上を図る研修会、学校体育団体への補助など様々な取組を行っている。

課 題	・ 子どもたちのニーズの多様化など部活動を取り巻く社会状況が変化してきていることから、引き続き部活動の在り方を検討することが課題である。
今後の対応方向	・ 「かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ」の計画期間終了に伴い、これまでの成果を継承しつつ、令和3年度に実施した「中学校・高等学校生徒の部活動等に関する調査」の分析結果から得られた課題を基に、社会情勢の変化や多様化する生徒のニーズに対応した新部活動プランを策定する。



④ **がん教育の推進**

取組1 がん教育指導者研修講座	
実績・成果	・ がん教育の指導者としての理解を深めるため、公立学校教員等を対象とした「がん教育指導者研修講座」を2回実施した。 ・ 受講した教員の100%が、がん教育の今後の課題と取組について理解することができたとアンケートに回答していることから、指導者としてのがん教育の理解を深めることができた。
課 題	・ 中学校における新学習指導要領の全面実施、高等学校における令和4年度入学生以降の実施に向け、授業における指導力向上が課題である。
今後の対応方向	・ 引き続き指導者研修を継続し、指導力の向上が図られるよう、研修内容を充実させていく。
取組2 がん教育モデル事業	
実績・成果	・ がん教育のモデル事業として、がん経験者等の外部講師を活用した授業のイメージを教員がつかむことができるよう、公・私立の小・中・高等学校の教員を対象に、研究授業を実施した。
課 題	・ 令和4年度からの新学習指導要領の実施に伴い、外部講師を確保し、活用体制を充実させることが課題である。
今後の対応方向	・ がん経験者等を外部講師として育成するために、がん経験者等の団体である（一社）神奈川県がん患者団体連合会が「かながわボランティア活動推進基金21」を活用し、県及び県教育委員会との協働により育成した外部講師を学校に派遣するための体制確立について、引き続き検討を進めていく。 ・ 外部講師を活用したがん教育研究授業は、ICTの活用など実施方法を工夫しながら取り組んでいく。

⑤ 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進

取組1 オリンピック・パラリンピック教材の活用	
実績・成果	・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 ⁷ のレガシーとして、児童・生徒がスポーツに対する関心と理解を深め、その価値や意義を感じることができる教育を推進するため、「オリンピック・パラリンピック教育」の教員研修を開催した。また、今大会のレガシーとして、「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」を改訂した。
課題	・ 改訂した「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」の周知と活用促進の方法を検討することが課題である。
今後の対応方向	・ 改訂した「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」を県立学校及び地域の小・中学校に周知し、教材の活用を促すとともに、有効な活用方法について検討していく。

有識者の意見

【中柱1-①について】

- 歴史的文化的財の保存・整備や民俗芸能の継承・発展は、地元“かながわ”への誇りや愛着心を生み、地域の文化水準等を下支えする重要なファクターとなりうる。特に文化財の保存や調査分野では、最新のICT技術や放射線技術が活用されることもあり、有識者や専門家の指導・助言、協力も得て、しっかりと取り組むことが必要である。昨今のコロナ禍の中、記録調査事業においてやや滞りの状況が見られるが、着実にかつ前向きに進めていくことを期待したい。

【中柱2-③について】

- 部活動については、身体を動かす喜びをその根幹において、仲間との切磋琢磨、助け合いなどを通して子どもの豊かな学びの場であることから、その啓発等に力を入れてもらいたい。種類によっては、既に少子化の影響やクラブチームの進展などによって部活動がままならない地域も出てきていると思うので、今後の効率化等は必須な流れであると考えます。学校教育の一環として位置づけられている部活動については基本無償が望ましく、保護者の金銭的負担の増加は言うまでもないが、検討の際には身体的な負担も増えるようなことがないように留意されたい。
- 「かながわ部活ドリームプラン 21 versionⅢ」の計画期間終了に伴う、新プランの策定は、昨今の社会状況の変化や若者のニーズの多様化等もあって、かなり挑戦的な取組になると考えている。個々人の価値観、意識が多様化している中では、「参加した誰もが満足できる部活動」「より多くの生徒が参加できる部活動」は成り立ちづらいのではなかろうか。学校教育の中での部活動の在り方・位置付けを見極め、めざすべきところを意識して取り組めるような新プランの策定が望まれる。

⁷ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

大会の名称については、東京2020組織委員会とIOC（国際オリンピック委員会）間において「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」を継続することが合意されている。

1 安全・安心の確保

① 県立学校における対応

取組1 分散登校、時差通学・短縮授業の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国のまん延防止等重点措置の実施期間中、令和3年4月20日から8月22日まで、朝の時差通学と組み合わせて、授業については通常の授業時間及び時間数で実施した。 ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置区域とされたことを受け、8月2日から8月31日まで、補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して実施した。 ・ 緊急事態措置期間の延長を受け、9月1日から9月30日までは、3年生は週2日、1年生・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施した。 ・ 緊急事態措置が解除され、段階的な緩和の期間とされたことを受け、10月1日から10月24日まで、朝の時差通学と組み合わせて、通常の授業時間及び時間数で実施した。 ・ 基本的対策徹底期間とされたことを受け、10月25日から11月30日まで、朝の時差通学と組み合わせて、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定して実施した。 ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、令和4年1月21日から2月13日まで、朝の時差通学を徹底し、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本として実施した。 ・ 引き続き、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、2月14日から3月21日まで、引き続き朝の時差通学を徹底し、授業については短縮授業を実施した。 ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域が解除されたことを受け、3月22日以降は、朝の時差通学と組み合わせて、授業については通常の授業時間及び時間数で実施した。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通じて時差通学及び短縮授業を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、主体的に学習に取り組むことができるように指導・支援するとともに、生徒の心身の状況の把握と心のケアに努めることが課題である。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校には基礎疾患を有する児童・生徒等も在籍しており、感染すると重症化する恐れがあることから、教育活動について、引き続き、より慎重な対応を検討していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の間は、朝の時差通学を継続する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施していく。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底していく。
取組2 各種ガイドラインの作成	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～の改訂について」が4月28日、次いで11月22日に示

	<p>されたことから、「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」を5月7日及び11月29日の2度にわたり改訂した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オミクロン株による感染が拡大する中、児童・生徒等の安全・安心の確保に最大限配慮するとともに、学びの保障や児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から臨時休業の実施について判断する必要があることから、児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応について取りまとめ、令和4年2月7日に各学校に通知した。 ・ 学校や生徒の実情に応じて、感染症対策の徹底と学びの保障の両立に向け、各学校行事や部活動の留意事項等について取りまとめ、各学校に通知した。 ・ 学校の教育活動の再開に当たって、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について令和2年度に取りまとめた「教育活動の再開等に関するガイドライン」、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」により教育活動を実施した。 ・ 分散登校に伴うオンラインを活用した特例の授業における出欠席の取扱いについて、9月2日に各学校に通知した。 ・ 指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱い及び令和4年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて、文部科学省からの通知に基づき10月4日に各学校に周知した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染状況や新たな知見に基づき、引き続き、よりきめ細かく県立学校へ周知・徹底を図っていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が示す最新の感染症対策を踏まえ、今後とも保健管理等に関するガイドラインを改訂し、各県立学校に周知するとともに、感染防止対策の徹底を図ることで、県立学校の教育活動を継続していく。
取組3 感染症対策用品の購入等	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育活動を継続して行う上で必要な対策を強化するため、国の第3次補正予算を活用し、令和2年度2月補正予算（その2）で消毒液等の保健衛生用品の購入やアクリル板等の感染対策消耗品を購入できるよう、各県立学校に対し国庫補助金分135万円、県単独分として交付金を135万円、概ね270万円を措置した。 ・ 各県立学校は、「推奨する備品等の例」を参考に、感染症対策や学びの保障に必要な物品購入等（マスク・消毒液等の衛生用品の購入及びサーモグラフィー等の備品の整備に加え、トイレ清掃・消毒等）を行った。 ・ 神奈川県歯科医師会からマスクの寄付を受入れ、小学校へ配付した。 ・ 入学・進学する児童・生徒が少しでも安心して学校に通うことができるよう、各学校で実施した感染症対策を県ホームページに掲載し、広く県民の方々に対して周知を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染収束の目処が立たず、感染拡大や新たなウイルスの発生も懸念されることから、県立学校において、感染症対策用品の備蓄が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も各学校において、感染症対策に必要な物品を引き続き整備していく。
取組4 入学者選抜等における対応	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通選抜において、郵送対応による志願手続を実施した。 ・ 学力検査等当日の対応について、健康観察票による健康状態の把握、受検者同士の間隔の確保、消毒液の設置等、感染防止対策を行った。また、各学校の検査実施に必要な応援職員を確保するため、会場運営補助員を雇用する等の対応を行った。 ・ 感染者又は濃厚接触者と認定され、共通選抜を受検できなかった者を対象とした「追検査」、及び「追検査」を受検できなかった者を対象とした「追加の検査」を実施した。なお、「追加の検査」を受検できなかった者を対象とした「追加の二次募集」も実施することとしたが、対象者はいなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> Webサイトによる合格発表を行った。 県立中等教育学校においても、感染者又は濃厚接触者と認定され、適性検査を受検できなかった者を対象に、「特例による検査」を実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策について検討し、次年度に向けて必要な改善を図ること、及び県立中等教育学校で新たに実施した「特例による検査」について検証し、次年度に向けた改善について検討することが課題である。 県立高校については、令和3年度に実施した「追検査」の受検者が330名となり、2会場での実施となったことから、次年度に向けた改善について検討することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度入学者選抜の在り方の検証を行うとともに、令和5年度入学者選抜に向けた改善について検討していく。 県立中等教育学校においても、令和4年度入学者決定検査の在り方を検証し、令和5年度入学者決定検査に向けた改善について検討していく。
取組5 マイクロバス等の借上げ	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校のスクールバス車内では飛沫・接触感染を防止する対策として、ビニールカーテン等を設置した。 マスクの着用や咳エチケットが難しい児童・生徒もいるため、スクールバスの乗車人数を減らすとともに、マイクロバス等を活用し、分散乗車を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 今後もマイクロバス等を活用しながら3密防止を図るなど、県立特別支援学校の児童・生徒等の通学時の感染防止対策を、より徹底していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> スクールバス車内の感染防止対策やマイクロバス等を活用した分散乗車等を引き続き徹底していく。
取組6 教育相談体制の充実	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍で、不安やストレス等を抱えた生徒のケア等に対応するため、スクールカウンセラーの勤務回数を5回増やし、年間40回とし、相談・支援体制の充実を図り、生徒たちのニーズに対応した。 県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと教育相談を実施する際は、これまでの対面による相談に加え、電話やオンラインでの相談を取り入れるなど、感染状況を鑑みた対応により生徒を支援した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーへの相談ニーズは高く、相談を希望する生徒のすべてに対応できていないことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、スクールカウンセラーを4名増員するとともに、引き続き勤務回数を5回増やし、年間40回とし、教育相談体制の充実を図っていく。 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、各学校の活用状況に応じて、引き続き増員や勤務日数の更なる拡充について検討していく。

② 市町村立学校における対応

取組1 教育活動の実施	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の安全・安心の確保と学びの保障の両立について、各市町村教育委員会・市町村立学校が地域の実情に応じて適切に対応するための参考となる、県立学校の基本的な対応について通知した。 市町村立学校における対応に関して、必要に応じて、県教育委員会と協議するよう市町村教育委員会に通知した。 各市町村教育委員会・市町村立学校の取組の工夫等について、「コロナシート」として一覧に取りまとめ、全市町村教育委員会と情報共有した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 行事や部活を含めた教育活動等において、地域や学校の実情に応じた適切な対応ができるよう、各市町村教育委員会・市町村立学校の取組の工夫等について、適切に情報共有することが課題である。

	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校の基本的な対応について通知することに加えて、必要に応じて、市町村教育委員会や学校の対応について一定程度の方向性を示していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会が、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、引き続き、それぞれの地域や学校の実情に応じた適切な対応が行われるよう、各市町村教育委員会・市町村立学校における取組の工夫等について、情報共有していく。 県立学校の基本的な対応について参考送付するとともに、必要に応じて、県教育委員会と協議する体制を図っていく。
取組2 各種ガイドラインの作成	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「学校における新型コロナウイルス感染症対策のための手引き（幼稚園、小・中学校等）」を作成し、学校における感染症予防対策の徹底や学校における感染症まん延防止対策の徹底などについて、基本的な考え方と対応方法等を示した。 「ICTを活用した学びづくりのための手引き（小・中学校）」を改訂し、改めてICTを活用する意義やねらいを確認するとともに、情報モラル教育の充実やオンラインで授業を配信する際の留意点等について示した。 学校や児童・生徒等の実情に応じた感染症対策の徹底と学びの保障の両立に向け、各学校行事の留意事項等について取りまとめ、各学校に通知した。 国の緊急事態宣言下やまん延防止等重点措置の実施期間中、神奈川県緊急事態宣言下における学校の教育活動の留意点を取りまとめ、各学校に通知した。 県立学校の手引き等を参考とし、各地域の実情に応じた適切な対応を行うよう通知した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心の確保と学びの保障について、最新の情報を収集し、周知することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心の確保と学びの保障について、国の通知をはじめ、最新の情報を収集し、速やかに通知するとともに、適宜手引き等を改訂し、周知していく。
取組3 感染症対策用品の購入等補助	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 希望する市町村の各幼稚園や小・中学校に対し、マスクや消毒液、パーティション、空気清浄機等の感染症対策用品、また子どもたちが距離をとって活動するために、空き教室活用のための机、保護者への連絡用の紙、印刷用プリンターなど業務増にかかわる経費などの購入に際し、国の補助事業の活用を周知するとともに、各市町村の円滑な事務執行等を支援した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策を図るための消耗品の購入等に係る国の補助事業等の活用に加え、より効果的な感染症対策の工夫等について、市町村教育委員会に周知していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国の補助事業の活用を周知するとともに、各市町村の円滑な事務執行等を支援していく。また、市町村の幼稚園や小・中学校における効果的な感染症対策の工夫等について、適宜、市町村教育委員会に情報提供していく。
取組4 教育相談体制の充実	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの勤務回数を5回増やし、年間40回とするとともに、スクールソーシャルワーカーを2名増員し、教育相談体制の充実を図った。 これまでの対面による相談に加え、電話やオンラインでの相談を取り入れるなど、児童・生徒を支援した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に係るいじめ・偏見・差別等及び児童・生徒の不安やストレス等への対応のため、学校における教育相談体制の更なる充実が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの勤務回数を5回増やし、年間40回とするとともに、スクールソーシャルワーカーを2名増員し、各学校の教育相談体制の充実を図っていく。

③ 県立社会教育施設における対応

取組1 休館等の対応	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日から4月19日までは、県立の図書館の2施設は開館時間を最長20時までとし、県立の博物館及び美術館の4施設は事前予約した方に限り入館可能とした。 国のまん延防止等重点措置・緊急事態宣言等の発令により、4月20日から10月24日まで、県立の図書館の2施設は開館時間を最長19時までとし、県立の博物館及び美術館の4施設は事前予約した方に限り入館可能とした。 再度、まん延防止等重点措置の発令により、令和4年1月21日から3月21日まで事前予約をした方に限り入館可能とした。
課題	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍においても、県民の「学び」や「学び直し」の機会を保障するために、引き続き適切な感染防止対策を講じていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 各施設のマニュアルに沿った感染防止対策を徹底することで、来館者が安全・安心に閲覧や観覧ができる環境を提供していく。
取組2 感染症対策	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会で作成した、図書館や博物館における「新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン」に基づき、各施設でマニュアルを策定した上で、感染症対策を行った。具体的な対策の一つとして、来館者へサーマルカメラによる検温や、消毒液による手指消毒の徹底を呼びかけた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 感染状況に応じて、引き続き適切な感染防止対策を講じていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各施設のマニュアルに沿った感染防止対策を徹底することで、県民の「学び」や「学び直し」の機会を提供していく。

2 学びの保障

① 県立学校における対応

取組1 きめ細かな学習指導・支援等	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> 生徒の安全・安心と学びの保障の両立に取り組み、教育活動については、各学校の指導計画に基づき、感染対策の徹底を図りながら教育活動を継続してきた。 感染状況に応じて、学習活動における留意事項を示した。また、臨時休業等に当たっては、学習の遅れが生じることのないようオンラインを活用した学習等により万全を期すよう通知した。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> 個別教育計画に基づき、感染症対策を踏まえ学習内容に応じて少人数の学習グループを編成するなど、学習形態の工夫を講じてきた。 感染症対策のために必要な児童・生徒一人ひとりにあった学習指導や教育相談をよりきめ細かに行うため、学習指導員を配置し、効果的に活用した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> オンライン授業の実施については、機器の操作を含め、日常的なICT活用を推進していくための各学校の体制づくりや県教育委員会の支援体制の確立が課題である。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策のために必要な児童・生徒一人ひとりにあった学習指導や児童・生徒指導、相談業務等をきめ細かに行っていくためのICTの更なる効果的な活用が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> 各学校におけるICTを活用したオンライン学習等について課題把握を行い、各学校の実情等を踏まえた対応策の検討を進めていく。 ○ 県立特別支援学校

	<ul style="list-style-type: none"> 各学校におけるICTを活用した学習指導や児童・生徒指導、相談業務等について各校の実情等を踏まえた対応策の検討を進めていく。
取組2 ICT環境の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> 4月下旬から5月中旬までの期間に、全校で同時双方向型オンライン授業の試行を実施するに当たっての留意点等を各学校へ示したことで、各学校で同時双方向型オンライン授業を実施するための準備や課題の把握をすることができた。 「Google Workspace for Education」の活用を進めるため、様々な機会を活用事例等を共有したことで、各学校では、Classroom単位でMeet機能を活用しオンラインでホームルームを行うほか、教員がクラウドで課題を提示し、生徒がクラウドに成果物を提出するなど、オンラインを活用した学習を継続して行った。 インターネット常時接続環境が家庭に整っていない生徒へのWi-Fiモバイルルータ貸与を各学校で行うことができるよう方針を策定し、各学校へ示した。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> 「Google Workspace for Education」の活用を進めるため、連携してユーザー管理や設定を高速かつ簡単に行えるアドオンソフト（eG Class）を導入した。 情報教育を担当する教員が集まる「情報教育担当者研究協議会」において、各学校のオンライン授業の実践に係る好事例などを共有した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> 同時双方向型のオンラインを活用した授業等を行うために、端末をネットワークに接続する際に生じ得るトラブルに対し迅速かつ適切に対応することが課題である。 教員がオンラインを活用した同時双方向型の授業を行ったり、授業で使用する教材をクラウド上で準備したりするために、指導用端末として使用できる端末の台数を増やすことが課題である。 SIMカードの調達に時間を要することから、必要な時期に入手するための柔軟な対応やWi-Fiルータを一定の期間でレンタルする調達方法が課題である。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた学びの充実に向け、必要なICT環境の整備及びより効果的な活用を進めていくことが課題である。 授業動画の作成や同時双方向のオンライン授業などの実施に関する教員のスキルの更なる向上が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> 端末をネットワークに接続する際に生じ得るトラブルに対し迅速かつ適切に対応するため、GIGAスクール運営支援センターにより学校や保護者・生徒を支援していく。 教員がいつでも指導用端末を使用できるよう、指導者用に整備する端末の台数を増やしていく。 SIMカードを安価で短期間に調達できる方法について引き続き検討していく。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた学びの充実に向け、オンライン学習におけるタブレット型端末及びWi-Fiモバイルルータの更なる活用を図っていく。 ICT機器を効果的に活用したオンライン学習の実施に向けて、教員のスキルアップを図る研修等を実施していく。
取組3 高校生等への就学支援の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 失職や倒産等により家計が急変した生徒・保護者に対して、授業料の免除を行った。（家計急変免除者 30人） 保護者の失職等により家計が急変した世帯に対して、高校生等奨学給付金の支給を行った。（家計急変世帯対象給付 144人）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 高校生等奨学給付金について、支給単価の増額とともに、支給対象世帯を拡大

	し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減することが課題である。
今後の対応方向	・ 給付型の高校生等奨学給付金の拡充について、全国都道府県教育長協議会などを通じて、引き続き国に働きかけていく。

② 市町村立学校における対応

取組1 きめ細かな学習指導・支援等	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎内や教室の消毒作業など、教員でなくてもできる業務を担うスクール・サポート・スタッフを令和3年度も引き続き全校に配置し、年度当初からの人材確保に努めるとともに、学校の実情を踏まえた柔軟な配置を通じて、教員が児童・生徒の学びの保障に注力できる体制整備を図った。 ・ 学習指導員を令和3年度も引き続き全校に配置し、年度当初からの活用に努めるとともに、各学校のニーズや各地域における感染状況などを踏まえ、児童・生徒の学びの保障を支援した。 ・ 子どもたち一人ひとりの最適な学びを実現するとともに、身体的距離を確保するため、小学校2年生において35人以下学級を実施した。
課題	・ スクール・サポート・スタッフは重要な役割を果たしていることから、引き続き全校配置を継続するとともに、配置規模を拡充していくことが課題である。
今後の対応方向	・ スクール・サポート・スタッフは、令和4年度も引き続き全校に配置するとともに、1校当たりの配置時間数を拡充し、教員が児童・生徒の学びの保障に注力できる体制整備を図っていく。
取組2 ICT環境の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度から、県内の市町村において、校内無線LANを含めた1人1台端末の整備を行った結果、令和3年11月までに、県内全市町村において、端末の活用を開始することができた。 ・ 市町村教育委員会に対して、小・中学校における授業ライブ配信等の実施に向けて、県立高校が持っているノウハウの伝達を行った。 ・ 市町村教育委員会指導事務主管課長会議などの機会に、授業ライブ配信の取組や成果を周知した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの情報活用能力育成に向け、各市町村立学校がICTの利点を生かした授業改善に取り組んでいく必要があるため、ICT活用に係る教員の資質向上が課題である。 ・ ICT活用等による、県立高校と連携した授業ライブ配信などの取組について、より効果的な実施方法等の周知に課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT活用に係る教員の資質向上のために、ICTの手引きを活用した教員研修を各教育事務所等において継続して実施していく。 ・ 児童・生徒の学習保障のため、小・中学校において授業ライブ配信等を行うための参考資料として、引き続きICTの手引きを更新し、活用を図っていく。

③ 県立社会教育施設における対応

取組1 県民への発信（休館に伴う対応等）	
実績・成果	・ 県民が自宅でも県立社会教育施設の取組を楽しんでいただけるよう、各施設のホームページを用いて、Webコンテンツを発信するとともに、コンテンツを充実させた。また、これらのコンテンツの一部を集約した共同企画「おうちでミュージアム&ライブラリー」を引き続き公開した。
課題	・ 各施設に来館することが難しくなった方の、「学び」や「学び直し」の機会が減少する中で、どのような方法で県民の学びの機会を保障していくかということが課題である。
今後の対応方向	・ 引き続き、ホームページ上で資料や作品の紹介等を更に充実させるなど、コロナ禍を踏まえた取組を進めていく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 学校における感染症対策の徹底と学びの保障の両立は難しい面もあるが、しっかりとした県教育委員会の指針を示し、ICTの有効活用を推進するなど児童・生徒の学びを保障し、今後の教育活動の持続的な発展が求められる。

【中柱1-①、②について】

- 県立学校における対応については、コロナ禍のストレス等で不安を抱えた生徒に対するきめ細かな相談体制を維持し、スクールカウンセラーの拡充などこれからも生徒に寄り添った対応を期待する。
- 時差通学や短縮授業は新型コロナウイルスの感染拡大防止の措置として仕方がなかった。また、ガイドラインの作成や感染対策の物品購入など状況に応じた対策は評価できる。特に、入学者選抜については大変だったと思われる。特別支援学校の児童・生徒については今後も特別な配慮が必要だ。また、市町村立学校における対応についても、県立学校と同様の評価ができる。

【中柱1-③について】

- 図書館などは県民の貴重な学びの場であり、今後も感染防止対策を徹底して開館し続けてほしい。

【中柱2-①について】

- ICT環境の整備については、早くからオンライン授業に対応する整備を行ってきたことは評価できる。今後もオンライン授業を有効に活用するため、ICT環境の充実とスキルアップをめざした教員研修の充実を期待する。
- 対面授業とオンライン授業のメリット、デメリットを見極めて、当該生徒が安心して学べる環境づくりが大切である。特に、オンラインはハードとソフトにそれぞれ課題があり、ICT環境の整備は費用と時間がかかるので、しっかりと取り組んでほしい。低所得者層への対応は評価できる。

【中柱2-②について】

- 市町村立学校における対応については、児童・生徒の学びに注力できるようスクール・サポート・スタッフを全校に配置したことは評価できる。さらに、学びの保障のため配置規模を拡充するなどの取組を期待する。
- ICTの活用は現実的に小学校低学年で行うには機器の扱いなど課題が多い。年齢に適した運用を考えてほしい。

【中柱2-③について】

- 休館の措置としてインターネットを活用したコンテンツ発信は評価できる。ただ高齢者に多く見られるICTになじみの薄い人たちに対する方策も講じてほしかった。